

NTT DATA
Trusted Global Innovator

「所得税の達人」操作研修会

2024年 1月19日

公共統括本部 第三公共事業本部

デジタルプラットフォーム事業部 第三システム統括部

第三営業担当(税務サービスG)

Index

1. 税制改正と機能追加
2. 「所得税の達人」基本操作
3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込
4. 「電子申告の達人」基本操作
5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)
6. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションのご紹介
7. 一括処理「所得税の達人」カスタマイズオプション
8. その他

※本資料で使用しているシステム画面は開発中のものです。そのため、実際の製品画面と異なる場合があります。

01.

税制改正と機能追加

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

1. 帳票の新規追加

対応帳票		帳票種別
申告書(損失申告用)	第四表付表(三)	標準
翌年以後に繰り越される雑損失の計算(3年用)		標準
翌年以後に繰り越される雑損失の計算(5年用)		標準
給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書(付表1)		拡張
相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(令和五年一月一日以後相続開始用)		拡張
特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書(付表)		拡張

2. 帳票の削除

対応帳票
申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)
エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表)
基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書(付表)
中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書(付表)

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

3. 帳票の新様式への対応

詳細は[達人Cubeの情報コミュニティに掲載の「利用ガイド」](#)にてご確認ください。

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

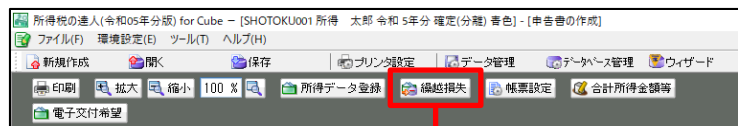
【令和05年分版税制改正】

4. 画面の変更/追加

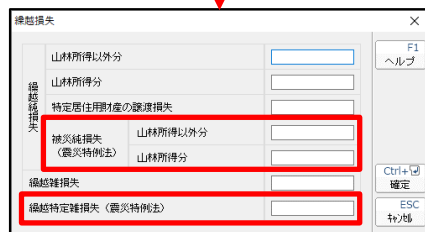
①申告書 第一表／申告書 第三表

- ・ツールボタン[繰越損失]をクリックして表示される[繰越損失]画面において、[被災純損失]及び[繰越特定雑損失]を[被災純損失(震災特例法)]及び[繰越特定雑損失(震災特例法)]に変更

■画像は「申告書 第一表」



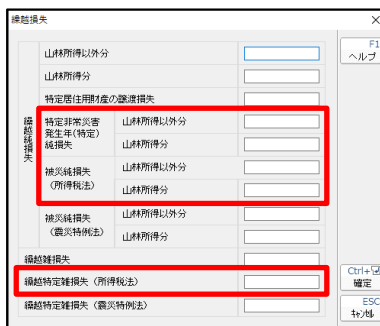
クリックして表示



← 項目の変更

また、申告年度がプログラム年度の翌年以降の場合、[繰越損失]画面に以下の項目を追加

項目
特定非常災害発生年(特定)純損失
被災純損失(所得税法)
繰越特定雑損失(所得税法)



← 項目の追加

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

②申告書 第二表

- ・[○配偶者や親族に関する事項]をダブルクリックして表示される[配偶者、扶養親族控除等]画面の[非居住者]において、以下の項目を選択できるよう

項目	
30歳未満又は70歳以上(※1)	留学(※2)
38万円以上の支払い(※2)	障害者(※3)

※1:年齢が30歳未満又は70歳以上の場合に表示されます。

※2:年齢が30歳以上且つ70歳未満の場合に表示されます。

※3:年齢が30歳以上且つ70歳未満且つ[障害者区分]が空欄以外の場合に表示されます。

■画像は扶養親族が30歳未満又は70歳以上の場合

○ 配偶者や親族に関する事項 (◎~③)									
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他		
明大 裕平		配偶者		特 特 障	国 外	特 特 障	特 特 障		
明大 裕平				特 特 障		特 特 障	特 特 障		
明大 裕平				特 特 障		特 特 障	特 特 障		
明大 裕平				特 特 障		特 特 障	特 特 障		

ダブルクリックして表示

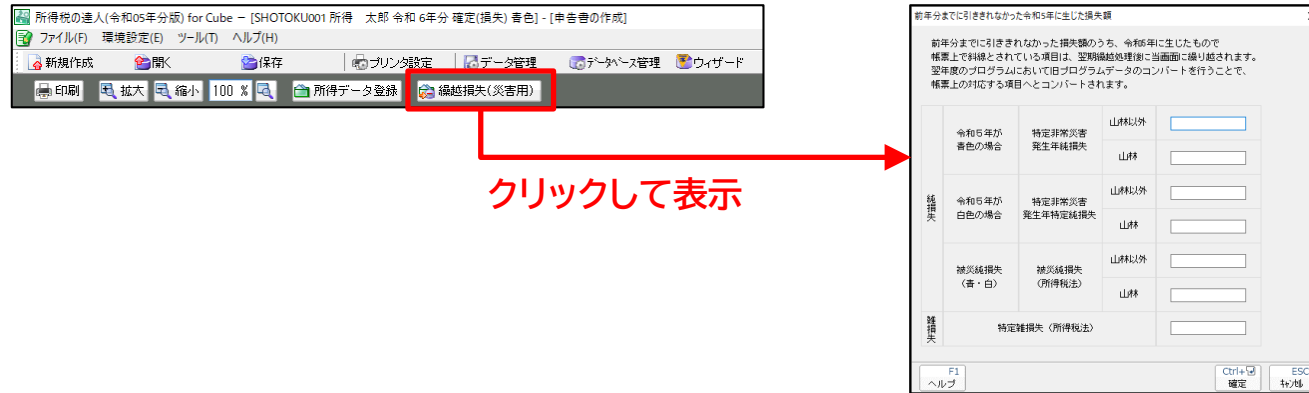
← 項目を選択できるよう追加

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

③申告書(損失申告用) 第四表付表(二)

- ・ツールボタン[繰越損失(災害用)]及びクリックして表示される[前年分までに引ききれなかった令和5年に生じた損失額]画面を追加



1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (一面)

- ・[2 新築又は購入した家屋等に係る事項]－[イ][契約日・契約区分]－[区分]をダブルクリックして表示される[契約区分]画面の[1]及び[2]の文言を変更

2 新築又は購入した家屋等に係る事項		家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	平成 令和	平成 令和	平成 令和
契約日	平成 令和	平成 令和	平成 令和
契約区分	平成 令和	平成 令和	平成 令和
補助金等控除前の取得対価の額			
交付を受ける補助金の額			
取得対価の額(②-④(②-④))			
総(床)面積			
うち居住部分の(床)面積			

ダブルクリックして表示

契約区分	
● 選択なし	
○1 住宅の新築に係る契約 又は、 新築住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和5年1月1日以後の場合)	
○2 新築住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年中の場合) 又は、 新築住宅や中古住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和3年12月31日以前の場合)	
○3 買取再販住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年1月1日以後の場合)	
○4 中古住宅の購入に係る契約(居住開始日が令和4年1月1日以後の場合)	

← 文言の変更

- ・[9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額]をダブルクリックして表示される[(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の選択]画面において、[3 平成20年の特例制度の場合]を[3 該当なし]に変更。本変更に伴い、[住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(3から12のいずれかを選択する場合を除きます。)]の括弧内の“3”を“4”に変更

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	円

ダブルクリックして表示

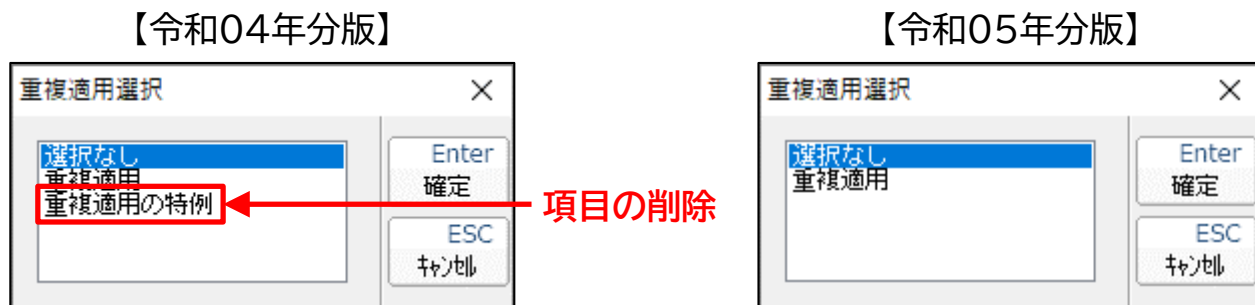
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の選択	
次のいずれかが該当する特別控除について選択します。	
● 選択なし	
住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(4から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	
○1 令和4年の(特例)特別控除取得の場合	
○2 上記1以外の場合	
○3 該当なし	
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	
○4 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合(令和4年の(特例)特別控除取得の場合)	
○5 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合(上記4以外の場合)	
○6 ZEH水準省エネ住宅に該当する場合	
○7 省エネ基準適合住宅に該当する場合	
特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合	
○8 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	
○9 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	
○10 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	
震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	
○11 令和4年の(特例)特別控除取得の場合	
○12 上記11以外の場合	

← 選択肢の変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

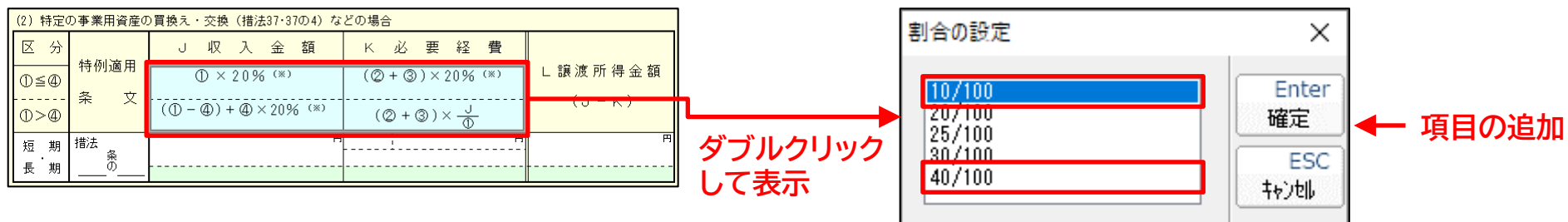
【令和05年分版税制改正】

- ・[重複適用を受ける場合の控除額]をダブルクリックして表示される[重複適用選択]画面において、[重複適用の特例]を削除



⑤譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】(4面)

- ・[(2)特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合]－[特例適用条文]の[J収入金額]及び[K必要経費]をダブルクリックして表示される[割合の設定]画面において、[10/100]及び[40/100]を追加



1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

⑥[該当するものを選択してください。]画面

- 以下の帳票の各項目の[取得資産の該当条項] – [(1)第37条第1項の表の]の該当する区分をダブルクリックして表示される[該当するものを選択してください。]画面において、[第3号 主たる事務所資産]を追加

対応帳票	項目
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細
買換(代替)資産の明細書	3 買い換える(取得する)予定の資産の明細

■画像は「やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書」

2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細

資産の種類		数	量	m ²
取得資産の 該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の	第□号		
		第3号	(28区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (主たる事務所資産)	
	(2) 第37条の5第1項の表の	第1号	(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)	
		第2号	(中高層の耐火共同住宅)	
	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の	第□号	()	

ダブルクリックして表示

該当するものを選択してください。

項目名称

該当なし

第3号 28区

第3号 23区以外の集中地域

第3号 集中地域以外の地域

第3号 主たる事務所資産

項目の追加

Enter 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

⑦[登録番号・法人番号]画面

・以下の帳票において、[○売上(収入)金額の明細]及び[○仕入金額の明細]－[登録番号(法人番号)]をダブルクリックして表示される[登録番号・法人番号]画面を追加。[登録番号]又は[法人番号]が入力できます。

[登録番号]又は[法人番号]を入力した「売上先」「仕入先」については、その売上先名・仕入先名及び所在地を省略できます。

対応帳票	
青色申告決算書	一般用(営業所得) (3ページ)
	一般用(その他) (3ページ)
収支内訳書	一般用(営業所得) (2ページ)
	一般用(その他) (2ページ)
	一般用(雑(業務)所得) (2ページ)

※ [法人番号]を選択した場合、[参照]ボタン又は[F3/参照]ボタンをクリックすると検索画面が表示され、[法人番号]を検索できます。

■画像は[登録番号・法人番号]画面で[法人番号]を選択し、[参照]ボタンをクリックした場合



ダブルクリック
して表示

参照ボタンを
クリックして表示

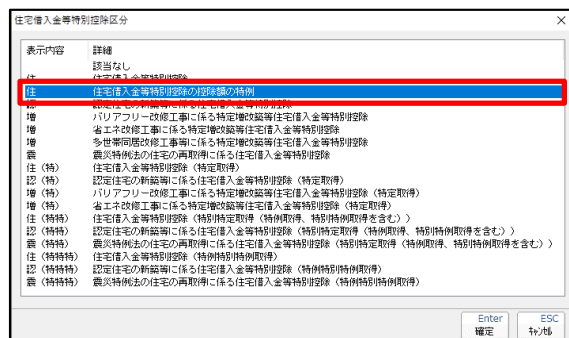
1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年版税制改正】

⑧【入力用】給与所得の源泉徴収票

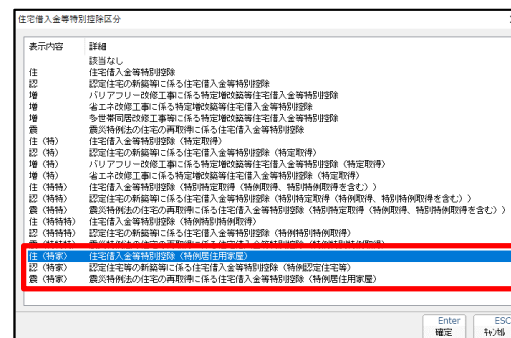
- ・[住宅借入金等特別控除区分(1回目/2回目)]をダブルクリックして表示される[住宅借入金等特別控除区分]画面において、区分の削除及び追加をしました。

【令和04年版】



← 区分の削除

【令和05年版】

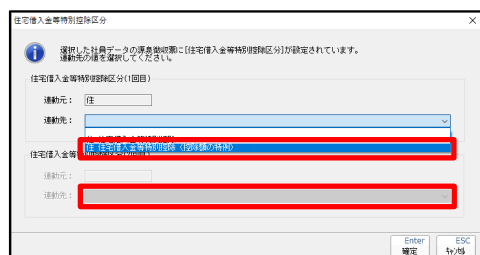


← 区分の追加

- ・ツールボタン[データ連携]をクリックしてデータ連携を進めていくと表示される場合がある[住宅借入金等特別控除区分]画面の[連動先]において、区分の削除及び追加をしました。

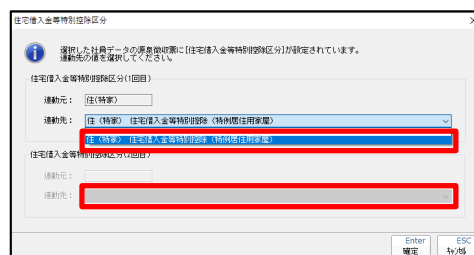
表示される区分は、「年調・法定調書の達人(令和05年版)」で入力している内容により異なります。

【令和04年版】



← 区分の削除

【令和05年版】



← 区分の追加

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

⑨納税額計算シート

- ・[14][住宅借入金等特別税額控除額]をダブルクリックして表示される[住宅借入金等特別税額控除の適用]画面において、居住開始年を平成26年からに変更。

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割				
総合課税の所得				
短期譲渡				
長期譲渡				
株式等の譲渡				
上場株式等の配当等				
先物取引				
山林				
遺贈				
計(②～⑧)				
(内給与分)				
調整控除額				
配当控除額				
住宅借入金等特別税額控除額				
所得控除額				
外国税額控除額				
免税額				
災害減免額				
差引所得割額				
配当割額控除額				
株式等譲渡所得割額控除額				
計(市町村民税・都道府県民税)				
基特課税額				
合計				

ダブルクリックして表示

住宅借入金等特別税額控除の適用

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税で税額控除する場合に選択してください。

自動判定モード 手入力モード

住宅借入金等特別税額控除を適用する
(下記「控除限度額の拡充条件」のいずれかに該当する)

控除限度額の拡充条件

- ・住宅等の取得が(特別)特定取得に該当し、平成26年4月1日～令和09年12月31日に居住開始した場合
- ・震災特例を選択し、平成26年4月1日～令和09年12月31日に居住開始した場合
- ・住宅等の取得が(特別)特別特例取得に該当し、令和4年中に居住開始した場合

適用に当たっての注意事項

適用に当たって、下記の内容を確認してください。

①上記控除を適用する場合、居住開始年が平成26年から令和7年までの各年に限ります。

②特定増改築に係る住宅借入金等特別税額額は、上記の控除額を計算する上で適用できません。

← 文言の変更

5. 桁数の拡張

P5「3. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の帳票の[本年中における特殊事情]の各行の桁数において、以下のとおり拡張

	対応帳票	桁数(全角)
青色申告決算書	一般用(営業所得) (3ページ)	20
	一般用(その他) (3ページ)	
収支内訳書	一般用(営業所得) (2ページ)	30
	一般用(その他) (2ページ)	
	一般用(雑(業務)所得) (2ページ)	

■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得) (3ページ)」

◎売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号) (※)	売上(収入)金額
			円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			
計			円

◎仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号) (※)	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			

◎本年中における特殊事情

← 桁数の拡張

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【令和05年分版税制改正】

6. エラーチェック機能の追加追加

P5「3. 帳票の新様式への対応」に伴い、以下の帳票の[○地代家賃の内訳]－[賃借物件]において、電子申告可能な桁数を超えている項目があるかどうか確認できる機能を追加

本追加に伴い、ツールボタン[電子申告桁数確認]を追加

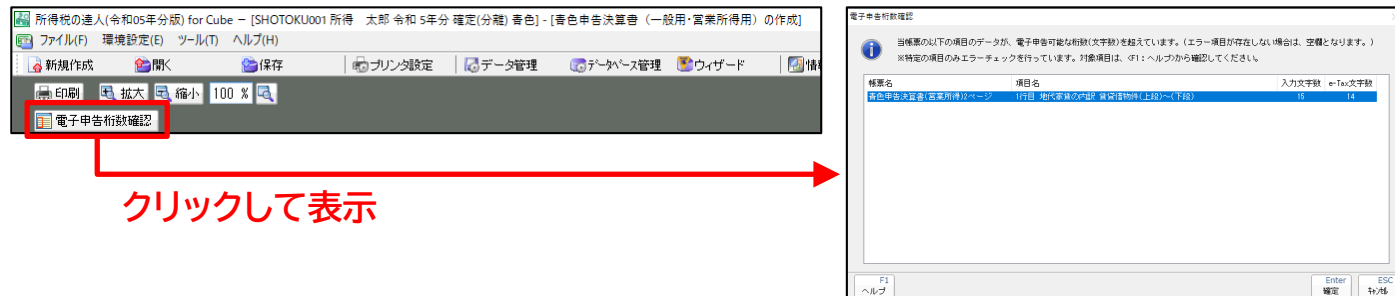
クリックして表示される[電子申告桁数確認]画面でエラーの有無を確認します。

※他のページに移動した際、注意喚起のメッセージが表示されます。

エラーチェックの対象項目については、同画面で[F1/ヘルプ]ボタンをクリックして表示されるオンラインヘルプで確認できます。

対応帳票	
青色申告決算書	一般用(営業所得) (2ページ)
	一般用(その他) (2ページ)

■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得) (2ページ)」



クリックして表示

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

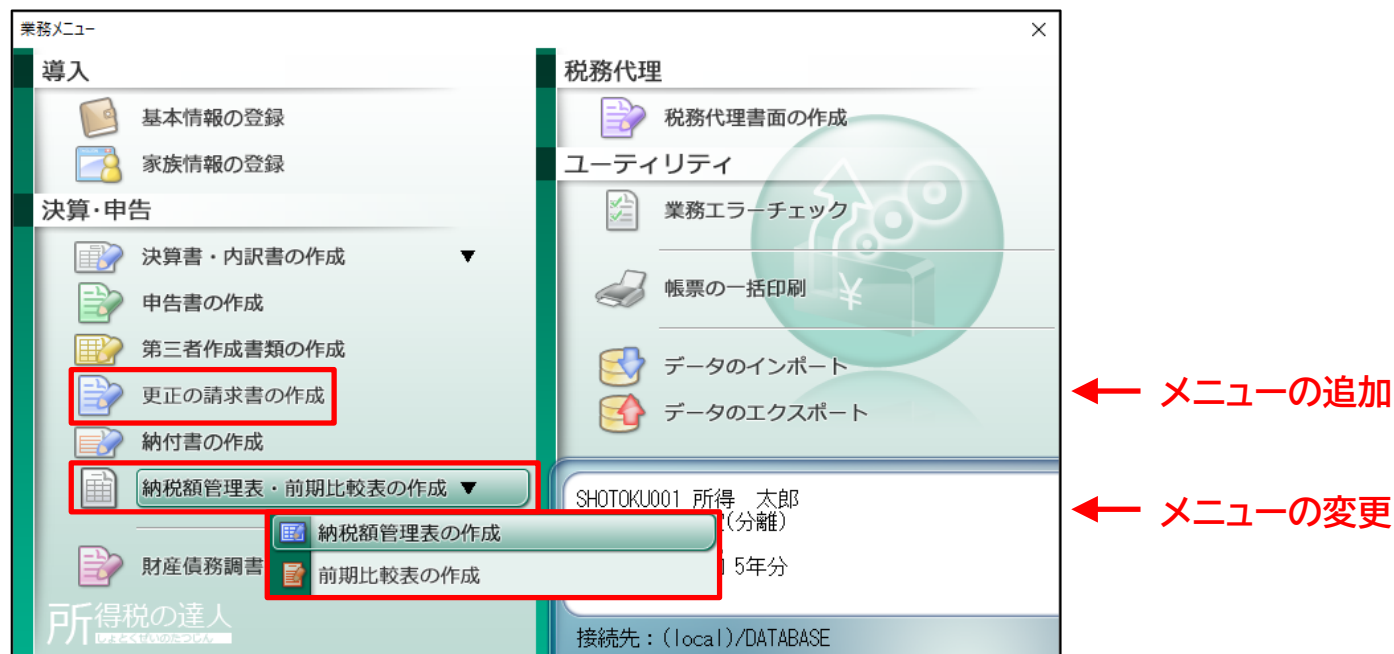
1. 「更正の請求書」への対応

「更正の請求書」を対応帳票に新規追加。帳票種別は[標準]です。

本追加に伴い、以下のとおり変更

①業務メニュー[更正の請求書の作成]の追加

- ・業務メニューに[更正の請求書の作成]を追加。本追加に伴い、業務メニュー[納税額管理表の作成]及び[前期比較表の作成]を統合し、業務メニュー[納税額管理表・前期比較表の作成]に変更



1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②[新規作成／基本情報の登録]画面の変更

- ・[新規作成／基本情報の登録]画面－[申告情報]タブ－[申告区分]の[修正]を[修正／更正]に変更

■ 画像は[新規作成]画面

← 項目の変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

③[電子交付希望]画面の変更

- 以下の帳票のツールボタン[電子交付希望]をクリックして表示される[電子交付希望]画面において、[更正の請求に対する通知書]の e-Taxでの通知の希望の有無をチェックボックスで選択できるよう追加
- e-Taxでの通知の希望が有の場合に、1つでもチェックを付けると帳票上にその旨を表示します。

対応帳票	
申告書	第一表
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (一面)	

- 「※国税還付金振込通知書の電子発行は、令和5年6月中旬に対応開始予定です。」を削除

【令和04年分版】

書類名	表示様式
<input type="checkbox"/> 加算税の賦課決定通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 所得税の予定納税額等の通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 国税還付金振込通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除証明書	住宅借入金等の計算明細書

← 文言の削除

【令和05年分版】

書類名	表示様式
<input type="checkbox"/> 加算税の賦課決定通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 所得税の予定納税額等の通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 国税還付金振込通知書	申告書【第一表】
<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除証明書	住宅借入金等の計算明細書
<input type="checkbox"/> 更正の請求に対する通知書	更正の請求書

← 項目の追加

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

2. 「申告書 第一表」の変更

「申告書 第一表」において[合計所得金額]が0円、且つ「申告書(損失申告用) 第四表(一)／(二)」を作成している場合、
[24][基礎控除]及び[31][上の⑳に対する税額] が空欄とならないよう変更

3. 「申告書 第二表」の変更

①表示方法の変更

・[特例適用条文等]において、特例適用条文が2件以上ある場合の表示方法を変更

【令和05年分版】

特例適用 条文等		措法27、措法41の18、措法41の18の2、措法41の18の3									
○ 配偶者や親族に関する事項 (㉔～㉚)											
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他				
所得 春子	<input type="text"/>	配偶者	明大 昭平 50・06・01	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input checked="" type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 ハナ	<input type="text"/>	母	明大 昭平 23・03・03	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 梅子	<input type="text"/>	長女	明大 昭平 15・09・01	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 二郎	<input type="text"/>	次男	明大 昭平 22・10・20	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
	<input type="text"/>		明大 昭平	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			

表示方法の変更

【令和04年分版】

特例適用 条文等		措法27 措法41の18 他2件									
○ 配偶者や親族に関する事項 (㉔～㉚)											
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他				
所得 春子	<input type="text"/>	配偶者	明大 昭平 50・06・01	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input checked="" type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 ハナ	<input type="text"/>	母	明大 昭平 23・03・03	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 梅子	<input type="text"/>	長女	明大 昭平 15・09・01	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
所得 二郎	<input type="text"/>	次男	明大 昭平 22・10・20	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input checked="" type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			
	<input type="text"/>		明大 昭平	<input checked="" type="checkbox"/> 特例	<input type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 年調	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 調整			

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②画面の変更

- ・[○配偶者や親族に関する事項]をダブルクリックして表示される[配偶者、扶養親族控除等]画面－[生年月日]に[年齢]を追加
本追加に伴い、[生年月日]を[生年月日(年齢)]に変更。生年月日を入力すると自動で年齢が反映します。
また、チェックボックスにチェックを付けると年齢が入力できます。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23)							
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明大 昭平	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
			明大 昭平令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明大 昭平令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明大 昭平令	障 特障	年調	16 別居	調整
			明大 昭平令	障 特障	年調	16 別居	調整

ダブルクリックして表示

配偶者、扶養親族控除等

■家族情報(この画面で設定された情報は、家族情報の登録画面にも反映されます。)

本人氏名
個人番号

所得 太郎

配偶者氏名
個人番号

扶養親族氏名
個人番号

性別
生年月日(年齢)
男性
昭和 49 08 01
(入力 49 歳)

障害者区分
所得調整
非該当

所得調整控除用
障害者区分
一般

国外居住
非居住者
年調適用

住民税
同一生計配偶者
別居

所得調整
非該当

退職所得のある親族
による住民税の区分
非該当

退職所得のある配偶者
第二表(20)~(23)欄表示
退職所得を除く所得金額
円

控除計算
対象外

■控除詳細情報

配偶者 入力 円

ひとり親 入力 円

勤労学生 入力 円

障害者 入力 円

配偶者 入力 円

配偶者特別 入力 円

扶養親族 入力 円

項目の追加及び変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

4. 「青色申告決算書」及び「収支内訳書」の変更

①参照機能の追加

- 以下の帳票において、[○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳]及び[①税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳]－[支払先の住所・氏名]を選択している場合に表示される、[F3/参照]ボタンを追加
- クリックすると[新規作成/基本情報の登録]画面－[税理士情報]タブの[事務所所在地]及び[税理士名]を[支払先の住所・氏名]に反映します。

対応帳票	
青色申告決算書	一般用(営業所得) (3ページ)
	一般用(その他) (3ページ)
	不動産所得用 (3ページ)
	農業所得用 (3ページ)
収支内訳書	一般用(営業所得) (1ページ)
	一般用(その他) (1ページ)
	一般用(雑(業務)所得) (1ページ)
	不動産所得用 (2ページ)

■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得) (3ページ)」

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)				○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳			
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利息割引料	左のうち必要経費算入額	支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円		円	円	円

所得税の達人(令和05年分版)

「基本情報の登録」画面の「税理士情報」タブの「事務所所在地」および「税理士名」を設定します。よろしいですか？

OK

OKボタンをクリック

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳			
支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
東京都文京区〇〇1-2-3 税理士 税務 太郎	円	円	円

内容を反映

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②桁数の拡張

- ・「青色申告決算書 不動産所得用 (3ページ)」- [○地代家賃の内訳] - 以外の「青色申告決算書」及び「収支内訳書」の桁数において、以下のとおり変更

項目	桁数(半角)
支払先の住所	40(80)
支払先の氏名	26(52)

■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得) (2ページ)」- [○地代家賃の内訳]

○地代家賃の内訳			
支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
-----	-----	円	円
-----	-----	円	円
-----	-----	円	円

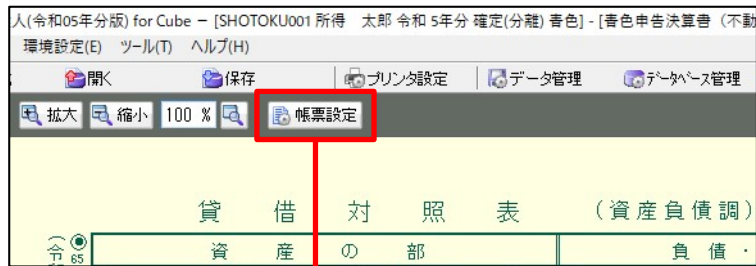
← 桁数の拡張

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

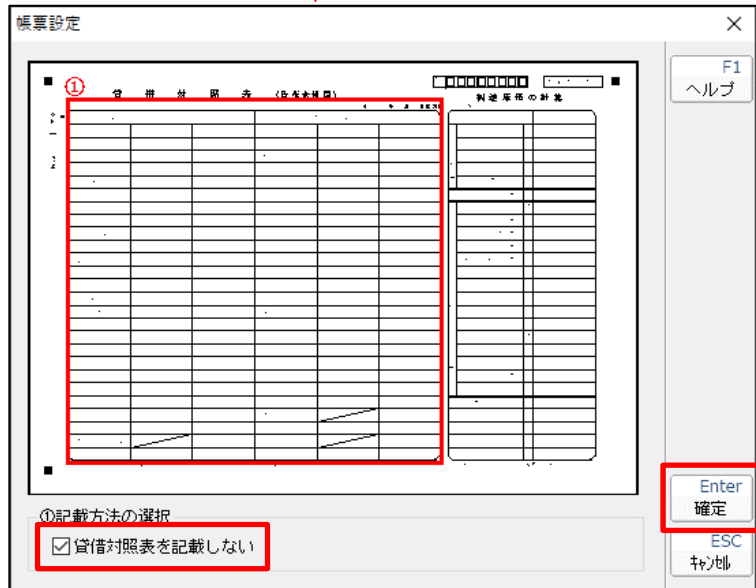
【機能追加】

④[貸借対照表]の表示の変更

- ・「青色申告決算書」の4ページにおいて、ツールボタン[帳票設定]及びクリックして表示される[帳票設定]画面を追加
- [帳票設定]画面で[貸借対照表を記載しない]をクリックしてチェックを付けると、[貸借対照表]の金額等を表示しないよう変更



クリックして表示



■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得)」

資産の部				負債・資本の部			
科目	月日(期首)	月日(期末)		科目	月日(期首)	月日(期末)	
現金				支払手形			
当座預金				買掛金			
定期預金				借入金			
その他の預金				未払金			
受取手形				前受金			
売掛金				預り金			
有価証券							
備前資産							
前払金							
貸付金				貸倒引当金			
建物							
建物附属設備							
機械装置							
車両運搬具							
工具器具備品							
土地							
事業主貸				事業主借			
元入金				元入金			
青色申告特別控除				青色申告特別控除			
の控除				の控除			
計				計			

[貸借対照表]の金額等を表示しないよう変更

チェックボックスにチェックを付けて[確定]ボタンをクリック

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

5. 「納税額計算シート」の変更

①演算式の変更

・以下の区分において、演算式を変更

項番	区分	
2	総合課税の所得	課税標準額
3	短期譲渡	課税標準額
9	退職	課税標準額
		市町村民税
		都道府県民税

・本変更に伴い、[9][退職]の[市町村民税][都道府県民税]を入力切替項目に変更

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割	①			
所得割	総合課税の所得	②		
	短期譲渡	③		
	長期譲渡	④		
	株式等の譲渡	⑤		
	上場株式等の配当等	⑥		
	先物取引	⑦		
	山林	⑧		
	退職	⑨		
	計(②～⑨)	⑩		
	(内給与分)	⑪		
調整控除額	⑫			
配当控除額	⑬			
住宅借入金等特別税額控除額	⑭			
寄附金税額控除額	⑮			
外国税額控除額	⑯			
免税額	⑰			
災害減免額	⑱			
差引所得割額	⑲			
配当割額控除額	⑳			
株式等譲渡所得割額控除額	㉑			
計(市町村民税・都道府県民税)	㉒			
森林環境税	㉓			
合計	㉔			

← 演算式の変更

← 入力切替項目に変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②[退職所得の登録]画面の変更

- ・P25「①演算式の変更」に伴い、[■住民税計算シート]－[退職]をダブルクリックして表示される[退職所得の登録]画面の[入力された金額は、「所得割(2)総合課税の所得」欄において計算されます。]を削除

【令和04年分版】

退職所得の登録

源泉分離課税の対象とならない退職所得の損益通算後の金額を入力してください。

入力された金額は、「所得割(2)総合課税の所得」欄において計算されます。

※前年からの純損失・雑損失などの繰越控除がある場合は、その適用後の退職所得の金額を【繰越控除適用後の金額】に上書き入力してください。

繰越控除適用前の金額 (合計所得金額の計算用)	<input type="text"/> 円
繰越控除適用後の金額 (総所得金額等の計算用)	<input type="checkbox"/> 入力 <input type="text"/> 円

Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

← 文言の削除

【令和05年分版】

退職所得の登録

源泉分離課税の対象とならない退職所得の損益通算後の金額を入力してください。

※前年からの純損失・雑損失などの繰越控除がある場合は、その適用後の退職所得の金額を【繰越控除適用後の金額】に上書き入力してください。

繰越控除適用前の金額 (合計所得金額の計算用)	<input type="text"/> 円
繰越控除適用後の金額 (総所得金額等の計算用)	<input type="checkbox"/> 入力 <input type="text"/> 円

Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

③自動チェックの条件追加

- ・[14][住宅借入金等特別税額控除額]をダブルクリックして表示される[住宅借入金等特別税額控除の適用]画面で[自動判定モード]を選択している場合、[住宅借入金特別税額控除を適用する]に自動でチェックを付ける条件において、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」- [3 増改築等をした部分に係る事項]の[居住開始年月日]を設定している場合、を追加

区分	課税標準額	市町村民税	都道府県民税	合計
均等割	①			
総合課税の所得	②			
短期譲渡	③			
長期譲渡	④			
所得割	⑤			
株式等の譲渡	⑥			
上場株式等の配当等	⑦			
先物取引	⑧			
山林	⑨			
退職	⑩			
計(②~⑩)	⑪			
(内給与分)	⑫			
調整控除額	⑬			
配当控除額	⑭			
住宅借入金等特別税額控除額	⑮			
特別金税額控除額	⑯			

ダブルクリックして表示

住宅借入金等特別税額控除の適用

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額を個人住民税で税額控除する場合に選択してください。

自動判定モード
 手入力モード

住宅借入金等特別税額控除を適用する

控除限度額の拡充条件

- ・住宅等の取得が(特別)特定取得に該当し、平成26年4月1日～令和3年12月31日に居住開始した場合
- ・震災特別を選択し、平成26年4月1日～令和3年12月31日に居住開始した場合
- ・住宅等の取得が(特別)特別特別取得に該当し、令和4年中に居住開始した場合

適用に当たっての注意事項

適用に当たって、下記の②の内容を確認してください。

①上記控除を適用する場合、居住開始年が平成26年から令和7年までの各年に限りです。

②特定増改築に係る住宅借入金等特別控除額は、上記の控除額を計算する上で適用できません。

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC キャンセル

← チェックを付ける条件を追加

6. 「保険料控除等の確認表」の変更

「医療費控除の明細書」及び「【入力用】医療費に係る領収書等」を作成している場合、業務メニュー[帳票の一括印刷]-[その他]タブの「保険料控除等の確認表」を印刷した際に、[病院・薬局などの支払先の名称]が正しく表示されるよう変更

地震保険料等	地震保険料		旧長期損害保険料	
	保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
		円		円
	合計	円	合計	円
医療費控除	病院・薬局などの支払先の名称		支払った医療費等の合計	そのうち医療費控除や医療費控除は不要な医療費の合計
	千葉県市川市〇〇1-1 市川産科医院		円	円
			341,400	130,000

← 正しく表示されるよう変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

7. 住所の入力に関する変更

各画面において、郵便番号又は住所を入力し、[参照]ボタンをクリックする際に、該当する郵便番号又は住所が1件のみの場合、[住所一覧]画面を表示せず、郵便番号、住所及び市外局番を該当の項目に反映するよう変更

■画像は[新規作成]画面で郵便番号を入力した場合

住所
郵便番号: 272 - 0000 参照
刀掛け:
住所:
令和 6年
1月1日の住所:
 入力
 政令指定都市に該当する
電話番号: - -

事業所等
刀掛け:
屋号・雅号:
郵便番号: - 参照
刀掛け:
所在地:
電話番号: - -

郵便番号を入力し
[参照]をクリック

住所
郵便番号: 272 - 0000 参照
刀掛け: 千葉県市川市
住所: 千葉県市川市
令和 6年
1月1日の住所:
 入力
 政令指定都市に該当する
電話番号: 047 - -

事業所等
刀掛け:
屋号・雅号:
郵便番号: - 参照
刀掛け:
所在地:
電話番号: - -

← [住所一覧]画面を
表示せずに住所と
市外局番を反映

8. 桁数の拡張

①各画面及び帳票において、金額の桁数を全て12桁に拡張(小数点のある金額は、整数10桁・小数点以下2桁に拡張)

※既存の金額の桁数が12桁以上の場合は変更はありません。

■画像は[所得データの登録-【総合課税】事業(営業等)]画面

収入金額 必要経費等 専従者控除 青色申告特別控除 源泉徴収税額 (内)

123,456,789,012

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+ 確定 ESC 転記

← 桁数の拡張

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②以下の帳票の各項目の桁数を8桁に拡張

対応帳票	項目
所得の内訳書	所得の基因となる資産の数量
【入力用】配当所得等に係る支払通知書 (1面)(2面)	株数又は口数(下段)

本変更に伴い、「所得の内訳書」の各明細行をダブルクリックして表示される[所得の内訳の登録]画面の[数量]の桁数を8桁に拡張

所得の種類	所得の種類	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基因となる資産の数量	収入金額 (源泉徴収税額を差し引かれる前の収入金額)	源泉徴収税額	支払確定年月又は支払を受けた年月
営業		(電話)	12,345,678	円内	円	年 月
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				

所得の内訳の登録

行の属性
 通常明細行 小計行

通常明細行

所得種類: 【総合課税】事業(営業)

連動設定: 手入力

所得種類(表示用): 入力 営業

種目: 参照

所得の生ずる場所又は給与などの支払者

氏名・名称:

住所・所在地・法人番号:

電話番号: - -

所得データ連動用項目(所得の内訳書より転記の場合)

必要経費等:

専従者控除:

青色申告特別控除:

数量: 参照

収入金額:

源泉徴収税額(内):

源泉徴収税額:

支払確定日等: 年 月

小計行

計算方法:

所得種類(表示用):

種目:

F1 ヘルプ F3 参照 F12 漢字 Ctrl+ 確定 ESC 入力

桁数の拡張

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

9. 複写機能の追加

明細行がある入力用帳票、第三者作成書類及び財産債務調書等の複写機能を追加し、以下のとおり対応

①入力用帳票及び第三者作成書類

- ・以下の帳票において、[F11/複写]ボタンを追加。前の行で入力した内容を選択した行に複写できます。

対応帳票	
【入力用】社会保険料等に係る控除証明書等	
【入力用】医療費に係る領収書等	
【入力用】雑損控除に係る領収書等	
社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項	
医療費に係る使用証明書等の記載事項(おむつ証明書など)	
雑損控除に係る領収書等の記載事項	

■画像は「【入力用】社会保険料等に係る控除証明書等」

社会保険料	
源泉徴収分	支払保険料
国民保険	579,330
その他の	
合計	579,330

○小規模企業共済等掛金

源泉徴収分	支払掛金
種別	
種別	
種別	
合計	

○生命保険料

源泉徴収分	支払保険料
種別	
種別	
合計	

社会保険料	
源泉徴収分	支払保険料
国民保険	579,330
その他の	
合計	1,158,660

○小規模企業共済等掛金

源泉徴収分	支払掛金
種別	
種別	
種別	
合計	

○生命保険料

源泉徴収分	支払保険料
種別	
種別	
合計	

前の行で入力した内容を複写

[F11/複写]
ボタンをクリック

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②財産債務調書等

・以下の帳票において、ツールボタン[財産債務データ登録]をクリックして表示される[財産債務データ登録]画面に[F8/複写]ボタンを追加

選択したデータの内容を、該当する[財産債務の区分]の最終行に複写できます。

対応帳票
国外財産調書合計表
国外財産調書
財産債務調書合計表
財産債務調書

区分	財産債務の区分	種類	所在	金額
財産	土地		東京都千代田区〇〇1-1-1	250,000,000
財産	建物		東京都品川区〇〇5-5-5	80,000,000
財産	建物		東京都港区〇〇9-3-3	110,000,000
財産	預貯金	普通預金	〇〇銀行、△△支店	88,981,915
財産	貴金属類	ダイヤモンド	東京都品川区〇〇5-5-5	6,000,000
財産	その他の動産		東京都品川区〇〇5-5-5	8,000,000
財産	その他の財産(預託金等)	委託託贈金	××証券××支店	10,000,000

区分	財産債務の区分	種類	所在	金額
財産	土地		東京都千代田区〇〇1-1-1	250,000,000
財産	建物		東京都品川区〇〇5-5-5	80,000,000
財産	建物		東京都港区〇〇9-3-3	110,000,000
財産	預貯金	普通預金	〇〇銀行、△△支店	88,981,915
財産	貴金属類	ダイヤモンド	東京都品川区〇〇5-5-5	6,000,000
財産	その他の動産		東京都品川区〇〇5-5-5	8,000,000
財産	その他の財産(預託金等)	委託託贈金	××証券××支店	10,000,000

該当する[財産債務の区分]の最終行に複写

[F8/複写]ボタンをクリック

財産債務の複写

区分: 財産 国外 債務

財産債務の区分: 地所又は戸数等:

種類: 数量:

用途: 有価証券等の取得価額:

所在(国名): 財産の価額又は債務の金額:

所在: 備考:

複写したデータを修正して[確定]をクリック

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

10. 印刷の変更

①[印刷項目の選択]画面の変更

- ・「申告書 第二表」を印刷する場合、[印刷様式の選択]及び[帳票の一括印刷]画面の[F6/印刷項目]ボタンをクリックして表示される[印刷項目の選択]画面の[選択方法]において、[税務署印字項目を除いて印字する]を選択した場合、[税理士署名]及び[税理士電話番号]にチェックを付けるよう変更

項目	コメント
<input type="checkbox"/> 整理番号	【税務署印字項目】：整理番号
<input type="checkbox"/> 申告年	【税務署印字項目】：申告書タイトル中の[口ロ]に出力する数...
<input type="checkbox"/> 申告区分	【税務署印字項目】：申告書タイトル中に出力する[確定/修正...
<input type="checkbox"/> 住所	【税務署印字項目】
<input type="checkbox"/> 屋号	【税務署印字項目】
<input checked="" type="checkbox"/> フリガナ	
<input type="checkbox"/> 氏名	【税務署印字項目】
<input type="checkbox"/> 氏名欄下の管理番号	【税務署印字項目】
<input checked="" type="checkbox"/> 税理士署名	
<input checked="" type="checkbox"/> 税理士電話番号	

← [税務署印字項目を除いて印字する]を選択した場合にチェックを付けるよう変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

②[帳票の一括印刷]画面の変更

- ・以下の条件に該当する場合、[帳票の一括印刷]画面の帳票一覧において、初期値はチェックを外すよう変更

対応帳票	条件
青色申告決算書 一般用(営業所得) (4ページ) 一般用(その他) (4ページ)	[帳票設定]画面で[貸借対照表を記載しない]にチェックを付けている、且つ[26][製品製造原価]が空欄
青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》(表面) 収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》(表面)	(表面)[7][診療実日数による自由診療割合]及び[8][収入による自由診療割合]が空欄
青色申告決算書又は収支内訳書(不動産所得用)付表 《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》	[N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額]が空欄

■画像は「青色申告決算書 一般用(営業所得)」を印刷する場合

初期値はチェックを外す

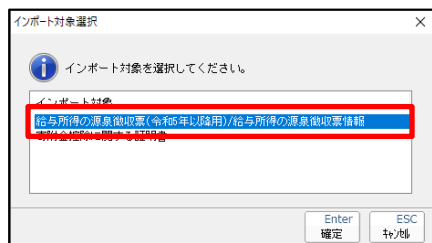
1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【機能追加】

11. データのインポート機能の変更(Professional Edition/Standard Edition限定)

①[国税庁指定形式XMLデータのインポート]の変更

- ・[データのインポート]画面の[国税庁指定形式XMLデータのインポート]を選択して表示される[インポート対象選択]画面において、
[給与所得の源泉徴収票(令和5年以降用)/給与所得の源泉徴収票情報]を追加し、データを取り込めるよう変更

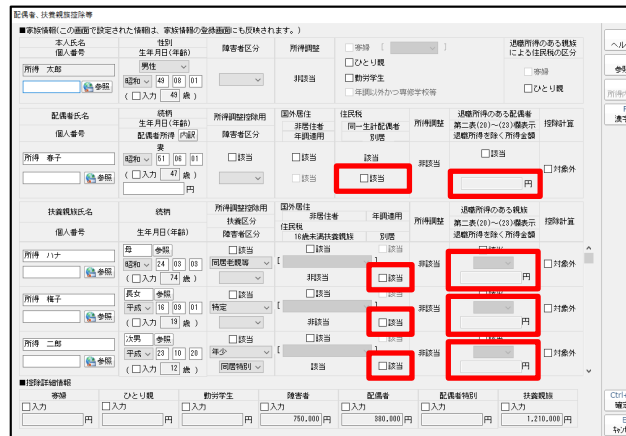


← 項目の追加

②エラーチェック項目の追加

- ・データをインポートする際、インポート対象の[家族情報]において、以下の項目にエラーチェックを行うよう変更

項目	
配偶者	別居
	退職所得を除く所得金額
扶養親族	別居
	第二表表示
	退職所得を除く所得金額



← エラーチェックを行うよう変更

1. 税制改正と機能追加(所得税の達人)

【その他】

1. 連動コンポーネントについて(Professional Edition／Standard Edition限定)

- ・本プログラムで「消費税の達人(令和05年度以降用)」とのデータ連動を利用する場合には、連動コンポーネント(消費税の達人 from 所得税の達人(令和05年分版))をインストールしてください。

2. 電子申告について(「電子申告の達人」ご契約の方限定)

- ・「令和05年分版」に対応した電子申告データインポート機能(国税)を同時にリリースします。
「電子申告の達人」の起動時に自動的に更新するため、達人Cube「アップデート」からインストールする必要はありません。

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

1. 年度分岐に伴う過年度帳票の削除と新様式への対応

「消費税の達人(令和元年度以降用)」から「消費税の達人(令和05年度以降用)」に年度が分かれたことに伴い、過年度帳票を削除し、最新の様式のみ対応

2. 対応帳票の新規追加

「付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕」を対応帳票に新規追加

3. 対応帳票の削除

「課税仕入れ等の税額の計算表〔小売等軽減売上割合を使用する課税期間用〕」を対応帳票から削除

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

4. 帳票の新様式への対応

対応帳票
第一表 消費税及び地方消費税の申告書(一般用)
第一表 消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)
第二表 課税標準額等の内訳書
付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表1-2 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
付表7 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書(旧:付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書)
消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)(2面)
消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
基礎データ集計表(一般用)
基礎データ集計表(簡易課税用)
課税仕入れ等の税額計算書
特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算書

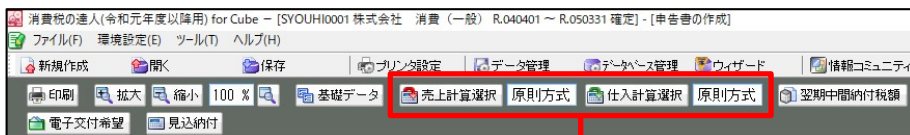
1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

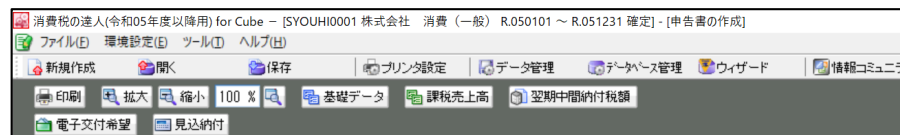
5. ツールボタン[売上計算選択/仕入計算選択]の削除

各帳票にあるツールボタン[売上計算選択/仕入計算選択]と、[原則方式/積上方式]の表示を削除

【令和元年度以降用】



【令和05年度以降用】



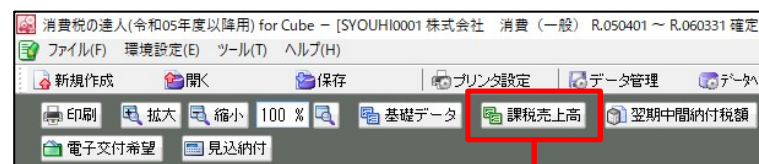
ボタンと[原則方式/積上方式]の表示の削除

6. ツールボタン[課税売上高]の追加

以下の帳票にツールボタン[課税売上高]を追加。クリックすると[当課税期間の課税売上高]画面が表示されます。

対応帳票

第一表 消費税及び地方消費税の申告書(一般用)
第一表 消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表



クリックして表示

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

7. 画面の追加/変更

①[新規作成/基本情報の登録]画面

- ・法人個人区分が法人の場合に表示される、[基本情報の登録]画面－[申告情報]タブの[翌年以降送付不要]を削除

【令和元年度以降用】

基本情報の登録

接続先: (local)/DATABASE 参照

基本情報 申告情報 運付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

税務署名: 練馬西 税務署 税務番号: 00081526 参照

法人番号: 参照

郵便番号: 178 - 0000 参照

フリガナ: トウキョウトネリマクマル

納税地: 東京都練馬区〇〇1-1-1

(本店等の所在地):

電話番号: 03 - 8888 - 8888

フリガナ: カブシキカイシャ ショウヒイッパン

名称: 株式会社 消費 (一般)

(被合併法人名):

フリガナ: イッパン タロウ

代表者氏名: 一般 太郎 役職名: 代表取締役

税務署処理権: 所管: 要否: 整理番号: 00000008 翌年以降送付不要

Ctrl+G 確定 ESC キャンセル

← 項目の削除

【令和05年度以降用】

基本情報の登録

接続先: (local)/DATABASE 参照

基本情報 申告情報 運付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

税務署名: 練馬西 税務署 税務番号: 00081526 参照

法人番号: 参照

郵便番号: 178 - 0000 参照

フリガナ: トウキョウトネリマクマル

納税地: 東京都練馬区〇〇1-1-1

(本店等の所在地):

電話番号: 03 - 8888 - 8888

フリガナ: カブシキカイシャ ショウヒイッパン

名称: 株式会社 消費 (一般)

(被合併法人名):

フリガナ: イッパン タロウ

代表者氏名: 一般 太郎 役職名: 代表取締役

税務署処理権: 所管: 要否: 整理番号: 00000008

Ctrl+G 確定 ESC キャンセル

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

- ・法人個人区分が個人の場合に表示される以下のタブの項目を、課税期間にかかわらず常に表示するよう変更

タブ	項目
申告情報	振替継続希望
還付先金融機関情報	公金受取口座の利用

■[申告情報]タブ

基本情報 申告情報 還付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

税務署名: 税務署 税務番号:

個人番号:

郵便番号: - 振替継続希望

フリガナ:

納税地:

(本店等の所在地):

電話番号: - -

メールアドレス:

F3 参照
F6 税務履歴
F7 届出履歴
F9 マスク更新
F12 漢字

■[還付先金融機関情報]タブ

基本情報 申告情報 還付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

金融機関種別: 銀行等 郵便局等

金融機関名:

本支店名:

預金種別: 預金

口座番号:

郵便局名等:

ゆうちょ銀行の
貯金記号番号: -

公金受取口座の利用
公金受取口座登録制度の概要はこちら

F3 参照
F6 税務履歴
F7 届出履歴
F9 マスク更新
F12 漢字

②[作成帳票の選択]画面

- ・[2割特例の適用有り]を追加

作成帳票の選択

経過措置対象課税資産の譲渡等有り 2割特例の適用有り

帳票名称 自動判定

申告書(第一表)(一般用) 自動

申告書(第二表) 自動

付表6 税率別消費税額計算表 [2割特例用] 自動

Enter 確定
ESC 転記

項目の追加

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

③[基礎データ(一般用)]画面

- ・[表示対象]に[適格請求書発行事業者以外からの仕入分]を追加。
P40の「②[作成帳票の選択]画面」で追加した[2割特例の適用有り]のチェックが付いていない場合に表示されます。
- ・各タブを大幅に見直しました。設定により、項目やタブの表示が異なります。

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽))

区分	項目	本体価額 (税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。税抜経理方式の場合は[本体価額(税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。税込経理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

項目の追加

大幅な見直し

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

④[基礎データ(簡易課税用)]画面

- 各タブを大幅に見直しました。設定により、項目やタブの表示が異なります。

大幅な見直し

⑤[電子交付希望]画面

- 「※国税還付金振込通知書の電子発行は、令和5年6月中旬に対応開始予定です。」を削除

【令和元年度以降用】

文言の削除

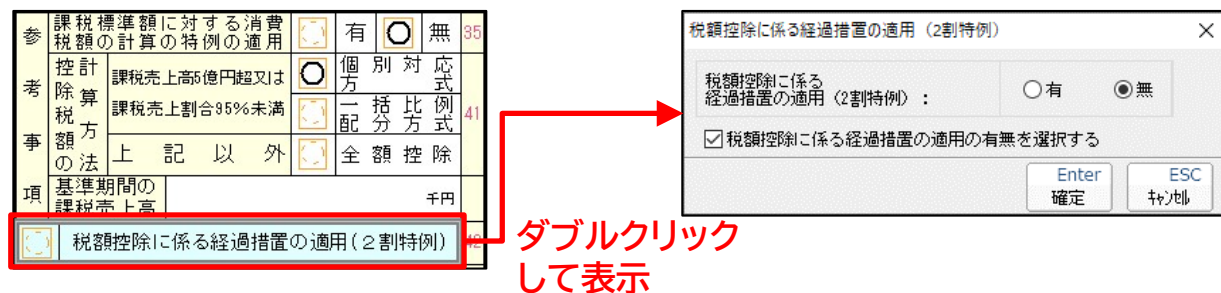
【令和05年度以降用】

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

⑥[税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)]画面

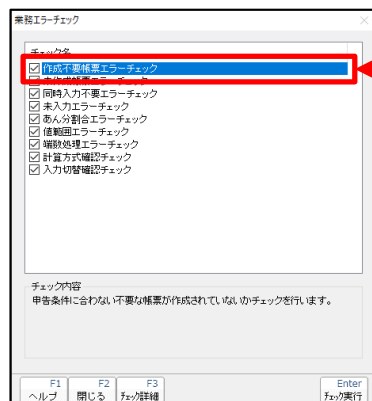
- ・「第一表 消費税及び地方消費税の申告書(一般用/簡易課税用)」の[税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)]をダブルクリックして表示される[税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)]画面を追加



8. 業務エラーチェックの変更(Professional Edition/Standard Edition限定)

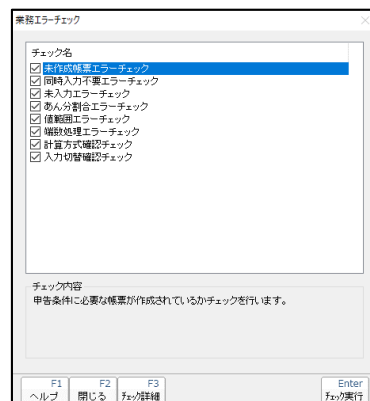
P36の「3. 対応帳票の削除」に伴い、[作成不要帳票エラーチェック]を削除

【令和元年度以降用】



項目の削除

【令和05年度以降用】



1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.0.0.0)の内容:令和5年10月28日リリース版)

1. 住所の入力に関する変更

[新規作成/基本情報の登録]画面において、郵便番号又は住所を入力し、[参照]ボタンをクリックする際に、該当する郵便番号又は住所が1件のみの場合、[住所一覧]画面を表示せず、郵便番号、住所及び市外局番を該当の項目に反映するよう変更

■画像は[申告情報]タブで郵便番号を入力した場合

新規作成

接続先: ((local))/DATABASE 参照

基本情報 申告情報 還付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

税務署名: 税務署 税務番号: 参照

法人番号: 参照

郵便番号: 176 - 0000 参照

フリガナ:

納税地:

(本店等の所在地):

電話番号: - -

フリガナ:

名称:

(被合併法人名):

フリガナ:

代表者氏名: 役職名:

税務署処理権: 所管: 要否: 整理番号:

F1 ヘルプ

F3 参照

F6 税務履歴

F7 届出履歴

F9 2/2か更新

F12 漢字

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

郵便番号を入力し
[参照]をクリック

新規作成

接続先: ((local))/DATABASE 参照

基本情報 申告情報 還付先金融機関情報 電子申告情報 税理士情報

税務署名: 税務署 税務番号: 参照

法人番号: 参照

郵便番号: 176 - 0000 参照

フリガナ: トウキョウトネリマク

納税地: 東京都練馬区

(本店等の所在地):

電話番号: 108 - -

フリガナ:

名称:

(被合併法人名):

フリガナ:

代表者氏名: 役職名:

税務署処理権: 所管: 要否: 整理番号:

F1 ヘルプ

F3 参照

F6 税務履歴

F7 届出履歴

F9 2/2か更新

F12 漢字

Ctrl+Q 確定

ESC キャンセル

[住所一覧]画面を表示せずに
住所と市外局番を反映

【その他】

1. 電子申告について(「電子申告の達人」ご契約の方限定)

本プログラムの公開に伴い、「電子申告の達人」も2023年10月28日にアップデートプログラムを提供しています。

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【税制改正】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

1. 帳票の新様式への対応

対応帳票
課税取引金額計算表(事業所得用)
課税取引金額計算表(不動産所得用)
課税取引金額計算表(農業所得用)
課税売上高計算表
課税仕入高計算表
納付書

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

1. 「課税方式の検討表」「課税売上高及び消費税額等の予測表」の2割特例への対応

業務メニュー[来期の課税方式の検討]をクリックして表示される「課税方式の検討表」及び「課税売上高及び消費税額等の予測表」において、2割特例に対応。本対応に伴い、以下のとおり変更

①課税方式の検討表

- ・[1.課税売上高及び課税売上割合等実績／予測]－[課税方式]－[当期]をダブルクリックして表示される[選択する課税方式]画面に[2割特例]を追加

[新規作成／基本情報の登録]画面－[基本情報]タブにおいて、以下のどちらの条件にも該当する場合、[2割特例]を表示。

条件	
[課税期間の短縮]で[適用なし]を選択	
[課税期間]の開始日が「令和8年9月30日」以前、 且つ[課税期間]の終了日が「令和5年10月1日」以後	

本追加に伴い、[課税方式]－[当期]の桁数を14桁から17桁に拡張

期間	実績 【基準期間】 自 至	予測 【対象期間】		
		当期(令和05年度)	来期(令和06年度)	来々期(令和07年度)
課税方式	-			
課税売上高	円	円	円	円
課税売上高(特定期間)		円		
課税売上割合	%	%	%	%

ダブルクリック
して表示

選択する課税方式

課税区分: 一般

控除税額の計算方法: 個別対応方式 一括比例配分方式 全額控除

2割特例: 適用有り

Enter 確定 ESC キャンセル

項目の追加

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

- ・[2.税額予測]において、[2割特例]を追加。本追加に伴い、最小値の判定条件を変更

2. 税額予測				
課税方式	簡易課税	一般課税		2割特例
		個別対応	一括比例	
来期の消費税額	円	円	円	円

← 項目の追加

- ・[4.検討結果]の1行目をダブルクリックして表示される[選択する課税方式]画面－[選択する課税方式]のプルダウンに、[簡易課税(2割特例)]及び[一般(2割特例)]を追加
[新規作成／基本情報の登録]画面－[基本情報]タブにおいて、以下のどちらかの条件に該当する場合、[簡易課税(2割特例)]及び[一般(2割特例)]を表示します。

法人個人区分	条件
法人	[事業年度]の終了日が「令和5年10月1日」から「令和8年9月30日」まで
個人	[申告年度]が「令和5年」から「令和8年」まで

4. 検討結果

以下の根拠に基づき、来期の課税方式は「一般(2割特例)」を選択することをご提案致します。

【提出書類】
提出が必要な書類はありません。

【ご注意】
一括比例配分方式を適用した場合、2年以上継続した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

ダブルクリックして表示

選択する課税方式

選択する課税方式: 入力 一般(2割特例) ▼

表示内容: 入力 簡易課税(2割特例) 一般(2割特例) 一般(一括比例) 一般(個別対応)

来期の課税方式は「一般(2割特例)」を選択することをご提案致します。

Ctrl+ 確定 ESC キャンセル

← 項目の追加

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

②課税売上高及び消費税額等の予測表

- ・[1.基礎データ]に[適格請求書発行事業者以外からの仕入]を追加

以下の項目をダブルクリックすると[適格請求書発行事業者以外からの仕入]画面が表示されます。

項目
(課税売上対応(80%控除分))
(共通売上対応(80%控除分))
(非課税売上対応(80%控除分))
(課税売上対応(50%控除分))
(共通売上対応(50%控除分))
(非課税売上対応(50%控除分))

1. 基礎データ						
期間	当期(令和05年度)		来期(令和06年度)		来々期(令和07年度)	
税率	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %	8.00 %	10.00 %
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
適格請求書発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						

適格請求書発行事業者以外からの仕入

入力方法: 割合を入力する 金額を入力する

項目名	割合	金額
課税仕入(合計)		<input type="text"/> 円
課税売上対応(80%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
共通売上対応(80%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
非課税売上対応(80%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
課税売上対応(50%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
共通売上対応(50%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
非課税売上対応(50%控除分)	<input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 入力	<input type="text"/> 円
差引	<input type="text"/> %	<input type="text"/> 円

ダブルクリックして表示

本追加に伴い、[3.消費税額] - [控除税額]の以下の課税方式の演算式を変更しました。

課税方式
全額控除
個別対応
一括比例

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

- ・「3.消費税額」において、[2割特例]を追加

[新規作成／基本情報の登録]画面－[基本情報]タブにおいて、以下のどちらかの条件に該当する場合、金額を表示します。

法人個人区分	条件
法人	[事業年度]の終了日が「令和5年10月1日」から「令和8年9月30日」まで
個人	[申告年度]が「令和5年」から「令和8年」まで

期間	来期(令和06年度)			来々期(令和07年度)			
	簡易課税	一般課税		簡易課税	一般課税		
課税方式		個別対応	一括比例	2割特例	個別対応	一括比例	2割特例
課税標準額							
消費税額							
控除税額							
納付税額							
繰渡税額							
合計税額							

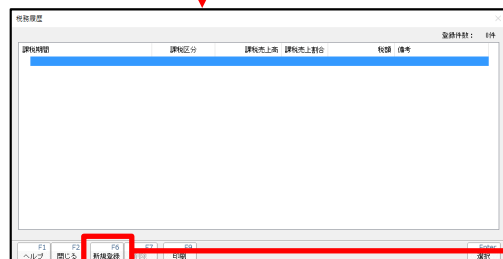
← 項目の追加

③課税方式の検討表／課税売上高及び消費税額等の予測表

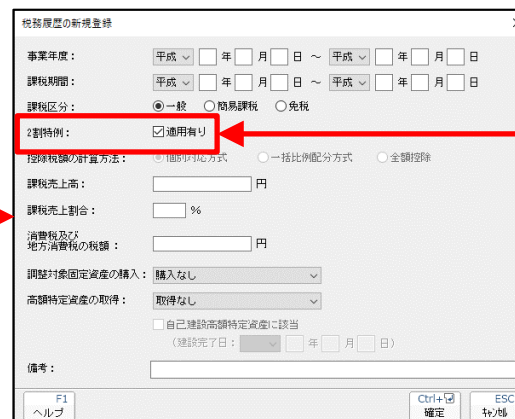
- ・[税務履歴]ボタンをクリックして表示される[税務履歴]画面から表示する、[税務履歴の新規登録／変更]画面に[2割特例]を追加



↓ [税務履歴]ボタンをクリック



[F6／新規登録]
ボタンをクリック



← 項目の追加

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【機能追加】(令和05年度以降用(Ver.1.1.0.1)の内容:令和6年1月20日リリース版)

2. エラーチェックの追加

「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)(2面)」及び「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)(2面)」の[取引先の登録番号]において、以下の操作を行った際に、入力した登録番号に誤りがある場合、注意喚起メッセージを表示するよう対応

操作
ツールバー[保存]をクリック
ツールボタン[印刷]をクリック
[F6/挿入]ボタンをクリック
[F8/↑上へ]ボタンをクリック
[F9/↓下へ]ボタンをクリック
他の帳票及び画面へ切り替わる際

■画像は「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)(2面)」でツールバー[保存]をクリックした場合

The screenshot shows the software interface for the 'Consumer Tax Return Statement (Individual Business)' form. The toolbar at the top contains a 'Save' button (保存) which is highlighted with a red box. Below the toolbar is a table with columns for 'Asset Type', 'Acquisition Date', 'Acquisition Amount (including tax/deduction)', 'Counterparty Registration Number', 'Counterparty Name', and 'Counterparty Address'. The 'Counterparty Registration Number' field is highlighted with a red box and contains the number '123456789'.

ツールバー「保存」
をクリック

The error message dialog box is titled '消費税の達人(令和05年度以降用)'. It contains an information icon and the following text: '【取引先の登録番号】が正しく入力されていません。【取引先の登録番号】が13桁未満又は入力値を検査した結果、登録番号として不正な値が入力されています。' There is an 'OK' button at the bottom right.

注意喚起
メッセージを表示

1. 税制改正と機能追加(消費税の達人)

【その他】

1. 電子申告について(「電子申告の達人」ご契約の方限定)

・本プログラムの提供に伴い、電子申告の達人(国税)を同時にリリースします。

「電子申告の達人」の起動時に自動的に更新するため、達人Cube「アップデート」からインストールする必要はありません。

本プログラムの変更に該当する申告データを既に「電子申告の達人」に取り込み済みの場合は、本プログラムでデータを作成し直し、取り込みし直す必要があります。

02.

「所得税の達人」基本操作

2. 「所得税の達人」基本操作

(1) セキュリティを担保するための最低限の設定

“DB作成時「データベースセキュリティを有効にする」へのチェック”

【新規導入時のDB作成画面】

データベースの新規作成

以下の点に注意して、データベースの格納場所を指定してください。

①データベースに格納するデータ量によっては、データベースは100MB以上になる可能性があります。極力空き容量の多いドライブを指定してください。

②このデータベースにセキュリティ設定をしたい場合は、「データベースセキュリティを有効にする」をチェックしてください。
※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

場所: gram Files (x86)#NTT DATA#G2000St35#Data# 参照

データベースセキュリティを有効にする

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

【DB管理メニューのDB作成画面】

データベース新規作成

データベース名: database

場所: C:#Program Files (x86)#NTT DATA#G2000St35#Data# 参照

情報

正式名: St35_database

データファイル: St35_database.mdf

ログファイル: St35_database_log.ldf

データベースセキュリティを有効にする

チェックをすることにより、このデータベースのセキュリティ設定が可能になります。

※データ操作(閲覧等)に、達人Cubeへのログインが必須になります。
※セキュリティ設定は、あなたと達人Cubeのシステム所有者のみ可能となります。
※セキュリティ設定は、「データ管理の達人」で行ってください。

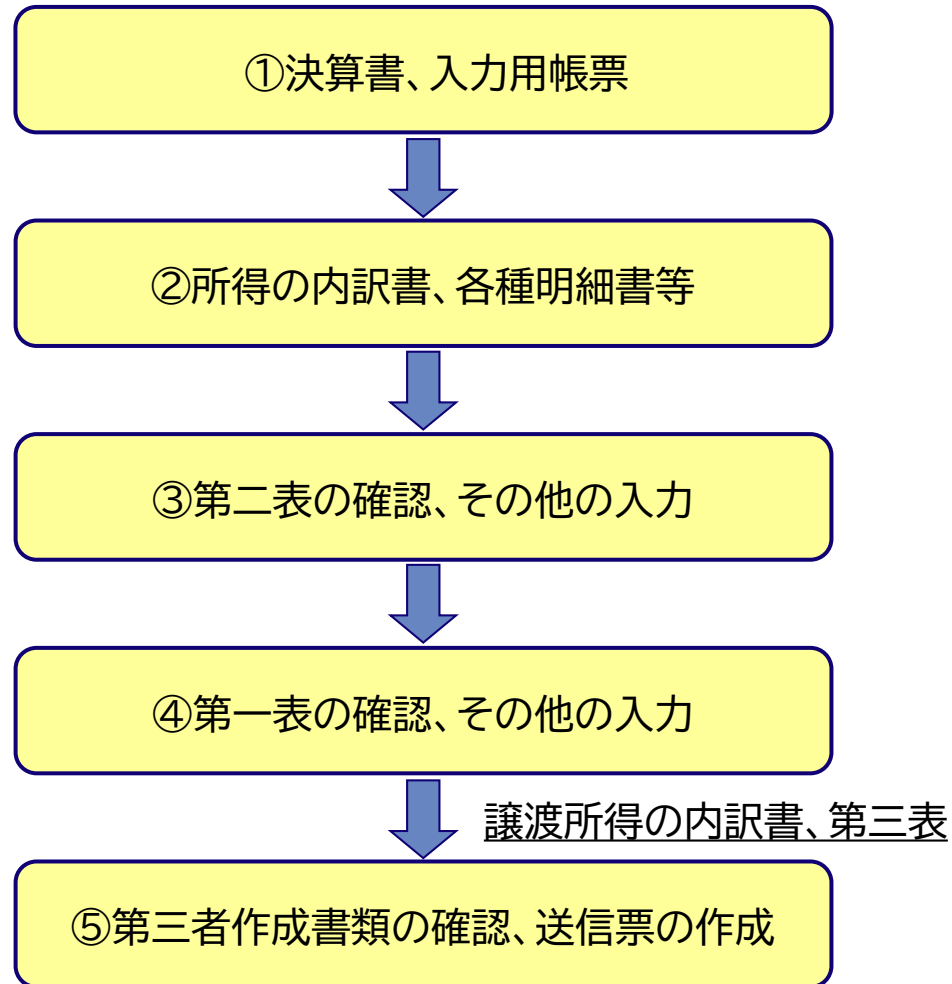
F1 ヘルプ F3 参照 Enter 確定 ESC キャンセル

- ※「データベースセキュリティを有効にする」へのチェックで、技術的安全管理措置への対応ができるようになります。
- ※技術的安全管理措置で求められる「アクセスログの取得」と「アクセス制御」に対応するためには、達人Cubeへのログインが必須となります。

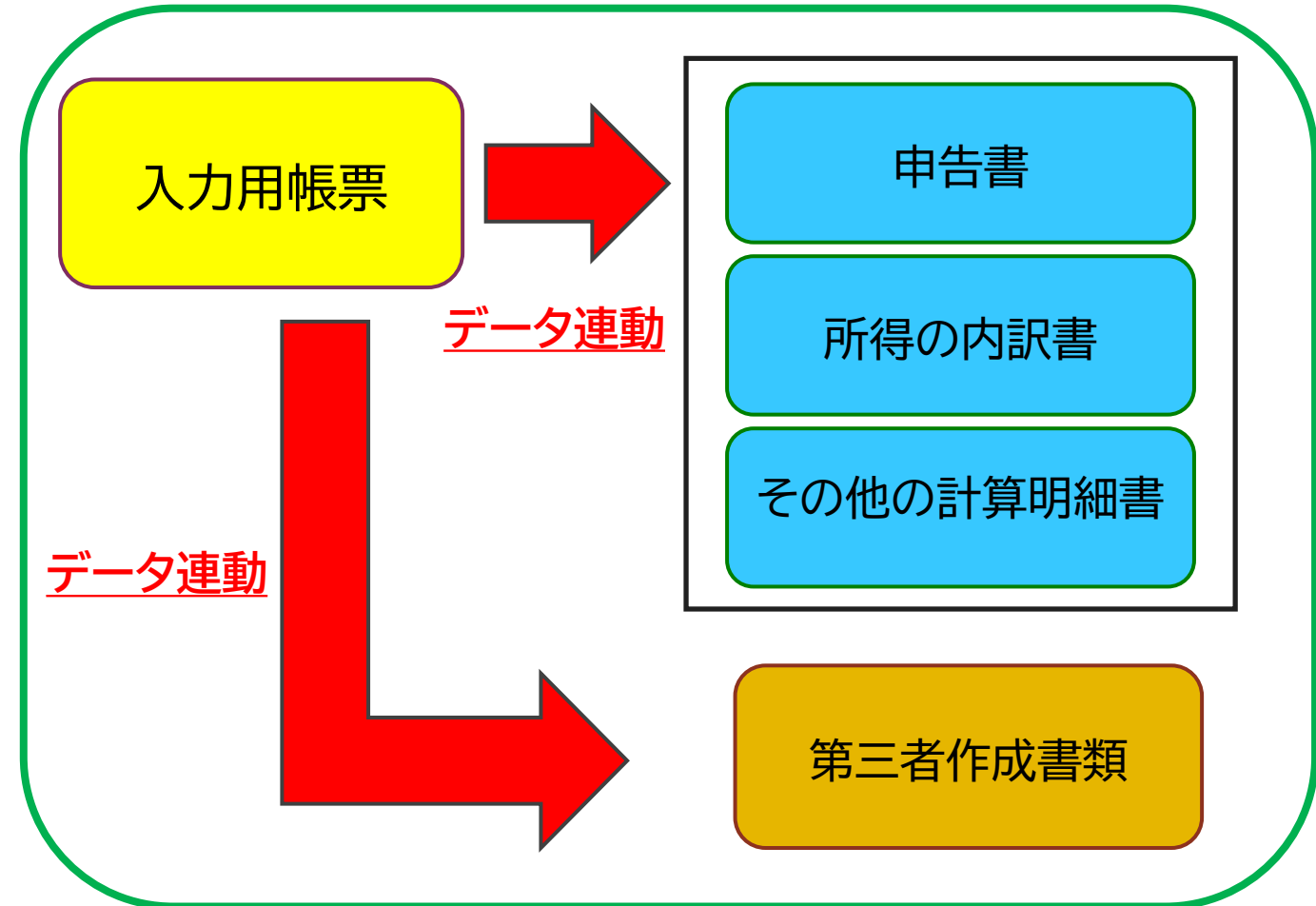
2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書作成の流れ)

【入力手順】



【申告データ連動イメージ】



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(基本情報の登録(申告情報))

業務メニュー

導入 基本情報の登録 税務代理 税務代理画面の作成

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

個人コード: SHOTOKU0011 **事業者一覧**

ツカゲ: シトク 如ク

氏名: 所得 太郎

申告区分: 確定 修正/更正

青白区分: 青色 白色

青色申告決算書: 一般用(営業所得) 一般用(其他所得) 不動産所得用 農業所得用

収支内訳書: 一般用(雑(業務)所得)

計算設定(減価償却費の計算)

申告年度: 令和 05 年分

提出税務署: 本所 税務署 税務署番号: 00031815 **参照(管轄) 事業所等**

整理番号: 00000009 特別農業所得者 国外転出時課税適用者

利用者識別番号: 1011-1111-1111-1111 参照 ※死亡した者の準確定申告の場合は、相続人の利用者識別番号を入力してください。(e-Tax)

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 マスク更新
F12 漢字
Ctrl+D 確定
ESC キャンセル

・「データ管理の達人」の事業者DBから基本情報を取り込むことができます。

・申告区分を選択します。

・使用する決算書(収支内訳書)の種類を選択します。

・決算書(収支内訳書)において行う減価償却計算の処理方法をここで設定します。
※全ての決算書(収支内訳書)において共通です。

・「住所、居所、事業所等など」から選択
※「住所」は、個人情報タブの住所等が各帳票の住所欄に記載されます。
※「居所、事業所等」は、個人情報タブの事業所等の所在地が各帳票の住所欄に記載されます。(※第一表のみ下段に個人情報タブの住所等も記載されます。)

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(基本情報の登録(個人情報))

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

納税者情報

個人番号: ****-****-**** 参照

性別: 男性

生年月日: 昭和 48 年 08 月 01 日

メールアドレス: tarou@shotoku.com

住所

郵便番号: 272 - 0000 参照

ツカガ: 千代田区千代田

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1

令和 8 年 1 月 1 日の住所: 同上

入力

政令指定都市に該当する

電話番号: 自宅 047 - 123 - 1111

職業: 輸入雑貨卸売

世帯主の氏名: 所得 太郎

世帯主との続柄: 本人 参照

事業所等

ツカガ: ショップ

屋号・雅号: 所得屋

郵便番号: 130 - 0000 参照

ツカガ: トクホ外ミナミクワル

所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1

電話番号: 自宅 03 - 1234 - 1111

F1 ヘルプ
F3 参照
F5 検索
F7 計算設定
F9 更新
F12 漢字
Ctrl+Q 確定
ESC キャンセル

・直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

・令和6年1月1日の住所を入力します。
初期値は「同上」になっています。
※「入力」にチェックを入れることで、住所を直接入力することができます。

・住所が「政令指定都市に該当する」場合には、「チェック」を入れます。
※納税額管理表の住民税の所得割が指定都市における標準税率で計算されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(基本情報の登録(還付先金融機関情報))

基本情報の登録

接続先: (local)/database 参照

申告情報 個人情報 還付先金融機関情報 帳票選択 税理士情報

金融機関種別: 銀行等 郵便局等

金融機関名: NTTデータ 銀行

本支店名: 墨田 支店

預金種類: ※ 普通

郵便局名等:

口座番号、記号番号: 1234567

公金受取口座登録の同意
 公金受取口座の利用
[公金受取口座登録制度の概要はこちら](#)

ヘルプ 参照 検索 計算設定 マスク更新 漢字 確定 キャンセル

・金融機関種別: 「銀行等」「郵便局等」を選択
※郵便局等を選択した場合には、「郵便局名等」と「口座番号、記号番号」のみ入力します。

・金融機関名: 金融機関名を入力し、「▼」で種別を選択

・本支店名: 本支店名を入力し、「▼」で種別を選択

・預金種類: 「▼」で預金種類を選択

※該当の預金種類が無い場合には「その他」を選択し、6文字以内で直接手入力します。

・郵便局名等: 郵便局名を入力

・口座番号、記号番号: 口座番号、記号番号を入力

※郵便局等の記号番号の入力は、貯金総合通帳の記号番号のみを入力します。記号部分(5桁)と番号部分(2桁～8桁)の間には「-」を入れます。記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合には、その数字は入力しません。

入力例: 記号部分12345 番号部分67890
「12345-67890」

・公金受取口座登録の同意: 登録の同意をする場合にチェックをします。

・公金受取口座の利用: 利用する場合にチェックをします。

※「申告書 第一表」の該当部分に○が表示されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(基本情報の登録(帳票選択))

・申告に必要な帳票を選択します。
※[所得の内訳書]にはチェックを入れてください。

※申告書[第三表]と申告書[第四表]は同時作成できません。

・入力用帳票を選択します。

- ①給与所得の源泉徴収票
- ②退職所得の源泉徴収票等
- ③公的年金等の源泉徴収票
- ④社会保険料等に係る控除証明書等
- ⑤医療費に係る領収書等
- ⑥雑損控除に係る領収書等
- ⑦寄附金の受領証等
- ⑧住宅取得資金借入金の年末残高等証明書
- ⑨特定口座年間取引報告書
- ⑩配当所得等に係る支払通知書

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】

「所得税の達人」では、国税庁の『申告書の使用区分』に基づき、第三表と第四表を同時に作成することができません。損失申告(第四表を利用)で第三表を作成したい場合には、以下の手順に沿って作成し、第三表のみ紙で印刷をしてください。

※翌年に繰り越す損失がある→第四表を作成 翌年に繰り越す損失がある且つ譲渡所得がある→第四表を作成(譲渡所得は計算書などから第四表に転記されます)

■第四表のデータを複写し、複写したデータで第三表を作成し、印刷します。

データ管理

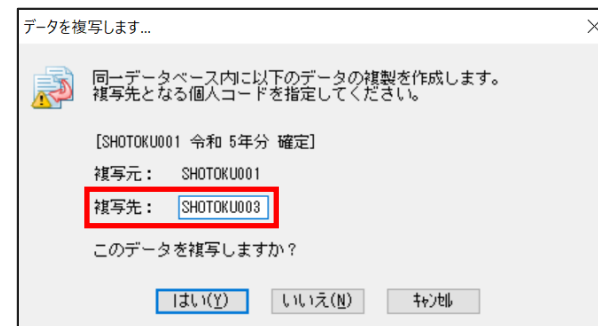
接続先: (local)/database 参照

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
SHOTOKU001	所得 太郎	令和 5年分	確定	分離	青色		R.051228 13:48:36

F8 複写

Enter プロパティ

- データ管理で上下の接続先ともに同じデータベースを選択します。
- 第三表を作成したいデータを選択し、「F8/複写」をクリックします。
- 個人コードを変更します。



※コピーしたデータの基本情報登録で第三表を選択し、申告書作成と印刷を行います。

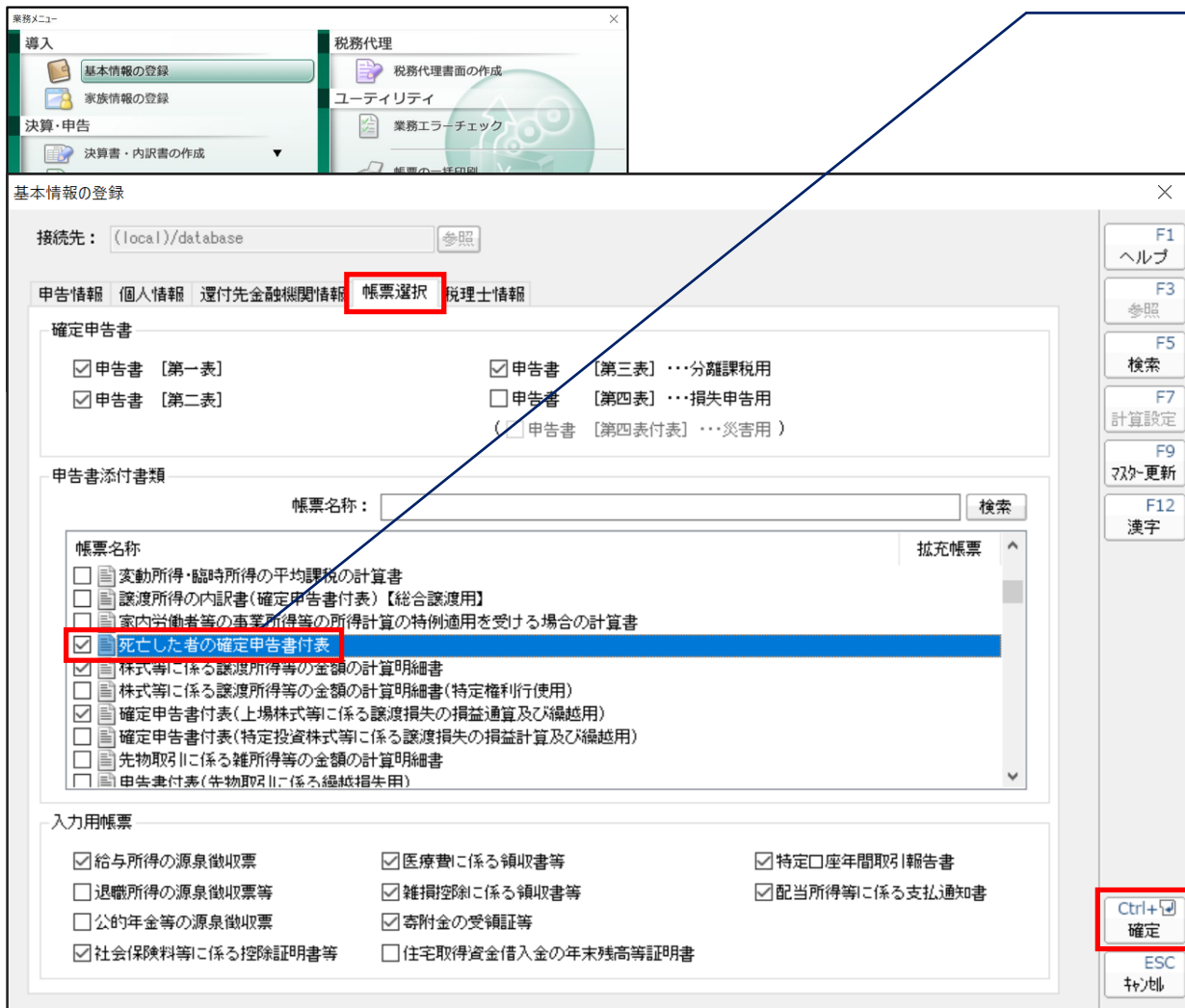
• 「プロパティ」でコメントを残すことができます。

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分
SHOTOKU001	所得 太郎	令和 5年分	確定	分離	青色
SHOTOKU003	所得 太郎	令和 5年分	確定	分離	青色

第三表作成用
データ状態: -

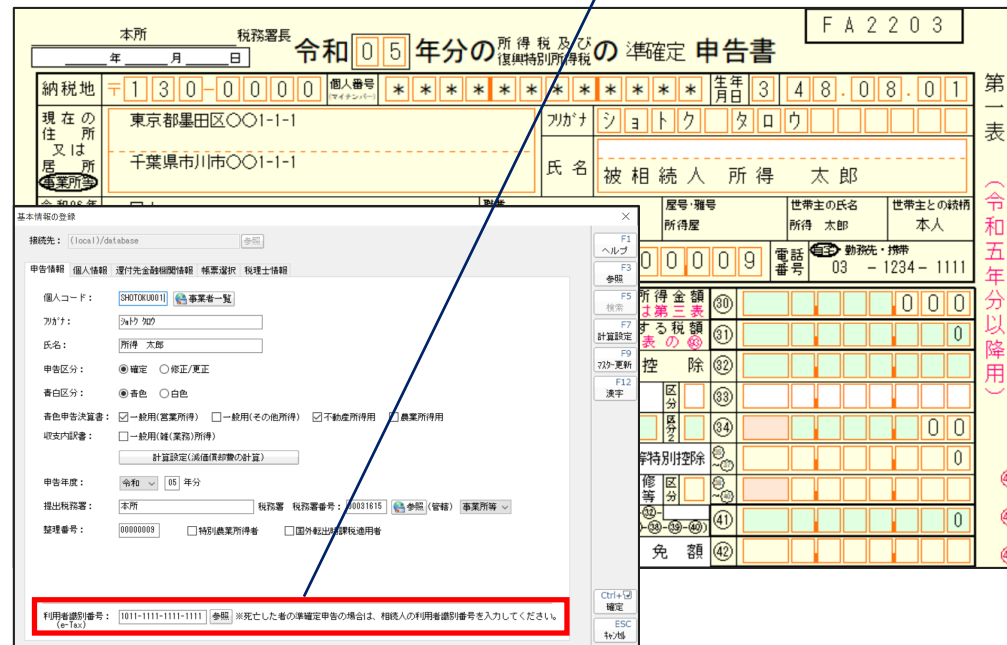
2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】準確定申告書を作成するには



- ・「基本情報の登録」を選択し、「帳票選択」をクリックします。
- ・「死亡した者の確定申告書付表」を選択し、「確定」をクリックします。

- ・「申告書の作成」を開くと、準確定申告書と死亡した者の確定申告書付表を作成することができます。
- ※死亡した者の準確定申告を電子申告で行う場合には、「申告情報」タブの利用者識別番号を相続人の利用者識別番号に変更して下さい。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(家族情報の登録)

・家族情報はデータ管理の達人から取り込むこともできます。

・個人番号は、直接、手入力をするか、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

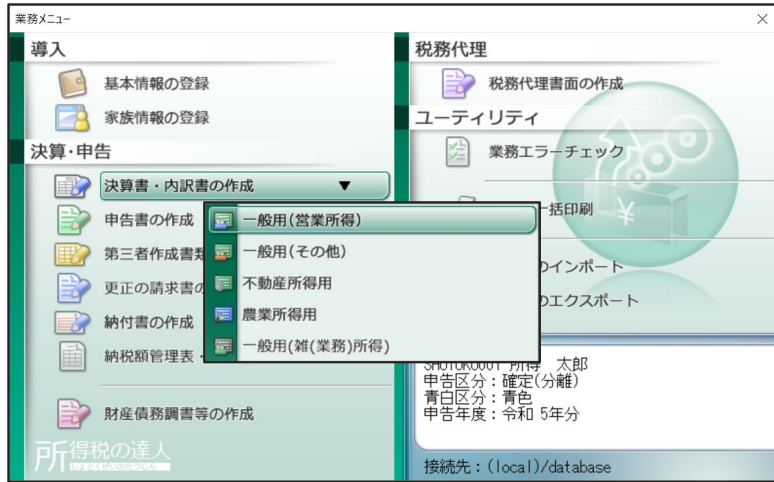
・配偶者所得は、『所得金額』を入力します。
 ※[内訳]ボタンには各種収入金額から所得金額を計算するシートが用意されています。
 ※給与所得と雑所得(公的年金等)は、収入金額等を入力することで「所得金額」を自動計算します。

・「該当」にチェックを入れ、金額を入力します。
 ・扶養親族の場合「対象外」か「対象」を選択します。
 ※申告書第2表の住民税欄に記載がされます。

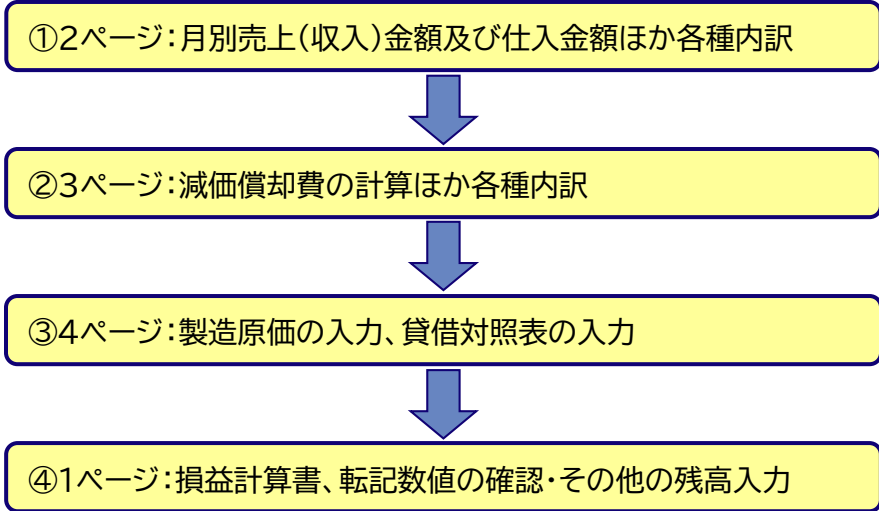
・控除計算:控除計算の対象外にする場合チェックをします。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(決算書・内訳書の作成:一般用(営業所得))



【決算書(一般用)の入力手順】



令和 05 年分
フリガナ 桐山 知太郎
氏名 桐山 知太郎

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	3,043,723	1,643,239
2	2,480,741	1,491,568
3	2,954,525	2,389,649
4	2,504,223	1,564,711
5	3,552,419	2,768,220
6	3,100,821	1,651,408
7	2,902,817	1,619,018
8	3,798,457	2,454,841
9	2,917,541	1,505,910
10	2,455,307	1,404,059
11	2,766,005	1,874,384
12	3,584,715	2,586,689
計	36,309,612	22,915,316

○給料賃金の内訳

氏名	性別	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の課税額
鈴木 達子	女	35	12	3,564,000		3,564,000	95,640
山田 和子	女	32	12	3,360,000		3,360,000	39,440
計			24	6,924,000		6,924,000	135,080

○専従者給与の内訳

氏名	性別	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び源泉特別所得税の課税額
所得 一郎	男	29	12	1,500,000	300,000	1,800,000	11,000
計			12	1,500,000	300,000	1,800,000	11,000

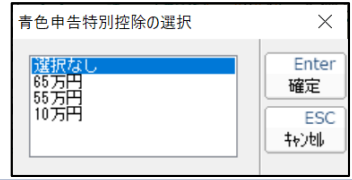
○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料	そのうち源泉特別所得税の課税額
〒11-23-0000	土地	1,200,000	1,200,000
計		1,200,000	1,200,000

○青色申告特別控除額の計算

項目	金額
① 本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	1,811,600
② 青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の金額をください)	0
③ 65万円以下55万円超の所得(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額)	650,000
④ 青色申告特別控除額(65万円以下55万円超の所得を差し引いた後の金額)	0
⑤ 上記以外10万円と④のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額)	0
⑥ 本年分の貸倒引当金繰入額(貸倒引当金)	2,752,007
⑦ 貸倒引当金繰入額(貸倒引当金)	2,752,007

・青色申告特別控除の適用額を選択します。



転記先(1ページ)

- 月別売上(収入)金額及び仕入金額 → (1)売上(収入)金額、(3)仕入金額
- 給料賃金の内訳 → (20)給料賃金
- 専従者給与の内訳 → (38)専従者給与
- 貸倒引当金繰入額の計算 → (39)貸倒引当金

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(決算書・内訳書の作成:一般用(営業所得))

○減価償却費の計算				計										
減価償却資産の名称等 (繰越資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の差額 になる金額	耐用年数	① 残存率 又は 定率	② 本年分の償却額 (⑦×⑧×⑨)	③ 本年分の普通償却費 (⑦×⑩×⑪)	④ 増(特別) 減(特別) 償却費	⑤ 本年分の 償却費合計 (⑧+④)	⑥ 事業等 用割合	⑦ 本年分の必要 経費算入額 (⑤×⑥)	⑧ 未償却残高 (期末残高)	損 益
A001 床返し機	48.00	15・07	6,000,000	5,400,000	22	0.046	248,400	248,400	100.0	248,400	100.0	248,400	907,900	
A001-02 西側機械 シャッター	1.00	04・09	600,000	600,000	22	0.046	27,600	27,600	100.0	27,600	100.0	27,600	563,200	
D001 照明設備	1.00	16・01	800,000	40,000			3,000	8,000	100.0	8,000		8,000	8,000	●●●●
F001 耐火キャビネット	1.00	19・09	700,000	62,042	15	0.142	8,810	8,810	100.0	8,810		8,810	53,232	
F002 圧縮スライ	1.00	04・07	390,000 42,120	312,000	5	0.400	124,800	124,800	100.0	124,800		124,800	187,200	
H001 アークード長摺金 一括償却資産		02・01	250,000	250,000	5		50,000	50,000	100.0	50,000		50,000	50,000	
		04	180,000	180,000	一括	1/3	60,000	60,000		60,000		60,000	60,000	
計							527,610	527,610		527,610		527,610	2,809,432	

注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金額	左のうちの必要経費算入額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額

・減価償却資産を個別に登録します。
※「減価償却の達人」を契約している場合には、データのインポートで取り込みができます。

減価償却資産の登録

減価償却資産の名称等 A001 木造建物区分 本年中の償却期間 入力 12 月

面積又は数量 48.00 m² 調整前償却額 入力

取得年月 平成 15 年 07 月 本年分の普通償却費 入力 248,400

取得価額 6,000,000 割増(特別)償却費 入力

(償却保証額) 入力 本年分の償却費合計 248,400

期首帳簿価額 1,156,200 事業専用(貸付)割合 100.0 %

償却の差額になる金額 入力 5,400,000 本年分の必要経費算入額 入力 248,400

償却方法 定額法 旧定額 未償却残高 入力 907,900

経過措置 25%定率法を適用する

耐用年数 22 年 償却率 0.046 摘要

改定償却率

保証率

改定取得価額 入力

F1 ヘルプ F12 漢字 Ctrl+ESC 確定 転/地

貸借対照表 (資産負債調) (令和 05 年 12 月 31 日現在)				製造原価の計算	
資産の部		負債・資本の部		金額	
科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)	1月1日(期首)	12月31日(期末)	
現金	4,529,367	4,651,112	支払手形		①
当座預金	23,011,322	24,996,315	買掛金	25,480,439	27,006,689
定期預金			借入金	400,000	880,000
その他の預金	11,632,822	12,164,941	未払金	20,000	20,000
受取手形			前受金		
売掛金	14,254,030	15,104,939	預り金	35,170	35,720
有価証券					
棚卸資産	3,700,000	3,700,000			
前払金					
貸付金			貸倒引当金	20,000	20,000
建物					
建物附属設備					
機械装置					
車両運搬具	1,809,965	1,188,036			
工具器具備品	1,519,105	1,042,798			
土地					
			その他の負債	1,471,000	1,471,000
			事業主借		225,910
その他の資産	2,369,330	2,369,330	元入金	35,199,332	35,199,332
事業主貸		4,980,425	青色申告特別控除 額の所得金額		-2,462,537
合計	62,625,941	70,197,896	合計	62,625,941	62,396,114

注) ①「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

注) ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

転記先(1ページ)
○減価償却費の計算 → (18)減価償却費
○利子割引料の内訳 → (22)利子割引料
○地代家賃の内訳 → (23)地代家賃

転記先(1ページ)
(26)製品製造原価 → (3)仕入金額に加算

2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】電子申告桁数確認機能について

電子申告へ取り込む際の文字数制限エラーを事前に回避するため、特定の項目について、電子申告可能な桁数を超えているかどうか確認できる機能を用意しています。

【例：青色決算申告書：一般用(3ページ)】

帳票名	項目名	入力文字数	e-Tax文字数
青色申告決算書(営業所得)3ページ	源価償却費の計算 摘要(上段)~(下段)	21	15

・「 電子申告桁数確認」をクリック

・「電子申告桁数確認」画面にエラー内容が表示されます。
※桁数エラーがない場合には、空欄で表示されます。

※[新規作成／基本情報の登録]画面の[申告情報]タブにある[利用者識別番号]に入力がある場合、画面遷移時にエラーメッセージを表示します。

対応帳票	
青色申告決算書	一般用(2ページ) (3ページ)、不動産所得用(3ページ)、農業所得用(3ページ)
収支内訳書	不動産所得用(2ページ)
医療費控除の明細書	
医療費控除の明細書(次葉)	
【入力用】医療費に係る領収書等	

2. 「所得税の達人」基本操作

【参考】減価償却の設定

■ 少額減価償却資産の登録

- ① [減価償却資産の登録]画面で、[減価償却資産の名称等][取得年月][取得価額]を入力します。
- ② [償却方法]の[▼]をクリックして[その他]を選択し、右側の欄に[少額]と入力します。
- ③ [償却の基礎になる金額]:空欄にします。
- ④ [本年中の償却期間]:空欄にします。
- ⑤ [事業専用(貸付)割合]:空欄にします。
- ⑥ [本年分の必要経費算入額]:[入力]にチェックを付け、[取得価額]と同額を入力します。
- ⑦ [未償却残高]:[入力]にチェックを付け、空欄にします。
- ⑧ [摘要]上段に[措法28の2]と入力します。
- ⑨ [摘要]下段に[(明細は別途保管)]と入力します。

■ 除却資産の登録

- ① [減価償却資産の登録]画面で、以下の項目を入力します。
「減価償却資産の名称等」「面積又は数量」「取得年月」「取得価額」「期首帳簿価額」「償却方法」「耐用年数」
- ② [本年中の償却期間]:[入力]にチェックを付け、月数を入力します。
- ③ [未償却残高]:[入力]にチェックを付け、“0”を入力します。
- ④ [摘要]上段に[除却]と入力します。

※ 「減価償却の達人」からデータ連動した場合は、自動で登録されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(決算書・内訳書の作成:一般用(営業所得))

・所得税青色申告決算書付表(医師及び歯科医師用)を作成するには、[付表(医師)へ]を選択します。

・自由診療割合の計算方法を指定します。

・青色申告特別控除の適用額を選択します。(※2ページと共通です。)

※利用者識別番号が入力されていて、青色申告特別控除額が55万円を選択している場合、1ページから他ページへの画面遷移時に注意メッセージが表示されます。

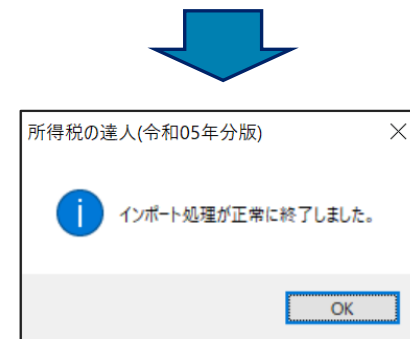
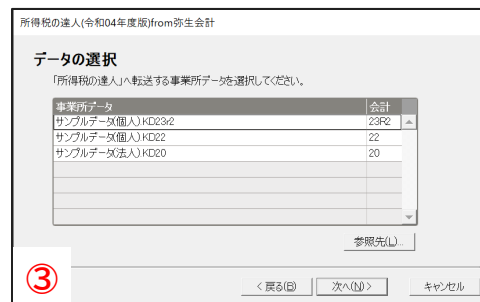
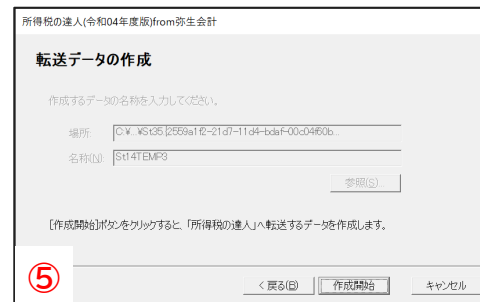
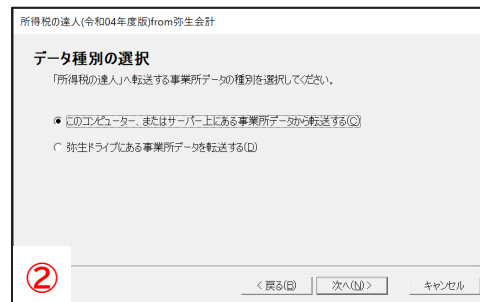
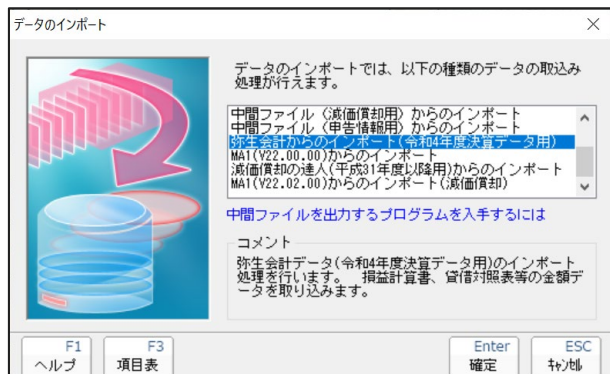
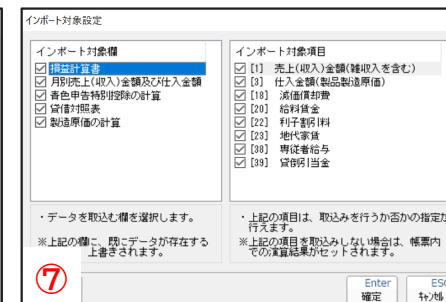
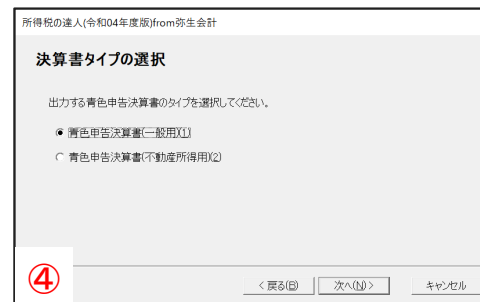
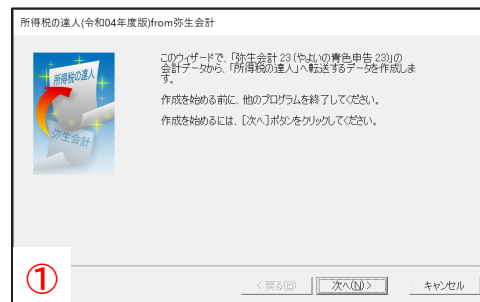
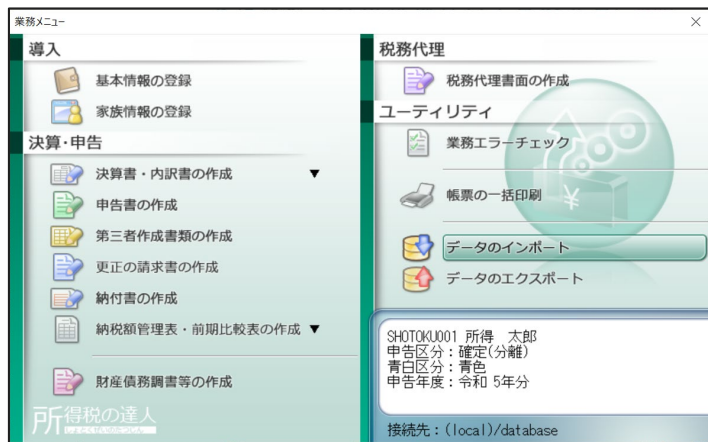
※所得が複数ある場合には、それぞれの決算書で設定してください。それにより、不動産⇒事業⇒山林の順で控除されるようになります。

・「措置法差額」は、1ページの欄外に自動表示されます。※所得金額は、「措置法差額」控除後を計算・表示します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(決算書の作成(データのインポート))

■各社会計ソフトから決算書データをインポートできます。(例:弥生会計)



2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(決算書の作成(データのインポート))

令和05年分所得稅青色申告決算書(一般用) F A 3 0 0 1

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1
 フリガナ: 市川 太郎
 事務所所在地: 東京都中央区〇〇1-2-3
 事業所所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1
 電話番号: 047-123-1111
 電話番号: 03-1234-1111
 業種名: 輸入販売業 屋号: 所得屋 加入団体名: 加入団体名

年月日: 損益計算書(自 1月1日 至 12月31日) 000000009

提出用	科目	金額(円)	科目	金額(円)
提出用 (令和五年分以降)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	36061294	消耗品費	101145
	売上原価	3700000	減価償却費	898236
	差引金額	13107598	福利厚生費	108310
	租税公課	401700	給料賃金	836000
	荷造運賃	31320	外注工賃	
	水道光熱費	240241	地代家賃	918000
	旅費交通費	172580	賃倒金	
	通信費	65019	青色申告特別控除額	5339245
	広告宣伝費	130200	所得金額	-1886899
	接待交際費	627613	雑計	5368353
損害保険料	48520	差引金額	7139245	
修繕費	53550			

令和05年分 F A 3 0 2 6

フリガナ: 市川 太郎
 氏名: 所得太郎

〇給料賃金の内訳

氏名	年	月	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
鈴木 達子	35	12	3,564,000		3,564,000	95,640
山田 和子	32	12	3,360,000		3,360,000	39,440
計			6,924,000		6,924,000	135080

〇専従者給与の内訳

氏名	続柄	年	月	給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
所得 一郎	長男	25	12	1,500,000	300,000	1,800,000	11,000
計			1,500,000	300,000	1,800,000	11000	

〇地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・利息等	その賃借料のうち必要経費戻額
〇〇〇1-23 〇〇〇〇	土地	1,200,000	1,200,000

〇貸倒引当金繰入の計算

科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)
現預金	4,529,367	4,851,112
当座預金	23,011,322	24,996,315
定期預金	11,632,822	12,164,941
受取手形	14,254,030	15,104,838
有価証券	3,700,000	3,700,000
棚卸資産	1,609,965	1,188,036
前払金	1,519,105	1,042,798
貸付金		
建物		
建物附属設備		
機械装置		
車両運搬具		
工具器具備品		
土地		
その他の資産	2,369,330	2,369,330
合計	82,625,941	70,197,896

〇製造原価の計算

科目	1月1日(期首)	12月31日(期末)
原料		
材料仕入高		
小計(①+②)		
期末原材料高		
差引原材料費(③-④)		
労務費		
外注工賃		
電力費		
水道光熱費		
修繕費		
減価償却費		
雑費		
計		
経費		
製造原価		
前期半製品・仕掛品高		
小計(⑤+⑥)		
期末半製品・仕掛品高		
製品製造原価(⑦-⑧)		
合計	62,625,941	70,197,896

・決算書の1ページ目と2ページ目の一部及び4ページ目がインポートされます。
 ※決算書の3ページ目については、減価償却の達人からインポートします。

※各メーカー別連動コンポーネントのダウンロードやマニュアルは、以下のサイトに掲載されています。
 ※インポート対象項目はメーカーにより異なるため、下記サイトのマニュアルを参照願います。
http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

①入力用帳票の作成(給与所得の源泉徴収票)

The screenshot shows the 'Data Link' window in the tax software. The window title is 'データ連携' (Data Link). It contains a table with columns for '連携先コード' (Link Code), '連携先名' (Link Name), '申告年度' (Reporting Year), 'データ名称' (Data Name), '提出区分' (Submission Category), '法人種別区分' (Corporate Type Category), 'ステータス' (Status), and '保存年月日' (Save Date/Time). A table with the following data is visible:

連携先コード	連携先名	申告年度	データ名称	提出区分	法人種別区分	ステータス	保存年月日
00000001	株式会社 達人	令和5年分	令和5年分給与...	給与	法人		6.001026.15:14:11

Below the window, a tax form titled '令和05年分 給与所得の源泉徴収票' (Ryōwa 05-nen-bun Kyōri-shōtoku no Genryūchōshū) is shown. The form includes fields for '支払金額' (Gross Payment: 1,920,500), '給与所得控除後の金額' (Amount after Deductions: 480,000), and '源泉徴収税額' (Tax Amount: 40,000). It also has sections for '控除対象扶養親族の数' (Number of Deduction-eligible Dependents), '社会保険料等の金額' (Social Insurance Premiums), and '地震保険料の金額' (Earthquake Insurance Premiums).

- ・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)
- ①第一表へ:種別、支払金額、源泉徴収税額、支払者
- ②第二表へ:社会保険料等の金額、地震保険料の控除額、生命保険料の金額の内訳、国民年金保険料等の金額、旧長期損害保険料の金額
- ③社会保険料等へ:社会保険料等の金額、生命保険料の金額の内訳、地震保険料の控除額、旧長期損害保険料の金額

・「データ連携」から、年調・法定調書の達人で作成したデータの取り込みができます。

The screenshot shows the 'データ連携' dialog box. It has a title bar 'データ連携' and a main area with a table for selecting data. The table has columns for '連携先コード', '連携先名', '申告年度', 'データ名称', '提出区分', '法人種別区分', 'ステータス', and '保存年月日'. A table with the following data is visible:

連携先コード	連携先名	申告年度	データ名称	提出区分	法人種別区分	ステータス	保存年月日
00000001	株式会社 達人	令和5年分	令和5年分給与...	給与	法人		6.001026.15:14:11

There are buttons for '参照' (Reference) and '検索' (Search) at the bottom of the dialog box.

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

①入力用帳票の作成(社会保険料等に係る控除証明書等)

令和 05 年分 社会保険料等に係る控除証明書等

氏名 所得 太郎

○社会保険料

社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収分	円		
国民年金	579,330	国民健康保険	801,592
		その他	
		合計	1,380,912

○小規模企業共済等掛金

種類	支払掛金
源泉徴収分	円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	180,000
企業型年金・個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する掛金	
合計	180,000

○生命保険料

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収分	円	源泉徴収分	円
新生命保険料	204,000	旧生命保険料	
合計	204,000	合計	

○地震保険料等

地震保険料		旧長期損害保険料	
保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
源泉徴収分	円	源泉徴収分	円
〇〇〇〇	25,000		
合計	25,000	合計	

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

・第二表へ
社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

・第三者作成書類(社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項)へ
社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等

※青枠の「源泉徴収分」の金額は、「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」より連動されます。

※社会保険料は、「国民年金及び国民年金基金」欄に入力したデータのみ第三者作成書類へ転記されます。

・社会保険の種類は、手入力のほか「F3/参照」ボタンから項目を選択することができます。

項目選択

項目名称

国民年金

国民年金基金の掛金

Enter 確定

ESC キャンセル

項目選択

項目名称

健康保険

国民健康保険

後期高齢者医療保険

介護保険

労働保険

厚生年金

Enter 確定

ESC キャンセル

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

①入力用帳票の作成(寄附金の受領証等(1面))

令和05年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	285,000円	都道府県、市区町村への寄附	120,000円
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附	110,000
認定NPO法人等寄附金	税額控除	5,000	都道府県条例指定寄附	60,000
公益社団法人等寄附金	税額控除	30,000	市区町村条例指定寄附	15,000

1 特定寄附金の内訳(2~5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和05年03月25日	所在地 名称 ○○県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	80,000円
令和05年03月25日	所在地 名称 ○○市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	40,000
令和05年05月15日	所在地 名称 日本赤十字社○○支部	共同基金、日赤その他 分	90,000
令和05年11月04日	所在地 名称 社会福祉法人○○	条例指定：都道府県分	55,000
年 月 日	所在地 名称		

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

・第二表へ
特定寄附金の内訳(2~5に掲げる寄附金を除く。)

・第三者作成書類(寄附金の受領証等の記載事項)へ
寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

※青枠の「控除区分」「住民税区分」は、該当する項目を選択

・「データ連携」をクリックすると、ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス)の寄附金情報を取り込むことができます。

・寄附先の所在地・名称欄で「F3/参照」をクリックすると、寄附先の所在地・名称の選択ができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

①入力用帳票の作成(寄附金の受領証等(2面))

2 政党等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
年 月 日	所在地 名称		円
合 計			円
3 認定NPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和05年10月18日	所在地 名称 認定NPO法人○○○	業務所定、都道府県・市区町村分	5,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			5,000
4 公益社団法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和05年05月18日	所在地 名称 社会福祉法人都道府県共同基金	共同基金、日非その他	20,000
令和05年10月10日	所在地 名称 文化芸術イベント○○○	業務所定、市区町村分	10,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		
合 計			30,000
5 認定NPO法人等以外のNPO法人等寄附金の内訳			
寄附年月日	寄附先の名称	住民税区分	金額
年 月 日			円
年 月 日			円
年 月 日			円
合 計			円

(注)上記、寄附先の所在地に代えて、電話番号(市外局番から)を入力していただいても構いません。

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1)税額控除の場合

・政党等寄附金特別控除額の計算明細書へ
政党等寄附金の内訳

・認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書へ
認定NPO法人等寄附金の内訳

・公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書へ
公益社団法人等寄附金の内訳

・第三者作成書類(寄附金の受領証等の記載事項)へ
寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

(2)所得控除の場合

・第二表へ
政党等寄附金の内訳、認定NPO法人等寄附金の内訳、公益社団法人等寄附金の内訳

・第三者作成書類(寄附金の受領証等の記載事項)へ
寄附年月日、寄附先の所在地・名称、金額

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

①入力用帳票の作成(「特定口座年間取引報告書」(譲渡))

令和 05 年分 特定口座年間取引報告書

上場株式等の配当の課税区分: **総合課税**

※特定口座年間取引報告書の配当及び配当所得等に係る支払通知書の1「上場株式配当等の支払通知書」の配当、「2 オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書」、「3 配当等とみなす金額に関する支払通知書」の課税区分を選択してください。

特定口座開設者	住所(居所)	フリガナ 氏名 所得 太郎	勘定の種類 1 保管 2 信用 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	口座開設年月日
			源泉徴収の選択 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)

源泉徴収税額(所得税)	0 円	株式等譲渡所得割額(住民税)	0 円	外国所得税の額	0 円
-------------	-----	----------------	-----	---------	-----

譲渡区分	① 譲渡の対価の額(収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②)
上場分	1,900,000 円	2,119,000 円	-219,000 円
特定信用分			
合計	1,900,000	2,119,000	-219,000

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

※特定の発行主体(証券会社)については、マイナポータルからのデータ連携が可能です。

(1)株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成している場合

・**所得の内訳書へ(★)**
譲渡区分の「上場分」「特定信用分」、源泉徴収税額(所得税)、金融商品取引業者等

・**第二表へ(★)**
株式等譲渡所得割額(住民税)

・**第三表へ(★)**
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

・**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書へ**
名称、譲渡の対価の額(収入金額)、取得費及び譲渡に要した費用の額等、差引金額
源泉徴収税額(所得税)

(2)株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成していない場合
上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・**確定申告書付表(1面)(2面)へ**
差引金額

青枠の「課税区分」「源泉徴収の選択」は、該当項目から選択

課税区分 <input checked="" type="checkbox"/> 総合課税 <input type="checkbox"/> 分離課税	Enter 確定 ESC キャンセル
源泉徴収の選択 <input type="checkbox"/> 選択なし <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	Enter 確定 ESC キャンセル

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書の作成)

① 入力用帳票の作成(「特定口座年間取引報告書」(配当))

(配当等の額及び源泉徴収税額等)		分配時調整外国税相当額控除種類区分: 特定				
種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等 控除額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	④株式、出資又は基金	80,000	12,252			
	⑤特定株式投資信託					
	⑥投資信託又は特定受益証券 発行信託(④、⑤及び⑥以外)					
	⑦オープン型証券投資信託					
	⑧国外株式又は国外投資信託等					
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	80,000	12,252				
上記以外のもの	⑩公社債	20,000	3,063			
	⑪社債的受益権					
	⑫投資信託又は特定受益証券 発行信託(⑩及び⑪以外)					
	⑬オープン型証券投資信託					
	⑭国外公社債等又は国外投資 信託等					
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	20,000	3,063				
⑯譲渡損失の金額	219,000			(摘要)		
⑰差引金額(③+⑮-⑯)	0					
⑱納付税額						
⑲還付税額(③+⑮-⑱)		15,315				
金融商品 取引業者等	所在地	千代田区〇〇1-2-3				
	名称	乙証券会社 大手町支店 (電話) 03 - 7777 - 7777				
	法人番号					
	負債の利子:	0円				
	配当等の額の内訳	特定証券投資信託: _____円 (外貨建以外) [5%] 特定証券投資信託: (外貨建) [2.5%] 配当控除対象外の配当等: [0%] 剰余金の配当等: 80,000円 [10%]				

・データを入力(入力したデータは下記の帳票に反映されます。)

(1) 上場株式等の配当の課税区分が「分離課税」の場合

・所得の内訳書へ(★)

配当等の額⑨+⑮、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額、所在地・名称

・第三表へ

配当等の額⑨+⑮、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額、名称

・確定申告書付表(1面)へ

配当等の額、名称

(2) 上場株式等の配当の課税区分が「総合課税」の場合

上記(1)の★印の帳票に加え、下記の帳票にも入力したデータが反映されます。

・第一表へ

配当等の額⑨、源泉徴収税額(所得税)の⑱納付税額

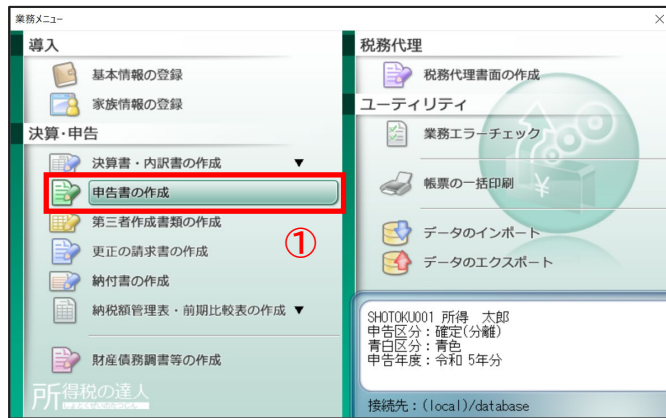
・入力された金額の一部が、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」へ連動します。

・「名称」「負債の利子」は、ダブルクリックして、該当する項目を入力

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

②「所得の内訳書」での収入の取込



①「申告書の作成」を選択

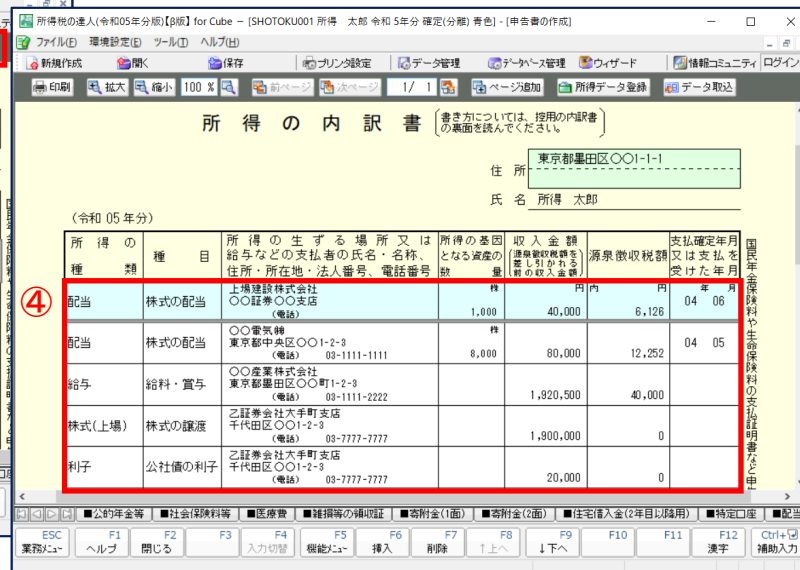
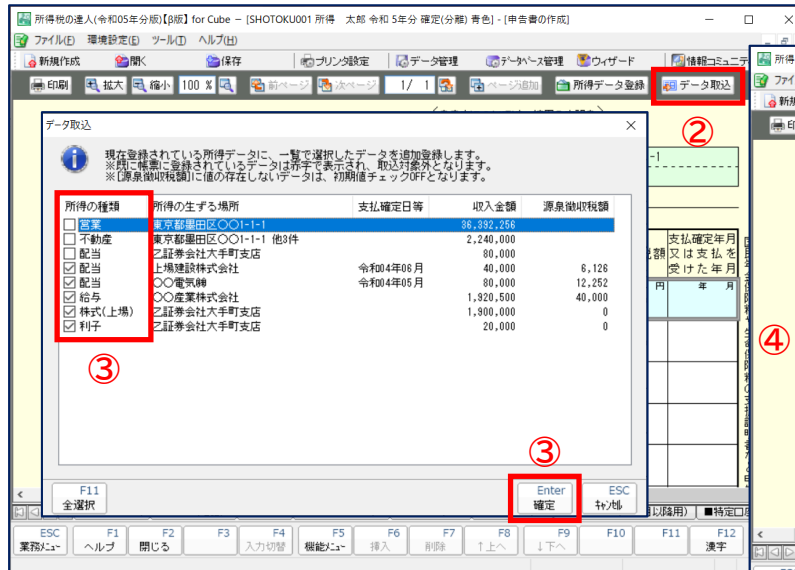
②「所得の内訳書」画面の「データ取込」をクリック

③「データ取込」画面が表示されるので、所得の内訳書に取り込みたい所得の種類にチェックを入れ、「確定」をクリック

※源泉徴収税額に金額(0を含む)が入っている所得データには、予めチェックが入っています。

④所得の内訳書に選択した所得データが取り込まれます。

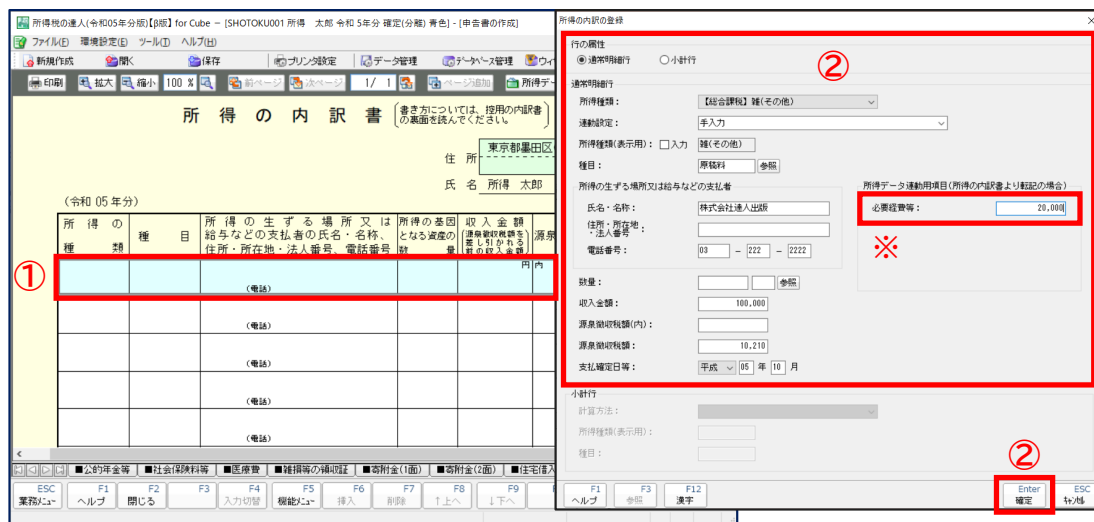
※「データ取込」後、「給与所得の源泉徴収票」等を「**ページ追加**」で作成した場合には、再度、「データ取込」を実施してください。



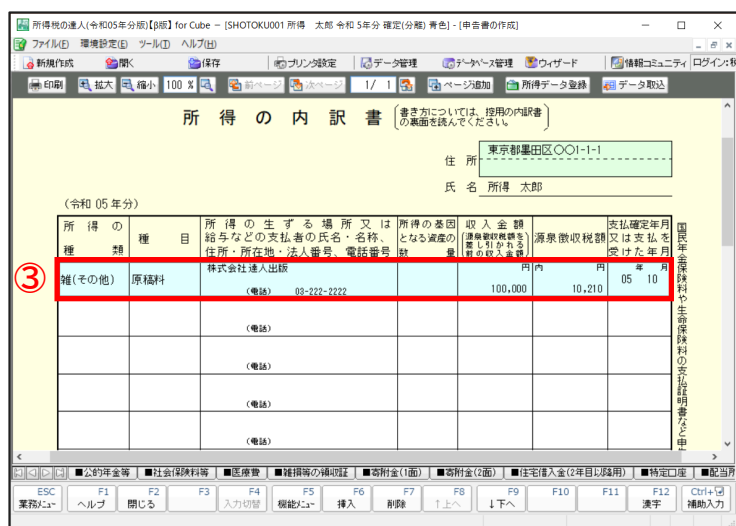
2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

②「所得の内訳書」の作成(一時所得、雑所得(その他)などのデータ入力)



- ①所得データを入力したい枠をダブルクリックで選択
- ②「所得の内訳の登録」画面が表示されるので、必要なデータを入力し、「確定」をクリック
 - ※必要経費が入力できます。
- ③所得の内訳書に所得データが反映されます。



2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

③「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の作成

The screenshot shows the '令和05年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書' (Calculation Statement of Special Deductions for Mortgage Interest, etc. (Special Renovation, etc.) for Heisei 25). The interface includes a header with document type 'FA4025', a '提出用' (Submission) button, and a '電子交付希望' (Electronic Delivery) checkbox. The main form is divided into several sections: 1. 住所及び氏名 (Address and Name), 2. 新築又は購入した家屋等に係る事項 (Items related to newly built or purchased houses), 3. 増改築等をした部分に係る事項 (Items related to renovation/extension work), 4. 家屋や土地等の取得対価の額 (Amount of acquisition price for houses/land), and 5. 特定増改築等(住宅借入金等特別控除額) (Special Renovation, etc. (Special Deduction for Mortgage Interest, etc.)).

Key data points from the form include:

- 住所: 東京都中央区00001111
- 居住開始年月日: 30.02.01
- 増改築等をした部分の金額: 25000000
- 家屋取得対価の合計: 35000000
- 特定増改築等(住宅借入金等特別控除額): 2000000

- ・「付表へ」: 付表を作成する場合に選択します。
- ・「次面」: 二面を確認する場合に選択します。
- ・「電子交付希望」: 控除証明書が納税者本人のメッセージボックスに格納されます。
※マイナンバーカードでの認証が必要です。

・必要な項目を直接、手入力します。

・「家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」に該当する場合にダブルクリックし、選択します。

・「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄をダブルクリックし、該当する特別控除の適用条件を選択することで、⑩の欄に控除額が反映されます。

The dialog box is titled '特定増改築等(住宅借入金等特別控除額)の選択' (Selection of Special Deduction for Mortgage Interest, etc. (Special Renovation, etc.)). It lists various conditions for applying the special deduction, such as '住宅借入金等特別控除額の適用を受ける場合' (Cases for applying the special deduction for mortgage interest, etc.) and '特定増改築等(住宅借入金等特別控除額)の適用を受ける場合' (Cases for applying the special deduction for special renovation, etc.). The user is prompted to select the applicable condition.

・控除証明書の交付を要しない場合に、ダブルクリックして選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書の作成)

④ 第二表の確認とその他の入力

所得税の達人(令和05年分版)【B版】 for Cube - [SHOTOKU001 所得 太郎 令和 5年分 確定(分離) 青色] - [申告書の作成]

ファイル(F) 環境設定(E) ツール(T) ヘルプ(H)

新規作成 開く 保存 印刷 プリント設定 データ管理 データベース管理 ウォード 情報コミュニティ ログイン: 税務 太郎

印刷 拡大 縮小 100% 所得データ登録 帳票設定

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 000000009 FA2303

帳票設定

①記載方法の選択

- 所得の種類単位で自動転記
- 所得の内訳単位で自動転記
- 先頭行に【所得の内訳書参照】を表示
- 手入力で作成

②記載方法の選択

- 所得データ画面より自動転記
- 手入力で作成

③記載方法の選択

以下に該当する為、記載しない。
・申告する所得に年調を受けた給与がある
・第1表の(13)~(24)までの金額に異動がない

④記載方法の選択

先頭行に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

⑤記載方法の選択

先頭行に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

⑥記載方法の選択

常に【別紙参照】を表示
(別紙にのみ明細を出力)

Ctrl+D 確定
ESC キャンセル

第二表 (令和五年分) 以降(用) (第一表は、第一表の「種別」に「給与」を指定してください。○国民年金保険料控除額) 8,330円 1,582円 0,000円 4,000円 5,000円 特別障害者 円 280,000円 5,000円

・「**帳票設定**」で、帳票の各種表示方法等を変更することができます。

・「所得の内訳」は、初期値では種類単位で転記されます。個々に転記したい場合は、「所得の内訳単位で自動転記」に変更します。「手入力で作成」を選択した場合、第1表には転記されませんのでご注意ください。

・「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」について、「所得データ画面より自動転記」、「手入力で作成」が選択できます。「手入力で作成」を選択した場合、第1表には転記されませんのでご注意ください。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

④第二表の確認とその他の入力

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
国民年金	579,390円	579,390円
国民健康保険	801,582円	801,582円
小規模企業共済	180,000円	180,000円
新生命保険料	204,000円	204,000円
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
地震保険料	25,000円	25,000円
旧長期損害保険料		

- ・所得控除は、「入力用帳票」で入力したデータが自動反映されます。
- ・本人に関する事項、配偶者や親族に関する事項は、当該画面から家族情報の画面を開いて入力ができます。

- ・自動で反映される特例適用条文等は、「F1/ヘルプ」の「申告書B[第二表]の演算式」で確認ができます。

- ・事業専従者に関する事項は、当該画面をダブルクリック後、「F6/新規登録」を選択して入力します。

※「F9/取込」で、青色申告決算書に入力しているデータの取り込みができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書の作成)

⑤ 第一表の確認とその他の入力

所得税の達人(令和05年版)【p版】for Cube - [SHOTOKU001 所得 太郎 令和5年分 確定(分類) 青色] - [申告書の作成]

令和05年03月10日 令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒130-0000 東京都墨田区〇〇1-1-1

現在の住所又は居所 東京都墨田区〇〇1-1-1

氏名 被相続人所得 太郎

令和06年1月1日の住所 同上

振替簿記希望 種類 国出 損失 修正 特徴の表示 商標 登録番号 000000009

収入金額等 (単位は円)

事業等	2	3	6	3	9	2	2	5	6
農業									
不動産	2	2	2	4	0	0	0	0	0
配当			1	2	0	0	0	0	0
雑業			1	9	2	0	5	0	0
その他			1	0	0	0	0	0	0

課税される所得金額 (①) 36,392,256

上の①に対する税額又は第3表の⑥ (②) 0

配当控除 (③) 1,200,000

政党等寄附金等特別控除 (④) 0

住宅耐震改修特別控除等 (⑤) 0

差引所得税額 (⑥) 0

災害減免額 (⑦) 0

再差引所得税額(基準所得税額) (⑧) 0

復興特別所得税額 (⑨) 0

⑩ ×2.1%

第一表 (令和5年分以降適用)

※収入金額は、「所得データ登録」をクリックすると転記元が確認できます。

所得データの一覧

所得種類	所得の生ずる場所(支払者の名称等)	収入金額	記載方法
【総合課税】事業(営業等)	東京都墨田区〇〇1-1-1	36,392,256	決算書より転記
【総合課税】事業(農業)			決算書より転記
【総合課税】不動産		2,240,000	決算書より転記
【総合課税】利子			所得内訳書より転記
【総合課税】配当	上場建設株式会社〇〇証券〇〇支店 他1件	120,000	所得内訳書より転記
【総合課税】給与	〇〇産業株式会社 東京都墨田区〇〇町1-2-3	1,920,500	入力用帳票より転記
【総合課税】雑(公的年金等)			所得内訳書より転記
【総合課税】雑(業務)			収支内訳書より転記
【総合課税】雑(その他)	株式会社達人出版	100,000	所得内訳書より転記
【総合課税】短期譲渡			計算書より転記
【総合課税】長期譲渡			計算書より転記
【総合課税】一時			所得内訳書より転記
【分離課税】短期譲渡(一般分)			計算書より転記
【分離課税】短期譲渡(軽減分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(一般分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(特定分)			計算書より転記
【分離課税】長期譲渡(軽減分)			計算書より転記
【分離課税】株式等の譲渡		1,900,000	計算書より転記
【分離課税】上場株式等の配当等	乙証券会社大手町支店 千代田区〇〇1-2-3	20,000	入力用帳票より転記
【分離課税】先物取引			計算書より転記
【分離課税】山林			手入力
【分離課税】退職			入力用帳票より転記

※前年以前の繰越データの場合、転記元についても前年と同様の設定になっていますのでご注意ください。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

⑤第一表の確認とその他の入力

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地: 東京都墨田区〇〇1-1-1
 現在の住所又は居所: 千葉県市川市〇〇1-1-1
 氏名: 被相続人所得 太郎
 職業: 本人
 電話番号: 03-1234-1111

収入金額等	区分	金額	控除	税額
事業等	2	3639256		
業農	1			
不動産	2	2240000		
配当	1	1200000		
給与	1	1920500		
公的年金等	1			
雑業	1			
業務	1			
その他	1	1500000		
短期	1			
長期	1			
一時	1			
課税される所得金額			0000	
上の①に対する税額又は第三表の①			71250	
配当控除			120000	
政党等寄附金等特別控除			23000	
住宅耐震改修特別控除等				
災害减免額			36250	
再索引所得税額(基準所得税額)			36250	
復興特別所得税額			761	

- ・政党等寄附金等特別控除(税額控除)は、各寄附金の計算明細書を作成することで反映されます。
- ※寄附金の計算明細書は、「基本情報」-「帳票選択」タブの「申告書添付書類」で選択して作成してください。
- ・項目名称をダブルクリックすれば、詳細内容が表示されます。

政党等寄附金等特別控除

政党等寄附金特別控除 入力 9,000 円

認定NPO法人等寄附金特別控除 入力 2,000 円

公益社団法人等寄附金特別控除 入力 12,000 円

F1 ヘルプ Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

- ・「住宅特定改修特別税額控除」および「認定住宅新築等特別税額控除」は、項目名称をダブルクリックし、直接、控除税額を入力します。

住宅耐震改修特別控除等

住宅耐震改修特別控除 入力 円

住宅特定改修特別税額控除 円

認定住宅新築等特別税額控除 円

F1 ヘルプ Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書の作成)

⑤ 第一表の確認とその他の入力

・本年分で控除する前期以前の繰越損失がある場合は、[繰越損失]で入力します。

・各種合計所得金額の確認ができます。

項目名	金額	備考
合計所得金額	18,325,590 円	「寄附、ひとり親控除」、「勤労学生控除」、「配偶者(特別)控除」、「基礎控除」、「住宅借入金等特別控除」に利用されます。
総所得金額等	18,325,590 円	「雑損控除」、「医療費控除」、「寄附金控除」に利用されます。
所得金額の合計額	18,325,590 円	「災害減免額」に利用されます。
課税総所得金額	15,335,000 円	「配当控除」に利用されます。

・金額の欄をダブルクリックし、「予定納税額」を直接入力することができます。
※「参照」をクリックし、e-Taxのメッセージボックスから取得することができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(2)基本操作(申告書の作成)

参考:第三表の作成

- ・分離課税の収入は金額欄をダブルクリックすると、転記元が確認できます。
- ※山林所得のみ手入力になります。

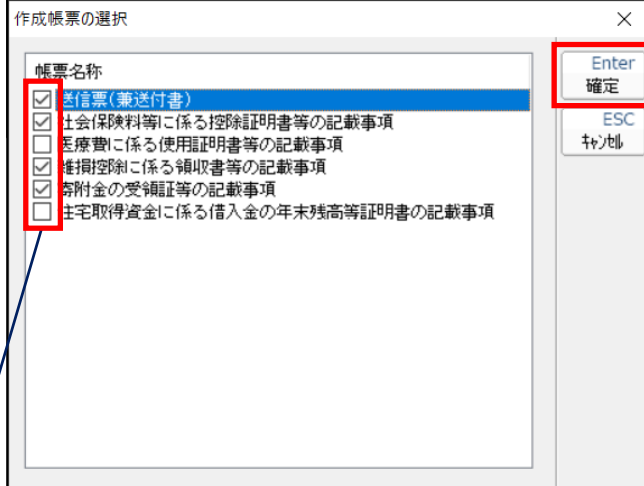
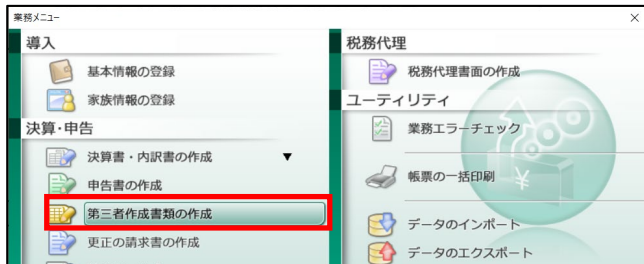
長期譲渡(一般分)

上場株式等の配当等

2. 「所得税の達人」基本操作

(2) 基本操作(申告書の作成)

⑥ 第三者作成書類の確認と送信票(兼送付書)の作成

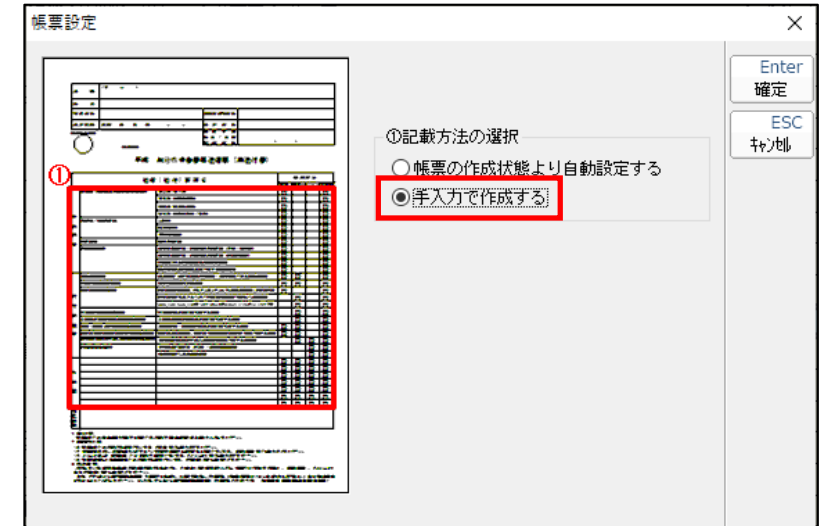


・入力用帳票で作成した第三者作成書類および送信票(兼送付書)に自動でチェックが入り、帳票が作成されます。



・「第三者作成書類の作成」を選択し、「確定」をクリック
 ・送信票(兼送付書)の「申告書等」「添付書類等」の提出区分については、帳票の作成状態により自動設定されます。
 ※送信(送付)書類名に名称がないものは、「控除証明書等」に追記します。

※従来どおり手動で設定する場合には、「帳票設定」を選択し、「帳票設定」画面から「手入力で作成する」を選択してください。



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(納付書の作成)

業務メニュー

導入

- 基本情報の登録
- 家族情報の登録

決算・申告

- 決算書・内訳書の作成
- 申告書の作成
- 第三者作成書類の作成
- 更正の請求書の作成
- 納付書の作成**

税務代理

ユーティリティ

- 業務エラーチェック
- 帳票の一括印刷
- データのインポート
- データのエクスポート

所得税の達人(令和05年分版)【8版】 for Cube - [SHOTOKU001 所得 太郎 令和5年分 確定(分離) 青色] - [納付書の作成]

国庫金

国税 納付書 領収済通知書 (記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

年度 05 税目番号 320 税務署名 本所税務署 00031615 整理番号 00000009

税目 申告所得税及復興特別所得税

本税 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

5 1 2 8 0 0

納期等 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

重加算税

申告区分 該当項目に○印を付してください

加算税

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

住所(所在地) 130-0000 (電話番号 03 - 1234 - 1111) 東京都墨田区〇〇1-1-1

所得 太郎

氏名(法人名) (フリガナ) 所得太郎

印刷

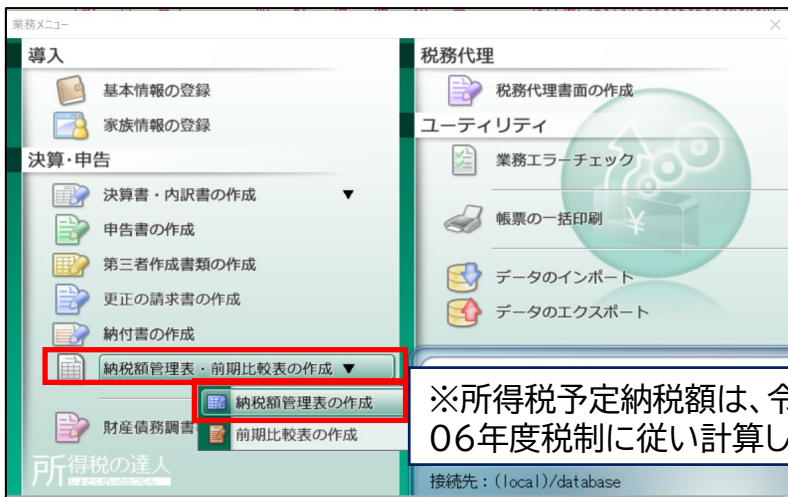
・「納付書の作成」を選択すると、「(納付書)領収済通知書」が表示されます。
※重加算税、加算税、利子税、延滞税の金額等は、手入力します。

・赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

・赤枠部分をダブルクリックして、該当するものを選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(納税額管理表の作成)



※所得税予定納税額は、令和06年度税制に従い計算します。

令和06年分		納税額管理表					整理番号: 00000009	所得: 太郎様
所得税予定納税額の計算	金額	月区分	合計	所得税	住民税普通徴収	住民税特別徴収	事業税	
予定納税基準額	188,200	3月	256,800	256,800				
予定納税額	第1期分	4月						
	第2期分	5月	256,000	256,000				
住民税納税額の計算	金額	6月	111,200		110,200	1,000		
		7月	56,000	56,000		0		
		8月	142,000		110,000	0	32,000	
		9月	0					
普通徴収税額	金額	10月	110,000		110,000	0		
		11月	88,000	56,000		0	32,000	
		12月	0					
		1月	110,000		110,000			
特別徴収税額	金額	2月	0					
		3月	0					
事業税納税額の計算	金額	4月	0					
		5月	0					
合計		1,130,000	824,800	440,200	1,000	64,000		
課税標準額		1,281,000						
税率		5.00%						
納税額	第1期分	32,000						
	第2期分	32,000						

※令和06年1月1日現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

区分	金額
予定納税基準所得金額	5,443,063
所得から差し引かれる金額	2,820,000
課税される所得金額(㊦-㊧)	2,823,000
課税される所得金額に対する税額	184,800
配当、住宅借入金、住宅耐震、政党等寄附金、投資税額等の控除	
差引所得税額(㊦-㊨)	184,800
所得税に係る外国税額控除額	
再差引所得税額(㊦-㊩)	184,800
㊦の所得税に係る源泉徴収税額	
再々差引所得税額(㊦-㊪)	184,800
復興特別所得税額(㊨×2.1%)	3,460
予定納税基準額(㊦+㊫)	188,200

区分	金額
事業所得金額(営業等)	4,181,463
不動産所得金額(損益通算の特例適用前【非課税】)	
合計(㊬+㊭)	4,181,463
所得税の事業専従者控除	
所得税の青色申告特別控除	0
事業税の事業専従者控除	
非課税所得金額等	
差引所得金額(㊬+㊭+㊮-㊯-㊰)	4,181,463
所得税の繰越控除額	
㊯の調整額	
事業用資産の譲渡損失控除額	
事業主控除額	2,900,000
控除額合計(㊬+㊭+㊮+㊯+㊰)	2,900,000
課税標準額(㊬-㊱)	1,281,000
税率【第1種事業】	5.00%
事業税額	64,000

※総合課税の所得割税率は、「総合課税の所得」をダブルクリックすると変更できます。
※均等割額は、各地域の税額を入力します。

総合課税の所得割	税率
市町村民税	<input type="checkbox"/> 入力 6.000%
都道府県民税	<input type="checkbox"/> 入力 4.000%

区分	金額	金額	金額	金額
均等割	3,500	1,500	5,000	
総合課税の所得	3,253,000	195,180	130,120	325,300
短期譲渡				
長期譲渡	2,250,000	67,500	45,000	112,500
株式等の譲渡	0	0	0	0
上場株式等の配当等	0	0	0	0
先物取引				
山林				
退職				
計(㊲+㊳)	5,503,000	282,680	175,120	437,800
(内給与分)				
調整控除額		1,500	1,000	2,500
配当控除額				
住宅借入金等特別税額控除額		0	0	0
寄附金税額控除額				
外国税額控除額				

※事業区分は、「税率」をダブルクリックすると変更できます。

事業区分選択

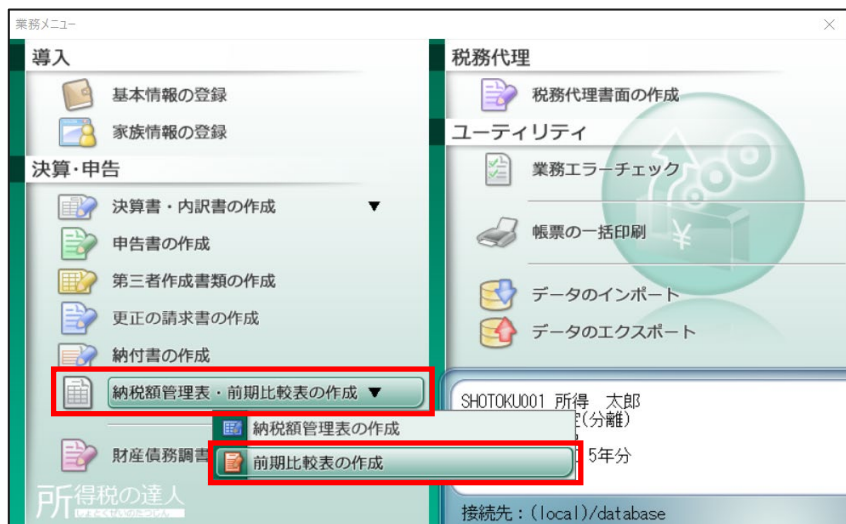
- 非課税
- 第1種事業
- 第2種事業
- 第3種事業
- 第3種事業のうち医業種

Enter 確定
ESC キャンセル

※令和06年1月1日現在の地方税法に基づいて計算を行っております。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(前期比較表の作成)



・前年の申告書と当年分の申告書のデータが併記されているので、差異の確認や顧問先への説明資料として利用できます。
 ※前年度のデータを繰り越して今年度の申告データを作成している場合、令和04年の欄に前年データが自動反映されます。

→「業務エラーチェック」と併用することで、より効率的な検算作業が可能となります。

・タブを選択することで、他の比較表を参照することができます。

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(第一表)の前期比較表

氏名：SHOTOKU001 所得 太郎

項目		令和 04 年	令和 05 年	項目		令和 04 年	令和 05 年
収入金額等	事業等 ⑦	39,280,000	36,392,256	税金の計	課税される所得金額 ⑩	4,702,000	4,791,000
	農業 ①				上の所得金額に対する税額 ⑪	500,200	494,100
	不動産 ②	2,640,000	2,160,000		配当控除 ⑫	8,000	8,000
	配当 ⑬	80,000	80,000		投資税額等の控除 ⑬		
	給与 ⑭	1,920,500	1,920,500		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ⑭		
	公的年金等 ⑮				政党等寄付金等特別控除 ⑮~⑰	14,000	
	雑業務 ⑯				住宅耐震改修特別控除等 ⑱~⑳		
	その他 ㉑	150,000	100,000		差引所得税額 ㉑	478,200	486,100
	総合課税				災害減免額 ㉒		
	一時 ㉓	100,000			再差引所得税額 ㉓	478,200	486,100
所得	事業等 ①	4,109,752	4,181,463	復興特別所得税額 ㉔	10,042	10,208	
	農業 ②			所得税及び復興特別所得税の額 ㉕	488,242	496,308	
	不動産 ③	1,319,200	1,261,600	外国税額控除等 ㉖~㉗			
			源泉徴収税額 ㉘	73,893	68,588		

申告書(第一表)前期比較表 | 申告書(第三表)前期比較表 | 決算書・内訳書(一般(営業))前期比較表 | 決算書・内訳書(不動産・農業)前期比較表



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(前期比較表の作成)

令和 05 年分所得税青色申告決算書・収支内訳書(一般用(営業所得))の前期比較表

氏名: SHOTOKU001 所得 太郎

○損益計算書

科目	令和 04 年	令和 05 年
売上(収入)金額①	39,280,000	36,392,258
期首商品(製品)高②	3,705,000	3,700,000
仕入金額③	27,596,000	22,953,696
小計(②+③)④	31,301,000	26,653,696
期末商品(製品)高⑤	3,814,000	3,700,000
差引原価(④-⑤)⑥	27,487,000	22,953,696
差引金額(①-⑥)⑦	11,793,000	13,438,560
租税公課⑧	385,000	401,700
荷造運賃⑨		31,320
水道光熱費⑩	224,000	240,241
旅費交通費⑪	148,000	172,580
通信費⑫	167,000	65,019
広告宣伝費⑬	105,000	130,200
接待交際費⑭	163,000	627,613
損害保険料⑮	105,000	46,520
修繕費⑯	259,000	53,550

○製造原価の計算

科目	令和 04 年	令和 05 年
期首原材料棚卸高⑳		
原材料仕入高㉑		
小計(⑳+㉑)㉒		
期末原材料棚卸高㉓		
差引原材料費(㉒-㉓)㉔		
労務費㉕		
外注工賃㉖		
電力費㉗		
水道光熱費㉘		
修繕費㉙		
減価償却費㉚		
その他の製造費㉛		

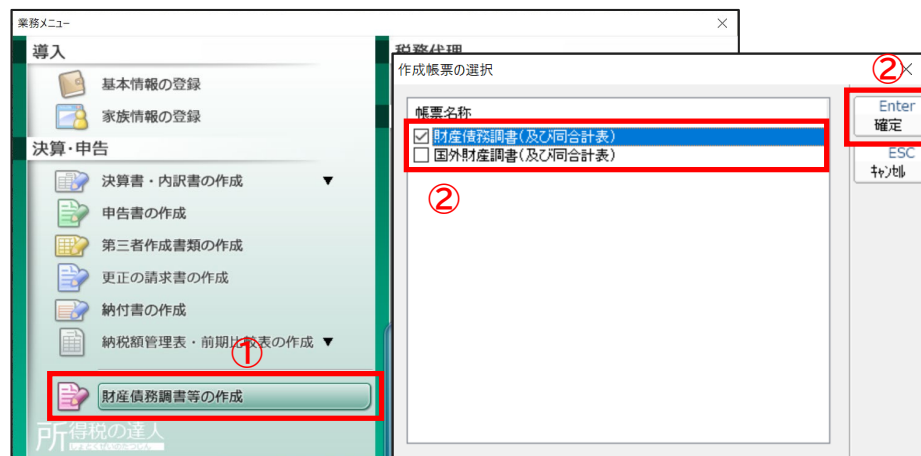
・下記の比較表では、「前期入力科目情報」をクリックすることで、前期のデータに「科目」「金額」を追加することができます。

- ①所得税青色申告決算書・収支内訳書(一般用(営業所得))
- ②所得税青色申告決算書・収支内訳書(一般用(其他所得))
- ③所得税青色申告決算書・収支内訳書(不動産所得及び農業所得用)

※前年度のデータを繰り越して今年度の決算書・収支内訳書データを作成している場合、令和04年の欄に前年データ(追加科目含む)が自動反映されます。

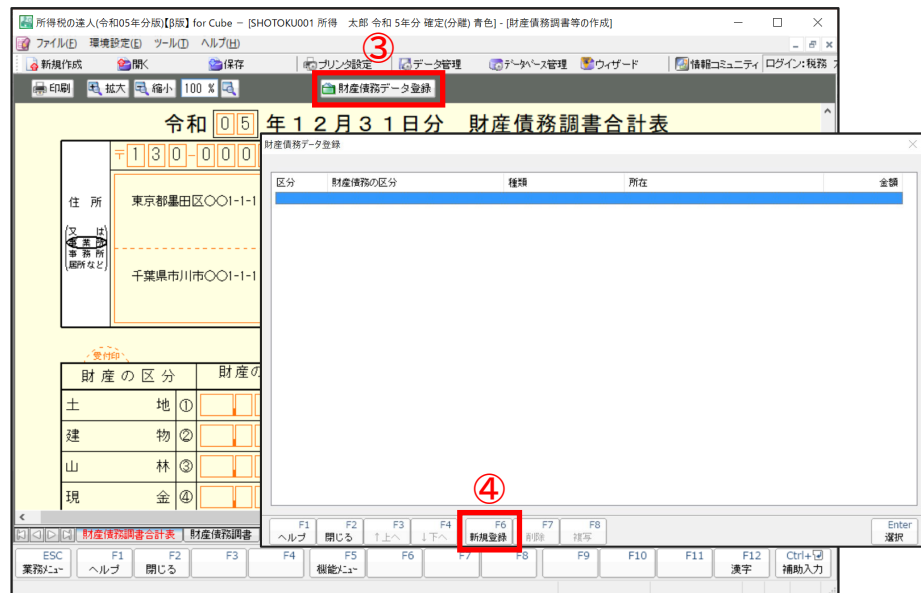
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(財産債務調査等の作成)



①「財産債務調査等の作成」を選択

②作成帳票の選択画面で作成する帳票にチェックを入れ、「確定」をクリック



③「財産債務データ登録」をクリック

④「財産債務データ登録」画面で、「F6/新規登録」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(財産債務調査等の作成)

財産債務データ登録

件数: 1件

区分	財産債務の区分	種類	所在	金額
財産	土地		東京都千代田区大手町〇-〇-〇	400,000,000

財産債務の登録

区分: 財産 (国外) 債務

財産債務の区分: 土地

種類:

用途: 事業用

所在(国名):

所在: 東京都千代田区大手町〇-〇-〇

地所又は戸数等: 900㎡

数量: 1

有価証券等の取得価額:

財産の価額又は債務の金額: 400,000,000

備考:

F12 漢字

Enter 確定

ESC 呼び出し

F1 ヘルプ F2 閉じる F3 上へ F4 下へ F6 新規登録 F7 削除 F8 複写

⑤「財産債務の登録」画面で財産債務を入力し、「確定」をクリック

- ・区分: 該当の区分を選択(国外財産の場合「国外」にチェック)
- ・財産債務の区分: 「▼」をクリックして選択
- ・種類: 預貯金であれば預金種類を入力
- ・用途: 「▼」をクリックして選択
- ・所在(国名): 国外の財産の場合に入力
- ・所在
- ・地所又は戸数等
- ・数量
- ・有価証券等の取得価格
- ・財産の価額又は債務の金額
- ・備考

⑥「F2/閉じる」をクリック

⑦「財産債務調書合計表」「財産債務調書」にデータが反映されます。

※財産債務調査等のデータは、業務メニューの[データのインポート/エクスポート]-[帳票データのインポート/エクスポート]で、「ExcelやCSV」形式での出力・取込ができます。

令和 05 年 1 2 月 3 1 日分 財産債務調書合計表

〒130-0000 東京都墨田区〇〇1-1-1

住所: 東京都墨田区〇〇1-1-1

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1

令和 05 年 1 2 月 3 1 日分 財産債務調書

住所: 東京都墨田区〇〇1-1-1

住所: 千葉県市川市〇〇1-1-1

氏名: 所得 太郎

個人番号: * * * * *

電話番号: 03 - 1234 - 1111

財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地①	400,000,000
建物②	
山林③	
現金④	

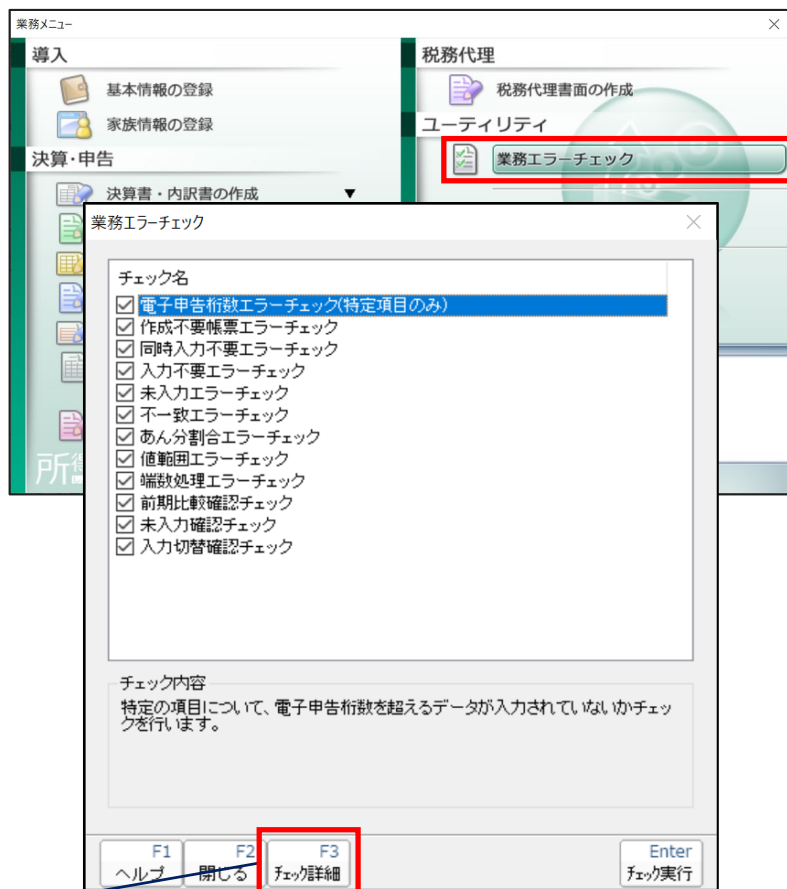
財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	備考
土地		事業用	東京都千代田区大手町〇-〇-〇	900㎡	
				1	400,000,000 円

平成二十八年十二月三十一日分以降

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(業務エラーチェック)

■業務エラーチェックでは、作成した帳票に不備や誤りがないかをチェックし、結果をPDFファイルに出力できます。



・「F3/チェック詳細」では、どのような内容に基づいてエラーチェックがされているかを詳細に確認できます。

チェック内容一覧					
個人コード	氏名	種別	チェック②	チェック①	担当
SHOTOKU001	所得 太郎	種別 B付	/	/	/
税目	申告区分	申告年度	印		
所得税	確定				

○チェック項目詳細リストとの照合の結果、以下の通りのエラー及び確認項目が存在します。

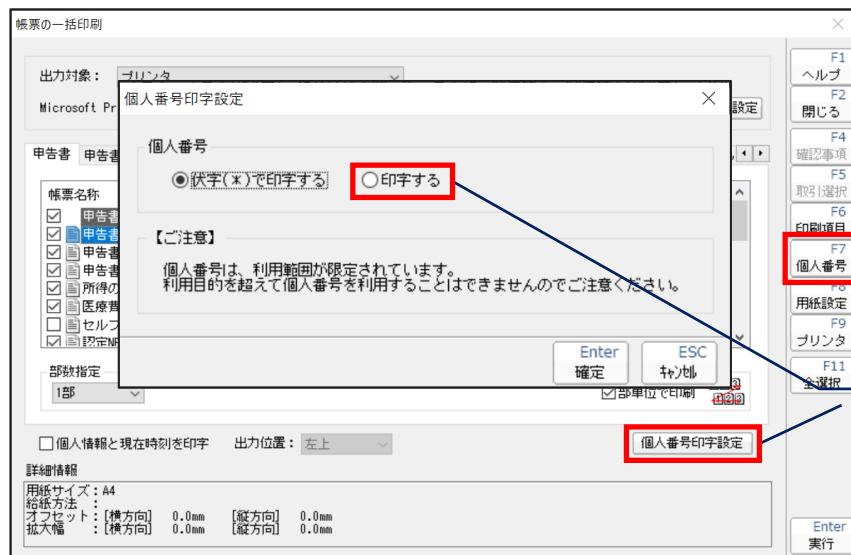
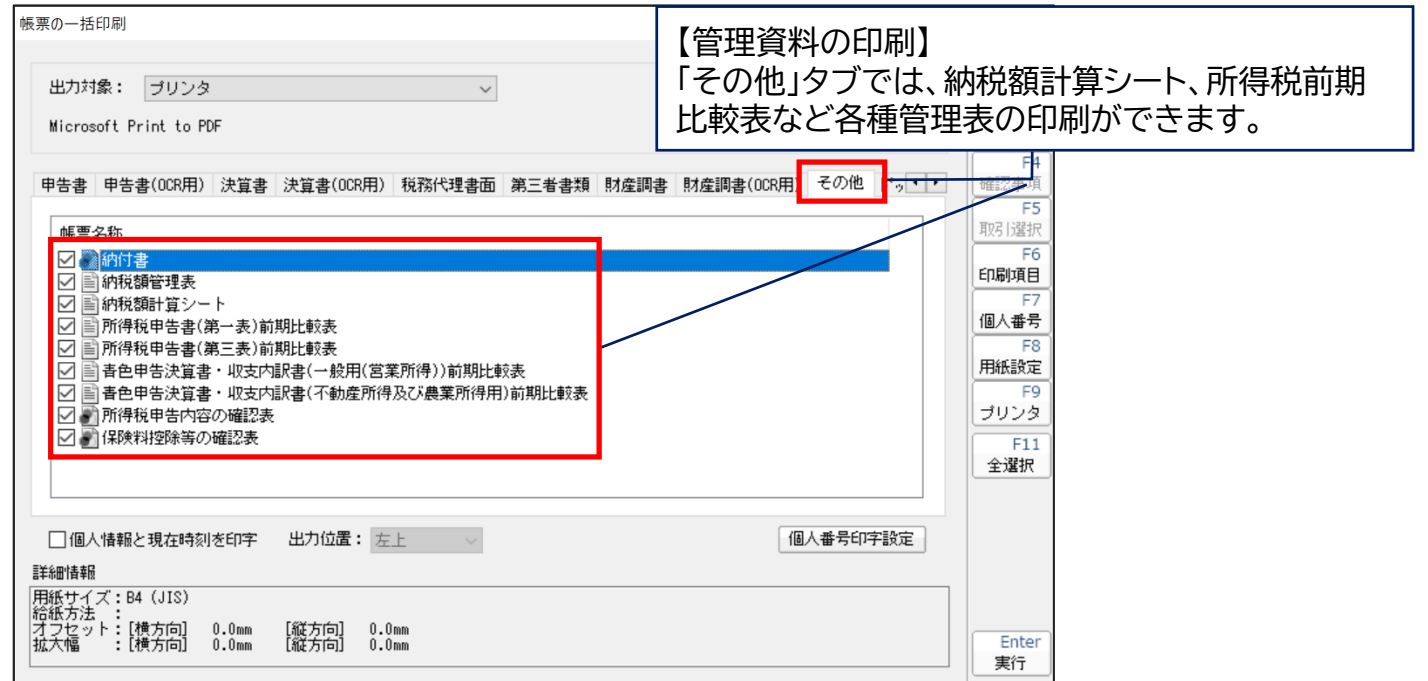
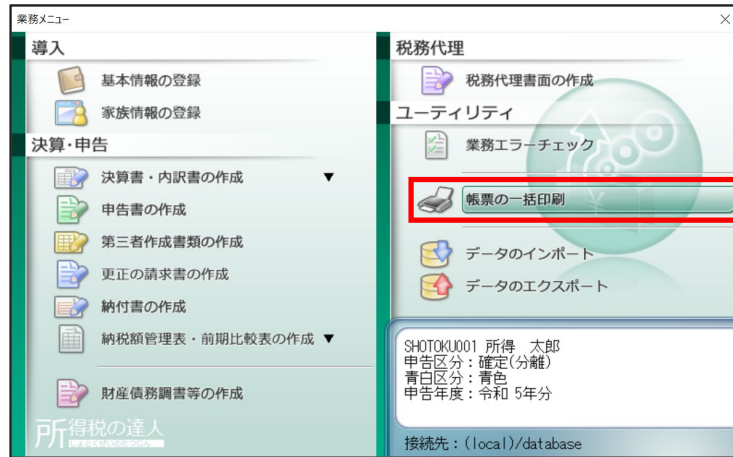
チェック名	チェック内容	確認欄
電子申告桁数エラー	青色申告決算書(一般用)3ページに、電子申告桁数を越えるデータが入力されています。 ※詳細な項目は、該当帳票の【電子申告桁数確認】ボタンから確認してください。	
入力不要エラー	帳票名: 申告書 第二表 「○住民税・事業税に関する事項」の住民税欄に値が入力されています。 「○住民税・事業税に関する事項」の住民税欄は、死亡した者の確定申告書付表が作成されていない場合に入力する項目であるため、死亡した者の確定申告書付表が作成されている場合は入力できません。	
未入力エラー	帳票名: 青色申告決算書(一般用)1ページ 【(44)青色申告特別控除額】で65万円が選択されていません。 電子申告を行う場合は、65万円の控除を適用可能です。	
未入力エラー	帳票名: 申告書 第二表 【税理士法33条の2の書面提出有】にチェックが入っていません。 【税理士法33条の2の書面提出有】は税理士法33条の2の書面が作成されている場合にチェックを入れる必要があります。	
前期比較確認	帳票名: 所得税申告書(第一表)前期比較表 本年分の【収入金額等 配当】に値が入力されていません。 前年分の【収入金額等 配当】には値が入力されているため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 所得税申告書(第一表)前期比較表 本年分の【収入金額等 給与】に値が入力されていません。 前年分の【収入金額等 給与】には値が入力されているため、本年分の内容について確認してください。	
前期比較確認	帳票名: 所得税申告書(第一表)前期比較表 本年分の【配当控除】に値が入力されていません。 前年分の【配当控除】には値が入力されているため、本年分の内容について確認してください。	

・当該機能は、Professional Edition 及びStandard Edition で利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(帳票の一括印刷)

■ 帳票の一括印刷では、様々な帳票が出力できます。



【個人番号の印字】
各種帳票で個人番号を印字する際には、「個人番号印字設定」か「F7/個人番号」をクリックし、「印字する」を選択します。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(帳票の一括印刷)

【所得税申告内容の確認表】

令和 5 年分 所得税申告内容の確認表

個人コード: SHOTOKU001 作成日: 令和 6年 1月 4日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

1. 申告情報

青白区分	青色	整理番号	0000009
提出税務署	本所	利用者識別番号	1011-1111-1111-1111
		特農区分	国外輸出区分

2. 本人情報

フリガナ	シヨウダ 太郎	性別	男	生年月日	昭48・8・1
氏名	所得 太郎	婚姻 ひとり親		障害者区分	
住所	〒130 - 0000 東京都墨田区〇〇1-1-1	世帯主	所得 太郎		
又は 居所	(03) 1234 - 1111 〒272 - 0000 千葉県市川市〇〇1-1-1	世帯主との続柄	本人		
事業所等	(047) 123 - 1111	職業	輸入雑貨卸売	屋号・預号	所得番

メールアドレス: tarou@shotoku.com

通信の提供を受ける場所: NTTデータ (NTTデータ 墨田 本店) 郵便局名等: 山形番票記号番号: 1234567 預金種類: 普通

3. 配偶者情報

配偶者氏名	続柄	生年月日	配偶者所得	障害者区分	国外居住	備考
1 所得 春子	妻	昭50・6・1	円			

4. 扶養親族等情報

扶養親族氏名	続柄	生年月日	扶養区分	障害者区分	国外居住	備考
1 所得 ハナ	母	昭23・3・3	同居老親等			
2 所得 梅子	長女	平15・9・1	特定			
3 所得 二郎	次男	平22・10・20	年少	同居特別		

○確認事項

- 年の途中で引継し(住所変更)をしていますか。 (はい/いいえ)
- 滞りなく金額欄に登録・変更が完了していますか。(条件がない場合でも登録することができます。)
- 寡婦(寡夫)に該当するか検討しましたが、(適用要件については事務局にお問い合わせください。)
- 配偶者の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。)
- 各親族の収入に変動がありますか。(収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。)
- 本年中に生まれた子供がいますか。 (はい/いいえ)
- 本年中に学校等を卒業し、就職した親族がいますか。 (はい/いいえ)
- (収入がある場合は、その種類及び金額を備考欄に記載してください。)
- 本年から納税者又は配偶者の前親のうち生計を一にした方がいますか。 (はい/いいえ)
- 本年から配偶者や親族のうち別居、障害者又は障害者以上となった方がいますか。 (はい/いいえ)
- 前年の途中で死亡した配偶者や親族はいますか。 (はい/いいえ)
- 本年の途中で死亡した配偶者や親族はいますか。 (はい/いいえ)
- 本年から配偶者又は扶養親族のうち事業等従事者とした方がいますか。 (はい/いいえ)

上記の内容に相違ありません。 署名 1/1

【保険料控除等の確認表】

令和 5 年分 保険料控除等の確認表

個人コード: SHOTOKU001 作成日: 令和 6年 1月 4日

氏名: 所得 太郎 様 担当:

社会保険料の種類	支払保険料	種類	支払掛金
国民年金	579,330 円	小規模企業共済	180,000 円
国民健康保険	801,582 円	企業型・個人型年金	
		心身障害者扶養共済	
合計	1,380,912 円	合計	180,000 円

社会保険料	支払保険料	支払掛金
国民年金	579,330 円	180,000 円
国民健康保険	801,582 円	
合計	1,380,912 円	180,000 円

1. 社会保険料

保険会社等の名称	支払保険料	保険会社等の名称	支払保険料
〇〇〇〇	204,000 円		
合計	204,000 円	合計	

2. 新生命保険料

保険会社等の名称	支払保険料	支払掛金
〇〇〇〇		
合計		

3. 生命保険料

保険会社等の名称	支払保険料	支払掛金
〇〇〇〇		
合計		

4. 地震保険料

保険会社等の名称	支払保険料	支払掛金
〇〇〇〇	25,000 円	
合計	25,000 円	

5. 旧長期損害保険料

保険会社等の名称	支払保険料	支払掛金
〇〇〇〇		
合計		

6. 医療費控除

病院・薬局などの支払先の名称	支払った医療費等の合計	控除される金額の合計
千葉県市川市〇〇1-1 市川青島病院	円	円

○確認事項

- 社会保険料(国民健康保険料)の有効支払額を確認しましたか。 (はい/いいえ)
- 国民年金保険料の年間支払額を確認しましたか。 (はい/いいえ)
- (国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、控除証明書等を添付します。)
- 小規模企業共済等掛金の年間支払額を確認しましたか。(支払った掛金額の証明書を添付します。)
- 生命保険料の有効支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。)
- 地震保険料及び旧長期損害保険料の年間支払額を確認しましたか。(保険料控除証明書を添付します。)
- 本年中に支払った医療費、または特定一般用医薬品等購入費を備付しましたか。 (はい/いいえ)
- (支払った医療費等が一定額以上の場合は医療費控除が受けられます。)
- 支払った医療費等から控除される補填金がありますか。 (はい/いいえ)

上記の内容に相違ありません。 署名 1/1

・翌期繰越後、すぐに出力することで、顧問先に内容の変更等がないか確定申告前の事前確認資料として利用できます。

・確認事項の内容は、自由に変更することができます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(データのインポート/エクスポート)

基本情報と帳票上の入力項目を、Excel形式 及び CSV形式でインポート/エクスポートできます。

対象となる帳票・項目の詳細は「データのインポート/エクスポート」画面の「F3/項目表」でご確認ください。

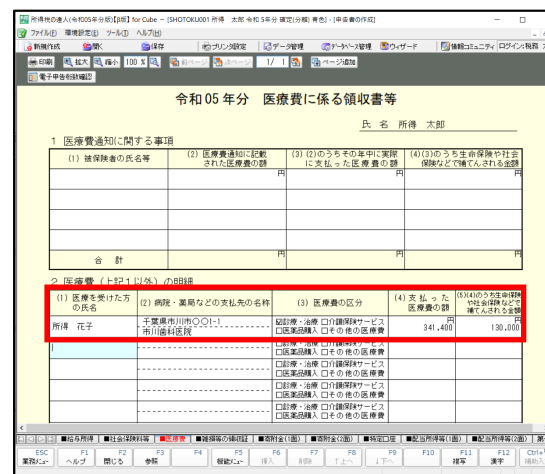
1. 帳票データのエクスポート(例:医療費に係る領収書等)



今回は「医療費に係る領収書等」を例にとります。

①「データのエクスポート」を選択

②データのエクスポート画面で「帳票データのエクスポート」を選択し、「確定」をクリック

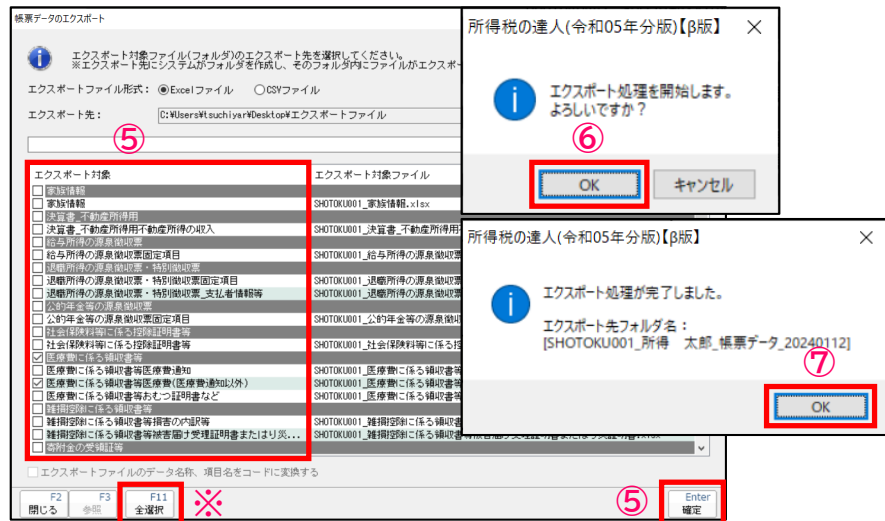
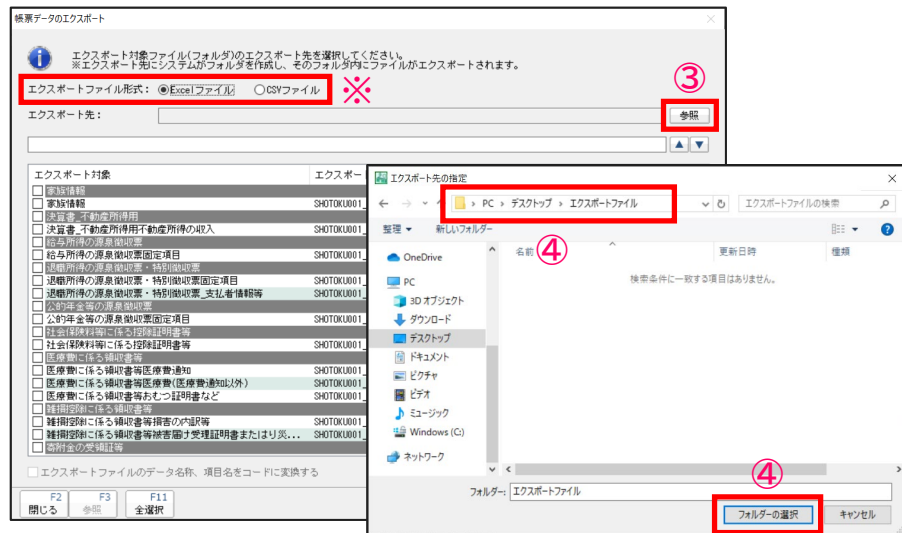


※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Edition で利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(データのインポート/エクスポート)

1. 帳票データのエクスポート(例:医療費に係る領収書等)



2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(データのインポート/エクスポート)

1. 帳票データのエクスポート(例:医療費に係る領収書等)

⑧

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険_療養一時金_該当区分	医療費の区分_医薬品_購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				341,400	130,000

エクスポートしたファイルを開きます。

⑧複写元を選択

⑨複写先にデータを貼り付けて、金額等を修正

⑩上書き保存

⑩

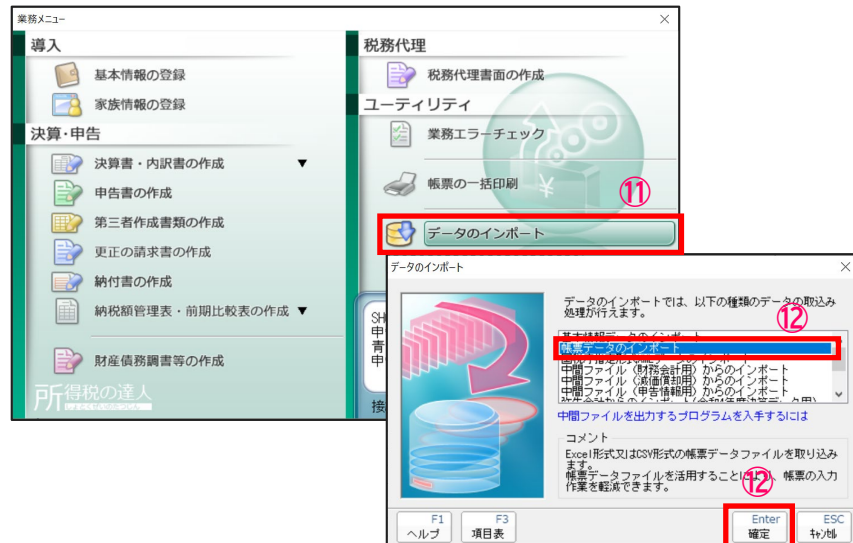
⑨

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称_上段	病院・薬局などの支払先の名称_下段	医療費の区分_診療_治療_該当区分	医療費の区分_介護保険_療養一時金_該当区分	医療費の区分_医薬品_購入_該当区分	医療費の区分_その他の医療費_該当区分	支払った医療費の額	(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				341,400	130,000
所得 太郎	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				19,300	
所得 八子	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				39,870	
所得 梅子	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				7,630	
所得 二郎	千葉県市川市〇〇1-1	市川南科医院	該当				5,090	

2. 「所得税の達人」基本操作

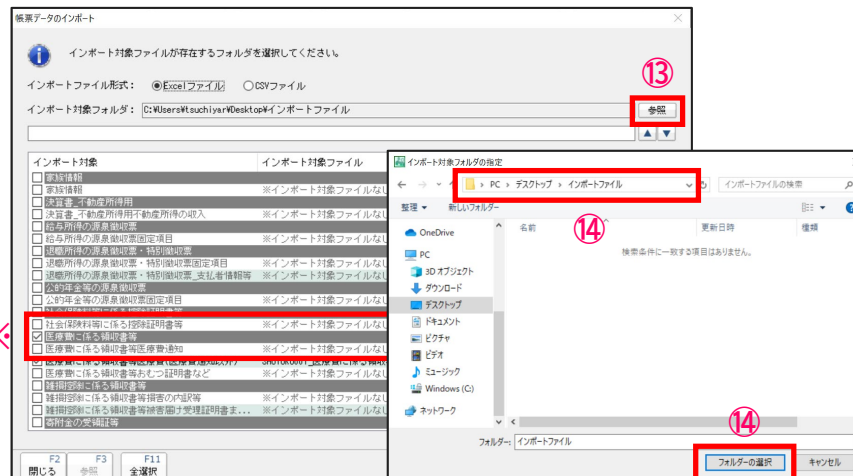
(3) その他の操作(データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート(例:医療費に係る領収書等)



⑪「データのインポート」を選択

⑫データのインポート画面で「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック



⑬「参照」を選択

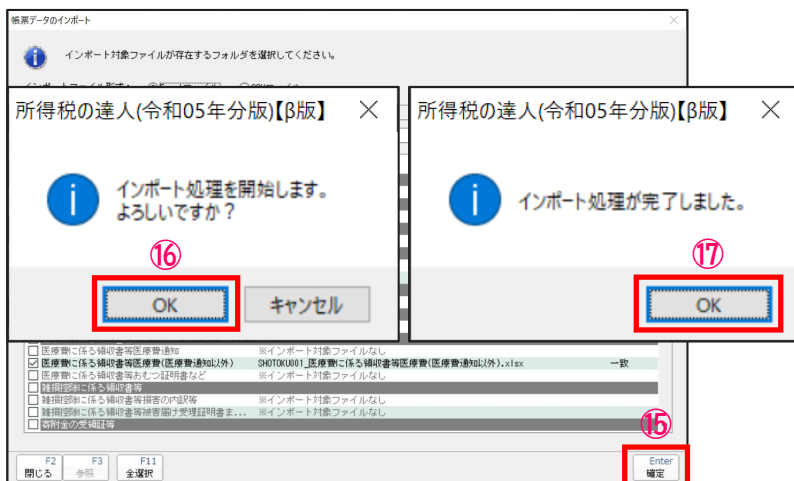
⑭データをインポートするフォルダを指定し、「フォルダーの選択」をクリック

※インポート対象にチェックが入っていることを確認

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(データのインポート/エクスポート)

2. 帳票データのインポート(例:医療費に係る領収書等)



⑮「確定」をクリック

⑯「OK」をクリック

⑰「OK」をクリック

※インポートしたデータが取り込まれます。

1 医療費通知に関する事項				
(1) 被保険者の氏名等	(2) 医療費通知に記載された医療費の額	(3) (2)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細				
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
所得 花子	千葉県市川市〇〇1-1市川南科医院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	341,400	130,000
所得 太郎	千葉県市川市〇〇1-1市川南科医院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	19,300	
所得 ハナ	千葉県市川市〇〇1-1市川南科医院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	39,870	
所得 梅子	千葉県市川市〇〇1-1市川南科医院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	7,630	
所得 二郎	千葉県市川市〇〇1-1市川南科医院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	5,090	

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(マイナポータル連携)

マイナポータルから「【入力用】寄附金の受領証」および「【入力用】特定口座年間取引報告書」へのデータ連携(CSV形式)ができます。

事前に以下の準備が必要になります。

- ・マイナンバーカードの取得、ICカードリーダーライタの用意(マイナポータルAPIに対応しているスマートフォンでも可能)
- ・マイナポータルのアカウント開設、「民間送達サービス」の設定、民間送達サービスと証券番号などを連携させる設定

※連携可能な発行主体は以下を参照

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

※税理士が代理人となり、本人に代わってマイナポータルのサービスを利用することもできます。(マイナンバーカードの取得が必要)

詳細は以下のURLを参照

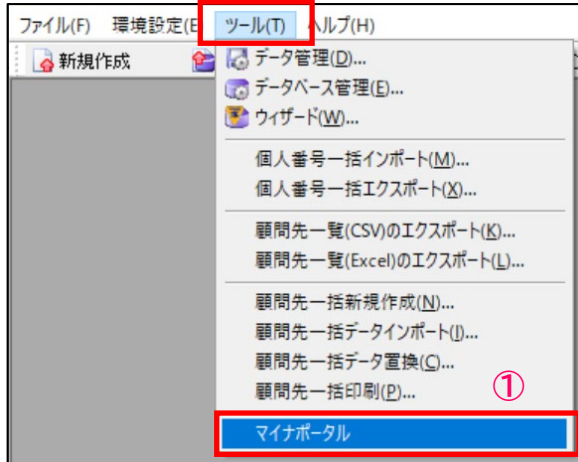
<https://img.myna.go.jp/manual/03-07/0115.html>

※当該機能は、Professional Edition 及び Standard Editionで利用可能です。

2. 「所得税の達人」基本操作

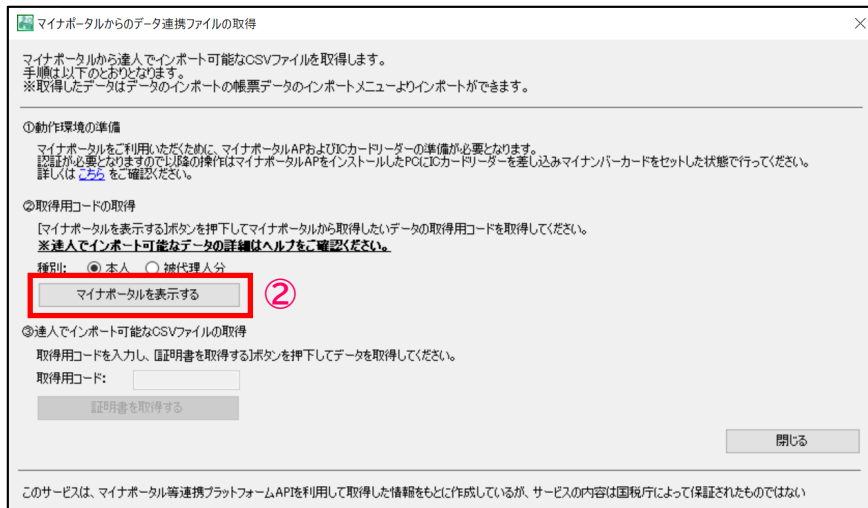
(3) その他の操作(マイナポータル連携)

1. 取込用CSVデータの取得(例:寄附金データ)



所得税の達人を起動し、連携させる顧問先データを開いてください。

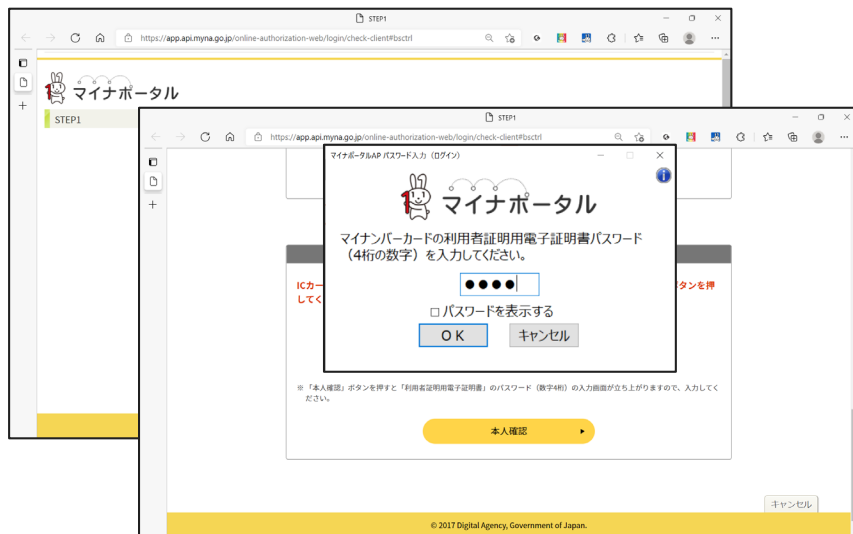
①「ツール」→「マイナポータル」の順に選択



②「マイナポータルからのデータ連携ファイルの取得」画面が表示されるので、「②取得用コードの取得」の「マイナポータルを表示する」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(マイナポータル連携)



・マイナポータルサイトに移動しますので、説明に従ってログインまで進んでください。

③

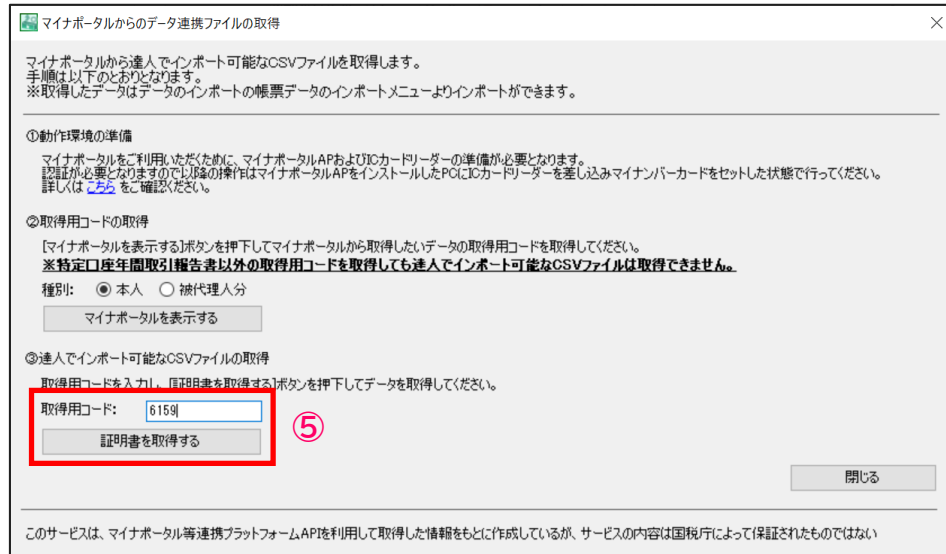
選択	控除証明書等	差出人	証明書等作成日	処理結果	エラー情報
<input type="checkbox"/>	医療費通知情報	保険診療審査支払機関	2017/04/03	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG820	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG821	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金受領証明書	TEG822	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	寄附金控除に関する証明書	TEG830	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-
<input checked="" type="checkbox"/>	生命保険料控除証明書	TEG800	2021/04/01	正常	-

③「マイナポータル等連携プラットフォーム」画面でデータ連携する情報にチェックを入れ、「取得用コード生成」をクリック

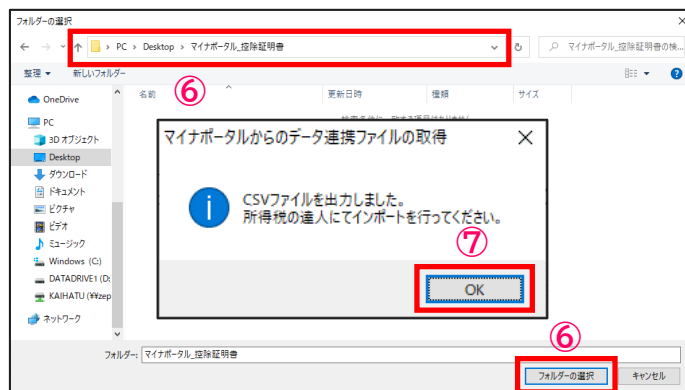
④取得用コードが表示されます。

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(マイナポータル連携)



⑤「マイナポータルからのデータ連携ファイルの取得」画面に戻り、「③達人でインポート可能なCSVファイルの取得」の「取得用コード」に取得したコードを入力し、「証明書を取得する」をクリック

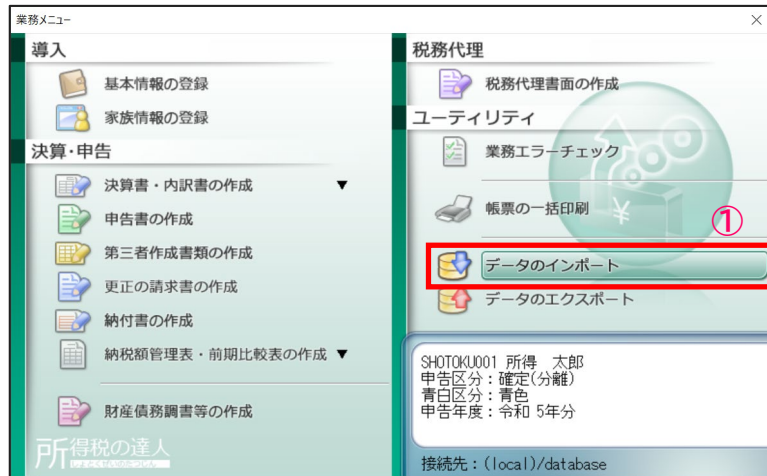


⑥出力されるCSVファイルの保存先を選択し、「フォルダーの選択」をクリック
⑦「OK」をクリック

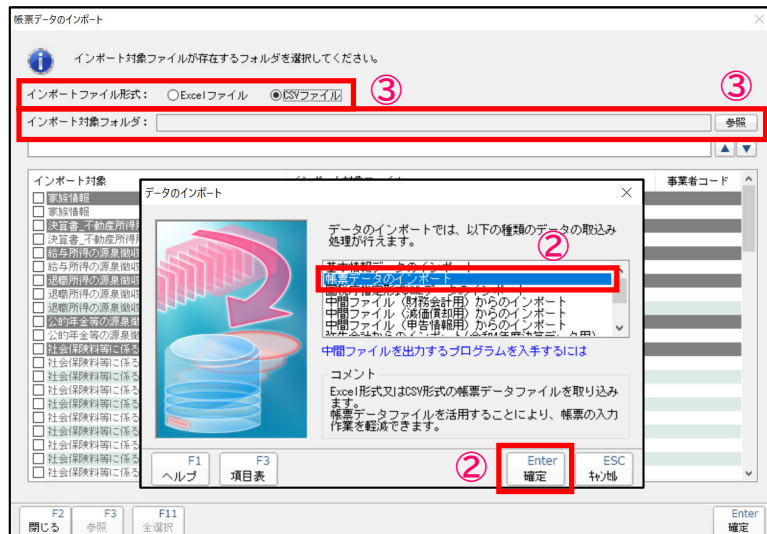
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(マイナポータル連携)

2. CSVデータの取込(例:寄附金データ)



①「データのインポート」をクリック



②「データのインポート」画面で「帳票データのインポート」を選択し、「確定」をクリック

③「帳票データのインポート」画面で、
インポートファイル形式は「CSVファイル」を選択
インポート対象フォルダの「参照」を選択し、CSVデータを保存したフォルダを指定

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(マイナポータル連携)



④「寄附金の受領証等」にチェックが入っていることを確認し、「確定」をクリック

⑤「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック

令和 05 年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	80,000 ^円	都道府県、市区町村への寄附	80,000 ^円
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附	
認定NPO法人等寄附金	税額控除		都道府県条例指定寄附	
公益社団法人等寄附金	税額控除		市区町村条例指定寄附	

1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和05年10月01日	所在地 名称 ○○県	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	30,000 ^円
令和05年10月10日	所在地 名称 ○○市	都道府県、市区町村分 (ふるさと納税)	50,000
年 月 日	所在地 名称		
年 月 日	所在地 名称		

⑦「寄附金の受領証等」にデータが取り込まれます。

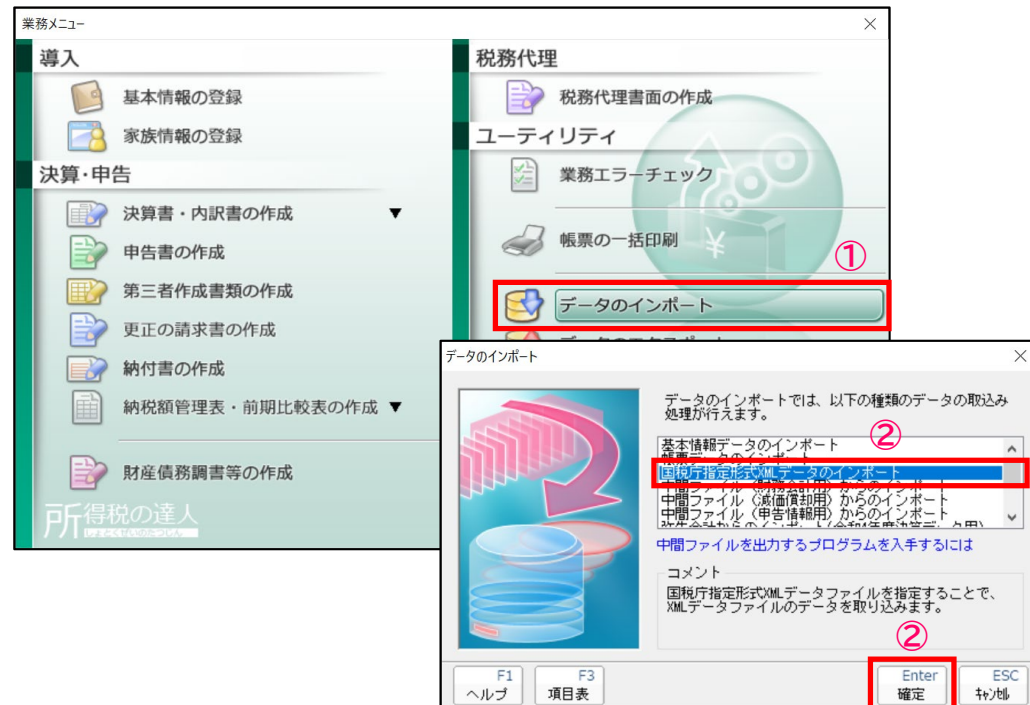
2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(国税庁指定形式XMLデータのインポート)

特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」、「給与所得の源泉徴収票(令和05年以降用)／給与所得の源泉徴収票情報」のXMLファイル(国税庁指定形式XMLデータ)の取り込みができます。

事前に特定事業者が発行したXMLファイルの出力が必要です。

■「寄附金控除に関する証明書」のXMLファイルのインポート

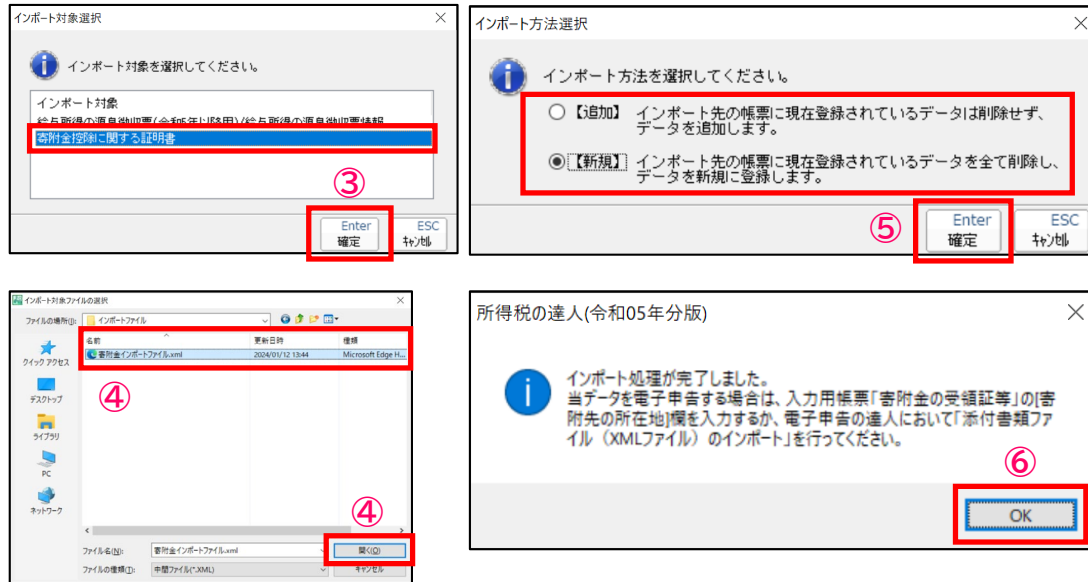


①「データのインポート」をクリック

②「データのインポート」画面で「国税庁指定形式XMLデータのインポート」を選択し、「確定」をクリック

2. 「所得税の達人」基本操作

(3) その他の操作(国税庁指定形式XMLデータのインポート)



- ③「寄附金控除に関する証明書」を選択し、「確定」をクリック
- ④出力したXMLファイルを選択し、「開く」をクリック
- ⑤「インポート方法選択」画面でインポート方法を選択し、「確定」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

令和05年分 寄附金の受領証等

氏名 所得 太郎

所得税			住民税	
特定寄附金(下記以外)	所得控除	75,000 ^円	都道府県、市区町村への寄附	75,000 ^円
政党等寄附金	所得控除		共同基金、日赤その他の寄附	
認定NPO法人等寄附金	税額控除		都道府県条例指定寄附	
公益社団法人等寄附金	税額控除		市区町村条例指定寄附	

1 特定寄附金の内訳(2～5に掲げる寄附金を除く。)

寄附年月日	寄附先の所在地・名称	住民税区分	金額
令和05年11月06日	所在地 北海道	都道府県、市区町村分(ふるさと納税)	10,000 ^円
令和05年12月09日	所在地 北海道当麻町	都道府県、市区町村分(ふるさと納税)	10,000 ^円
令和05年12月10日	所在地 北海道札幌市	都道府県、市区町村分(ふるさと納税)	30,000 ^円
令和05年12月22日	所在地 北海道苫小牧市	都道府県、市区町村分(ふるさと納税)	25,000 ^円
年 月 日	所在地 名称		

- ⑦「寄附金の受領証等」にデータが取り込まれます。
※必要に応じて「所在地」を入力してください。

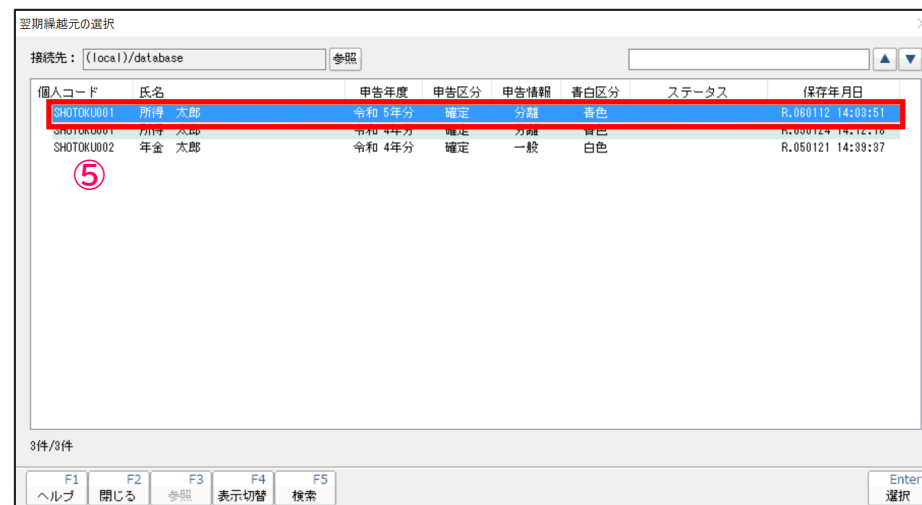
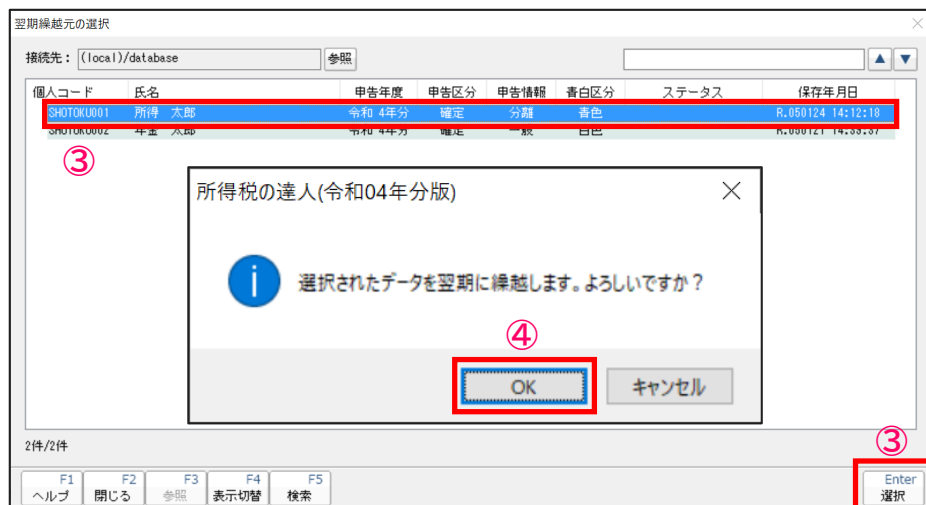
2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

■ 翌期繰越: 次年度の申告データを作成するための処理(令和04年分版で実施)



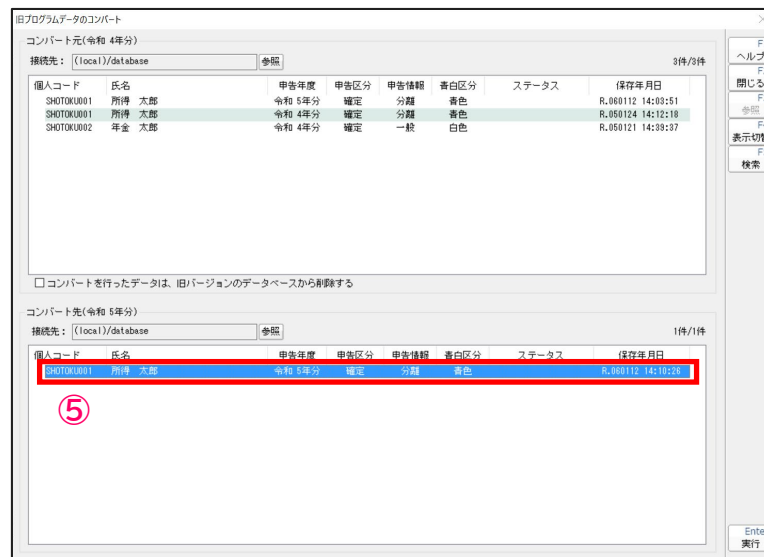
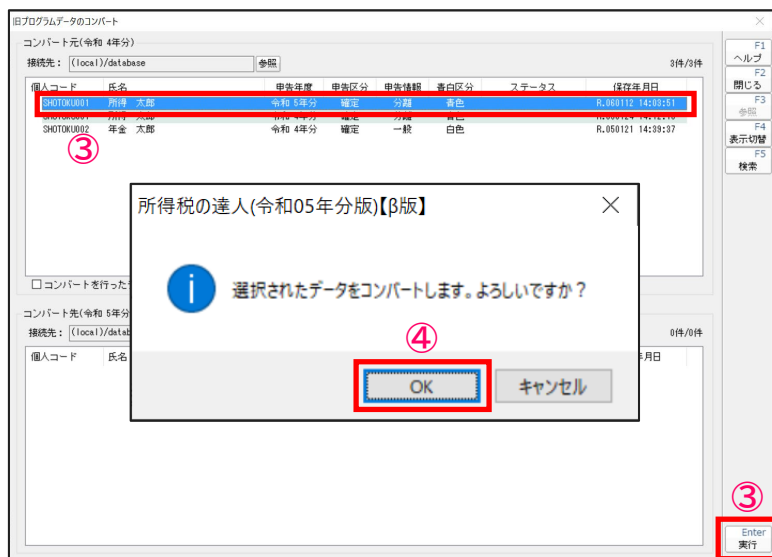
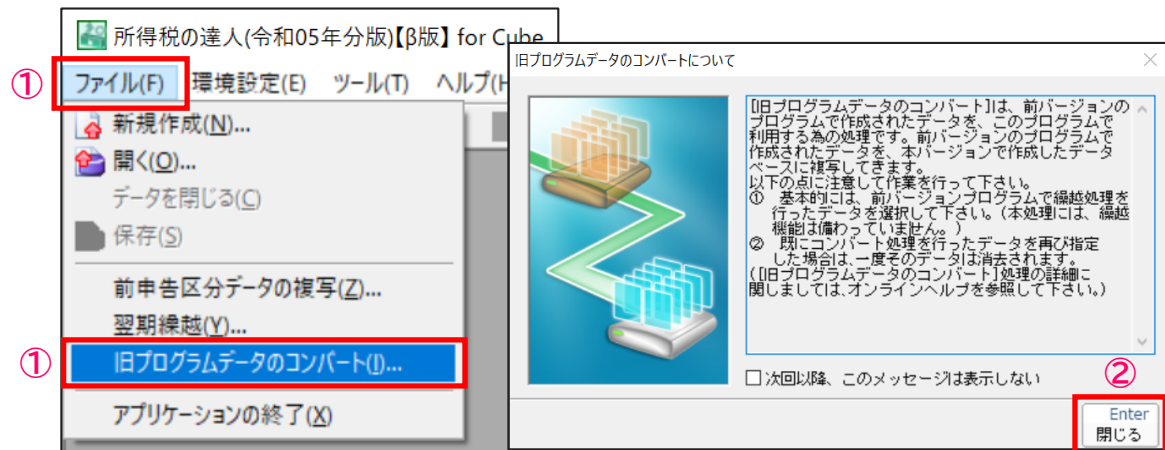
- ①「ファイル」を選択し、「翌期繰越」をクリック
 - ②「閉じる」をクリック
 - ③次年度作成対象のデータを選択し、「選択」をクリック
 - ④「OK」をクリック
 - ⑤次年度用データが作成されます。
- ※複数件まとめて、翌期繰越することもできます。



2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

■旧プログラムデータのコンバート:前バージョンで作成されたデータを新バージョンで利用するための処理(令和05年分版で実施)



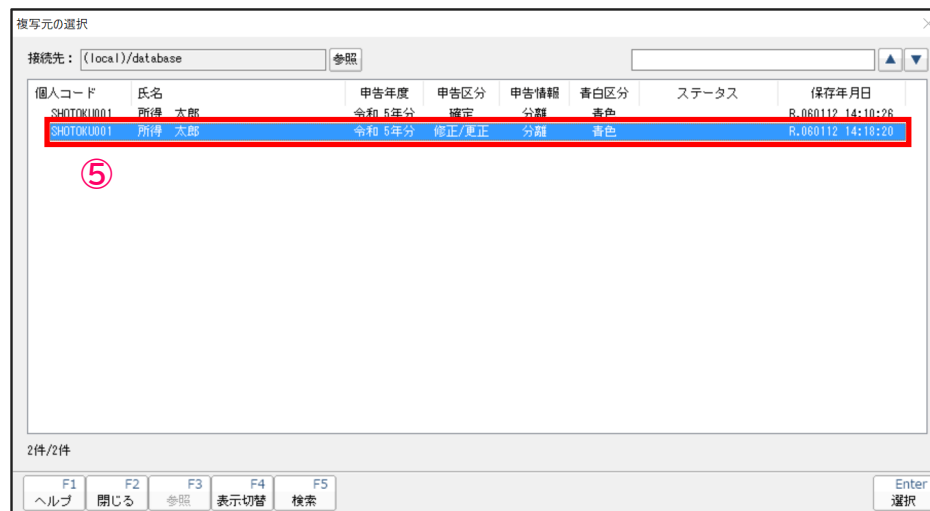
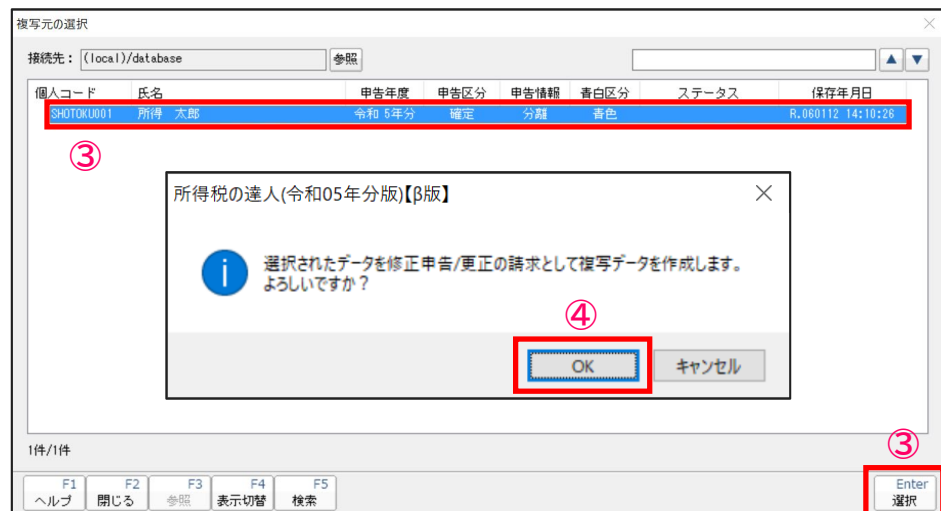
2. 「所得税の達人」基本操作

【補足】

■前申告区分データの複写:確定から修正申告/更正の請求を作成するための同一事業年度のデータ複写



- ①「ファイル」を選択し、「前申告区分データの複写」をクリック
- ②「閉じる」をクリック
- ③複写対象のデータを選択し、「選択」をクリック
- ④「OK」をクリック
- ⑤データが複写されます。

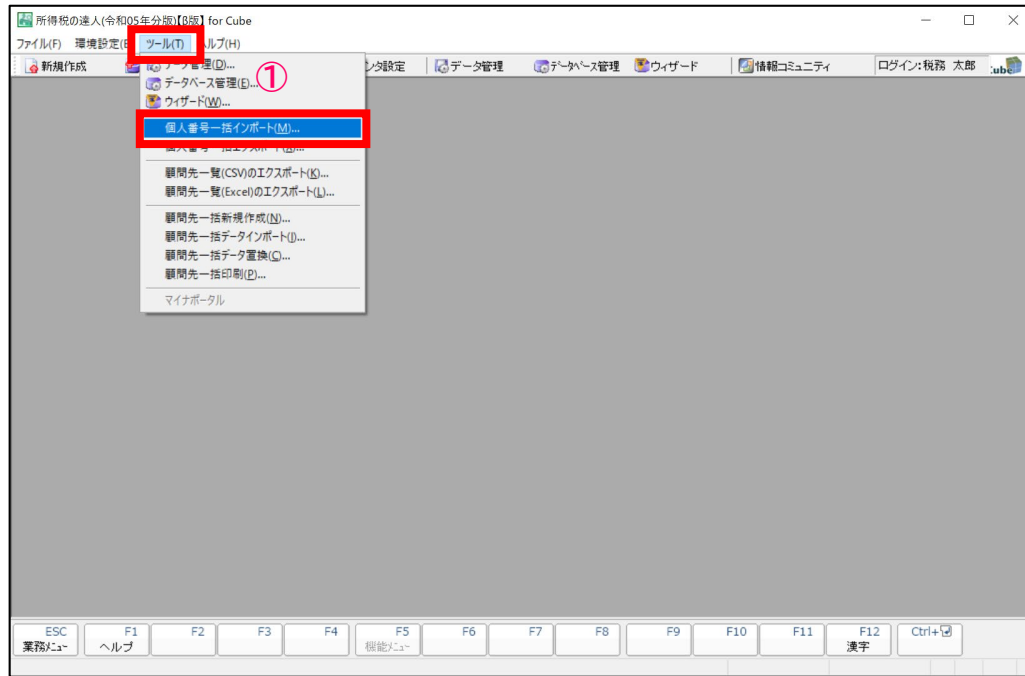


03.

マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順(データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

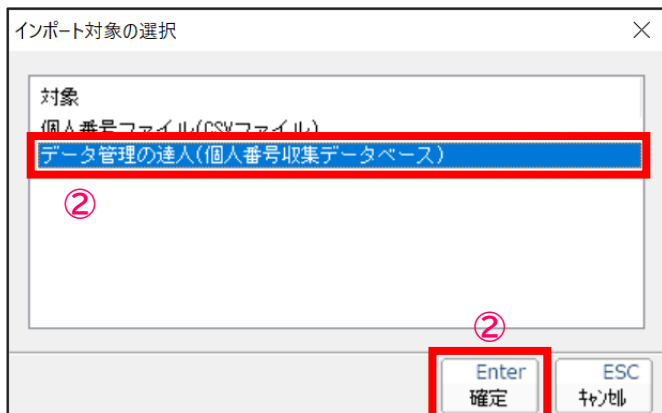


個人番号収集DBに登録されたマイナンバー情報は、「所得税の達人」側にまとめて反映ができます。

①「所得税の達人(令和05年分版)」を起動し、「ツール」-「個人番号一括インポート」の順にクリック

②「インポート対象の選択」画面で「データ管理の達人(個人番号収集データベース)」を選択し、「確定」をクリック

※「個人番号ファイル(CSVファイル)」を選択すると、パスワード付きのCSVファイルを取り込むことができます。



3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順(データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

個人番号収集目的一覧

収集目的	収集期間	利用期間	備考(事業者コード)	備考(事業者名)	備考(年度)
<input type="checkbox"/> マイナンバー	2021/10/01 ~ 2023/10/31	2101/05/31	SHOTOKU001	所得 太郎	
<input type="checkbox"/> 相続税申告用	2022/04/02 ~ 2025/10/31	2101/05/31			令和05年度
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税申告用	2021/04/02 ~ 2024/10/31	2100/05/31			令和05年度
<input type="checkbox"/> 年末調整用	2021/04/02 ~ 2024/10/31	2100/05/31	NENCHOU001	株式会社 年調	令和05年度

4件/4件

③

Enter 確定

③「個人番号収集目的一覧」画面で該当の収集目的にチェックを入れ、「確定」をクリック

④「対象となる顧問先データの選択」画面に取込対象の一覧が表示されるので、「F11/全選択」を選択し、「確定」をクリック

※個別に選択して取り込むこともできます。

⑤「個人番号データのインポート」画面で、「確定」をクリック

⑥確認画面で、
ログを出力して完了…「はい」
ログを出力せずに完了…「いいえ」
を選んでクリック

※「F9/差分検出」は、所得税の達人の個人データとデータ管理の達人から取り込む個人データに差分が無いかが確認する場合に利用します。(本人、配偶者、扶養を含む)

対象となる顧問先データの選択

接続先: (local)/database

個人コード	氏名	申告年度	申告区分	申告情報	青白区分	ステータス	保存年月日
<input checked="" type="checkbox"/> SHOTOKU001	所得 太郎	令和 5年分	確定	分離	青色	R.060112 14:10:26	
<input checked="" type="checkbox"/> SHOTOKU002	年金 太郎	令和 5年分	確定	一般	白色	R.060112 14:28:40	

④

個人番号データのインポート

個人番号データをインポートします。よろしいですか?
※インポート対象は、選択した収集目的データ内のすべての個人番号となります。

現在登録されている個人番号をすべて削除してからインポートする

控除計算対象外の該当者をインポート対象とする

※事前に当プログラムで選択した収集目的データ内の個人データ(家族構成を含む)の差分を検出する場合は、「F9/差分検出」ボタンをクリックしてください。

Enter 確定

所得税の達人(令和05年版)【β版】

インポートが完了しました。インポート結果のログを出力しますか?

はい(Y) いいえ(N)

⑥

2件のデータが選択されました

F11 全選択

Enter 確定

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(1) マイナンバーの取込手順(データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

基本情報の登録

個人番号: [Red Box] [参照]

性別: 男性

生年月日: 昭和 47 年 08 月 01 日

メールアドレス: tarou@shotoku.com

住所: 〒272-0000 千葉県市川市〇〇1-1-1

職業: 輸入雑貨卸売

世帯主の氏名: 所得 太郎

世帯主との続柄: 本人 [参照]

事業所等: 業種: 外外

店号・番号: 所得屋

郵便番号: 130-0000 [参照]

所在地: 東京都墨田区〇〇1-1-1

電話番号: 自宅 03-1234-1111

・個人情報、家族情報にマイナンバーが反映されます。

※個別に個人番号を取り込む際には「参照」をクリックし、「データ管理の達人」の個人番号収集DBから選択して取り込みます。

家族情報の登録

■家族情報

本人氏名	性別	障害者区分	所得調整	退職所得のある親族による住民税の区分
所得 太郎	男性		非該当	

配偶者氏名	続柄	所得調整対象用	国外居住	住民税	所得調整	退職所得のある配偶者	控除計算
所得 春子	妻	配偶者所得 内退R	非居住者 年調適用	同一生計配偶者 別居	非該当	第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	円

扶養親族氏名	続柄	所得調整対象用	国外居住	住民税	所得調整	退職所得のある親族	控除計算
所得 ハナ	母	障害者区分	非居住者 年調適用	16歳未満扶養親族 別居	非該当	第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	円
所得 種子	長女	障害者区分	非居住者 年調適用	16歳未満扶養親族 別居	非該当	第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	円
所得 二郎	次男	障害者区分	非居住者 年調適用	16歳未満扶養親族 別居	非該当	第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	円

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順(データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

業務メニュー

導入

基本情報の登録 ①

家族情報の登録

税務代理

税務代理書面の作成

ユーティリティ

決算・申告

家族情報の登録

本人氏名 性別 障害者区分 所得調整

配偶者氏名 性別 障害者区分 所得調整

扶養親族氏名 性別 障害者区分 所得調整

※事前にデータ管理の達人で、取り込む家族情報を入力しておきます。

①「家族情報の登録」を選択

②配偶者の新規登録の場合、「家族情報の登録」画面で配偶者個人番号の「参照」をクリック

※扶養者の場合、扶養親族個人番号の「参照」をクリック

③「個人番号保有者一覧」画面で、収集目的の「参照」をクリック

④「個人番号収集目的一覧」画面で配偶者情報が登録されている収集目的を選択し、「確定」をクリック

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象

個人番号のみ ③ 氏名・個人番号等のすべての個人情報

収集目的:

氏名: SHOTOKU001 所得 太郎

個人番号 氏名 性別 生年月日

個人番号収集目的一覧

収集目的	収集期間	利用期間	備考(事業者コード)	備考(事業者名)	備考(年度)
マイナンバー	2021/10/01 ~ 2023/10/31	2101/05/31	SHOTOKU001	所得 太郎	令和05年度
所得税申告用	2022/04/02 ~ 2025/10/31	2101/05/31			
所得税申告用	2021/04/02 ~ 2024/10/31	2100/05/31			令和05年度
年末調整用	2021/04/02 ~ 2024/10/31	2100/05/31	NENCHOU001	株式会社 年間	令和05年度

④

3. マイナンバー、配偶者・扶養者等の取込

(2) 配偶者・扶養者等の取込手順(データ管理の達人 ⇒ 所得税の達人)

個人番号保有者一覧(配偶者)

取り込み対象
 個人番号のみ 氏名、個人番号等のすべての個人情報

収集目的: 所得税申告用
令和6年度

氏名: SHOTOKU001 所得 太郎 2件が該当しました

個人番号	氏名	性別	生年月日
*****-*****-*****	所得 春子	女性	昭和49年06月01日
*****-*****-*****	山田 花子	女性	昭和51年07月07日

⑤

Enter 確定

⑤取り込み対象の配偶者が表示されるので、対象データを選択し、「確定」をクリック

⑥配偶者情報が取り込まれたことを確認し、「確定」をクリック

家族情報の登録

■家族情報

本人氏名 個人番号	性別 生年月日(年齢)	障害者区分	所得調整	退職所得のある親族 による住民税の区分				
所得 太郎 *****-*****-*****	男性 昭和 49 年 06 月 01 日 (入力 50 歳)		非該当	非該当				
配偶者氏名 個人番号	続柄 生年月日(年齢)	所得調整控除用 障害者区分	国外居住 非居住者 年調適用	住民税 同一生計配偶者 別居	所得調整 退職所得のある配偶者 第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	控除計算 控除計算		
所得 春子 *****-*****-*****	妻 昭和 50 年 06 月 01 日 (入力 48 歳)	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	該当	非該当	<input type="checkbox"/> 該当	円	<input type="checkbox"/> 対象外
扶養親族氏名 個人番号	続柄 生年月日(年齢)	所得調整控除用 扶養区分 障害者区分	国外居住 非居住者 16歳未満扶養親族	住民税 16歳未満扶養親族 別居	所得調整 第二表(20)~(23)欄表示 退職所得を除く所得金額	控除計算 控除計算		

⑥

Ctrl+D 確定

04.

「電子申告の達人」基本操作

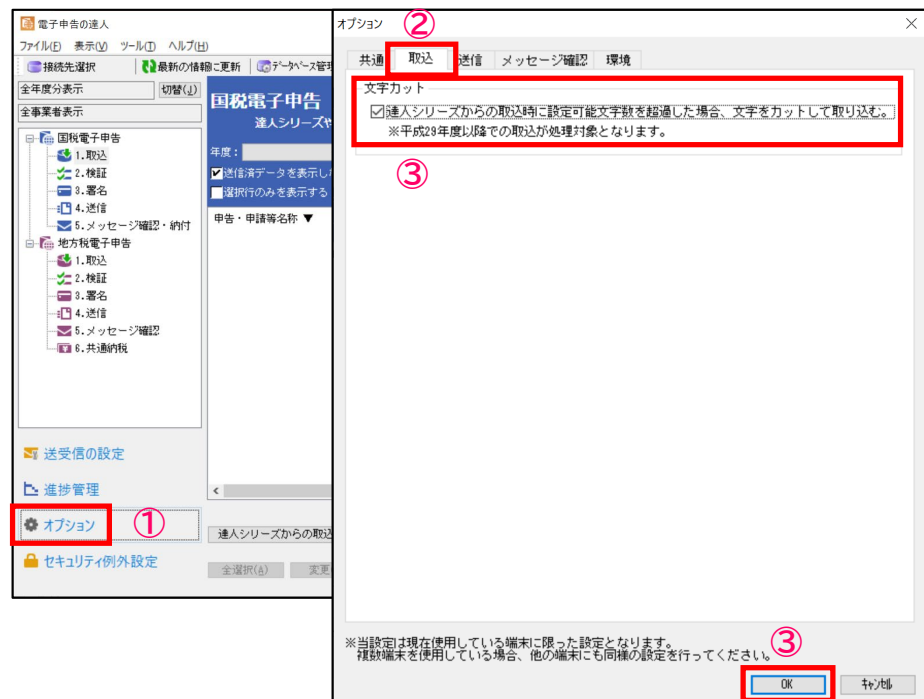
4. 「電子申告の達人」基本操作

【補足】文字カット機能

[1. 取込]画面 – [達人シリーズからの取込]ボタンからデータを取り込む際、取込対象のデータにe-Tax及びeLTAXで許容される文字数を超えて設定している項目が含まれていた場合、超過分の文字を自動的にカットしてデータを取り込む処理を任意で設定できる機能を追加しています。

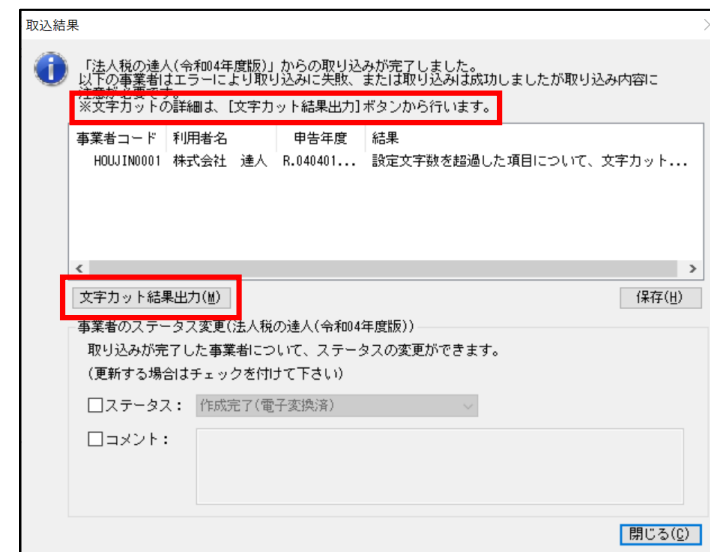
※文字カット機能は設定を行った端末のみ有効となります。複数端末で利用している場合には他の端末にも同様の設定を行ってください。

「オプション」画面



- ①「オプション」を選択
- ②「取込」タブを選択
- ③「文字カット」にチェックを入れ、「OK」をクリック

「取込結果」画面



4. 「電子申告の達人」基本操作

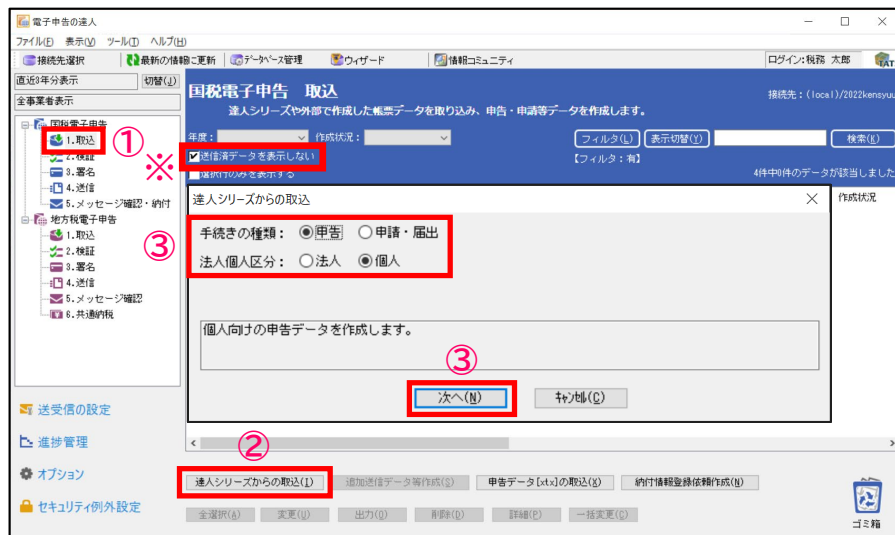
【参考】各種メッセージの格納場所等について

	メッセージ等	格納場所	税理士	顧問先 (法人)	認証	顧問先 (個人)	認証	
1	申告のお知らせ	メッセージボックス	△	○	—	○	○	委任関係の登録で税理士に転送可能
2	適格請求書発行事業者登録通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	—	
3	加算税賦課決定通知	通知書等一覧	×	○	—	○	○	
4	住宅借入金等特別控除証明書	通知書等一覧	×	—	—	○	○	
5	振替納税のお知らせ	振替納税結果	×	—	—	○	○	
6	更正の請求に対する通知書	通知書等一覧	×	—	—	○	○	
7	所得税の予定納税額等の通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	○	
8	国税還付金振込通知書	通知書等一覧	×	○	—	○	○	

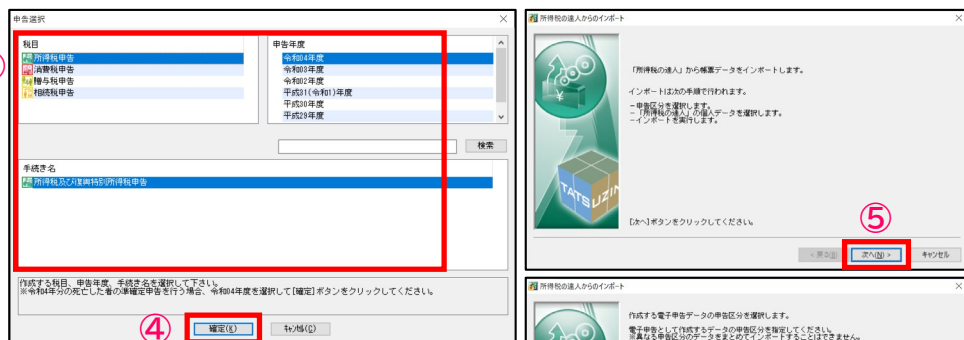
※1～8については、申告者本人の電子証明書による認証が必要です。(1のみ委任関係の登録で税理士に転送して確認が可能)

4. 「電子申告の達人」基本操作

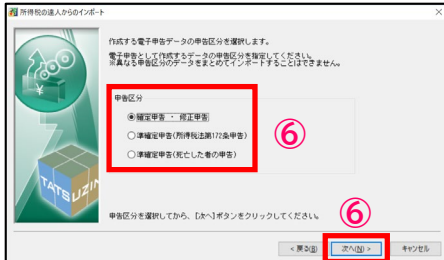
(1)基本操作(申告データの取込)



- ①「1.取込」を選択
※「送込済データを表示しない」にチェックを入れます。
- ②「達人シリーズからの取込」をクリック
- ③「達人シリーズからの取込」画面で「手続きの種類」、「法人個人区分」をそれぞれ選択し、「次へ」をクリック

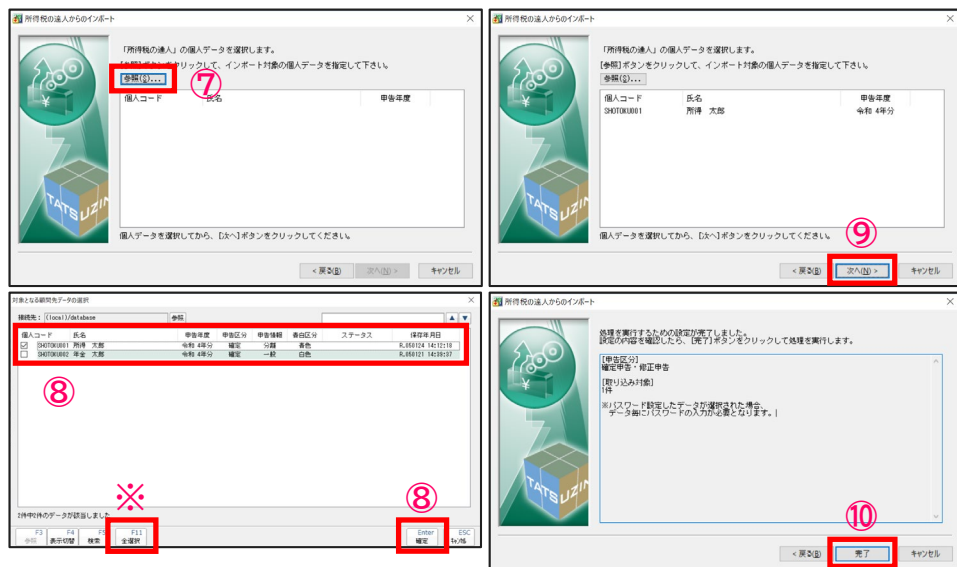


- ④「申告選択」画面で「税目」、「申告年度」、「手続き名」をそれぞれ選択し、「確定」をクリック
- ⑤「次へ」をクリック
- ⑥申告区分が「確定申告・修正申告」にチェックされていることを確認し、「次へ」をクリック

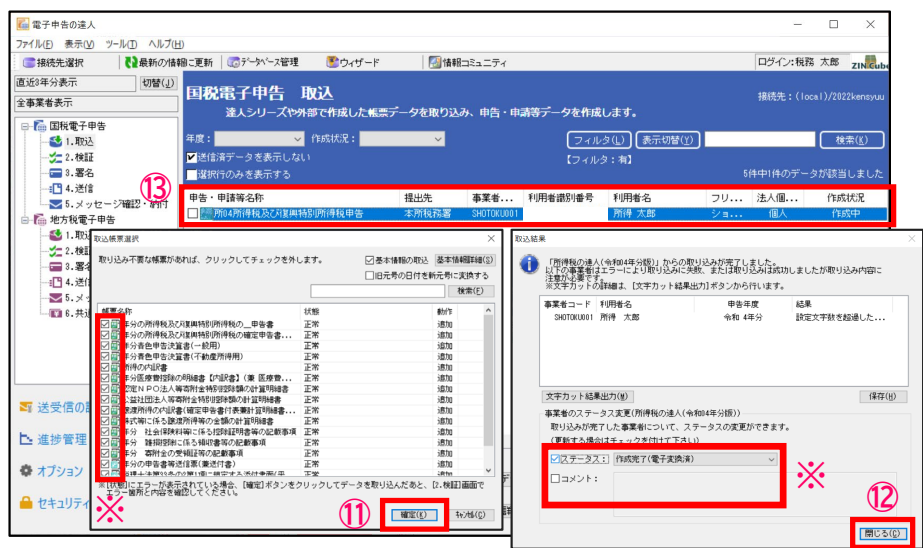


4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(申告データの取込)



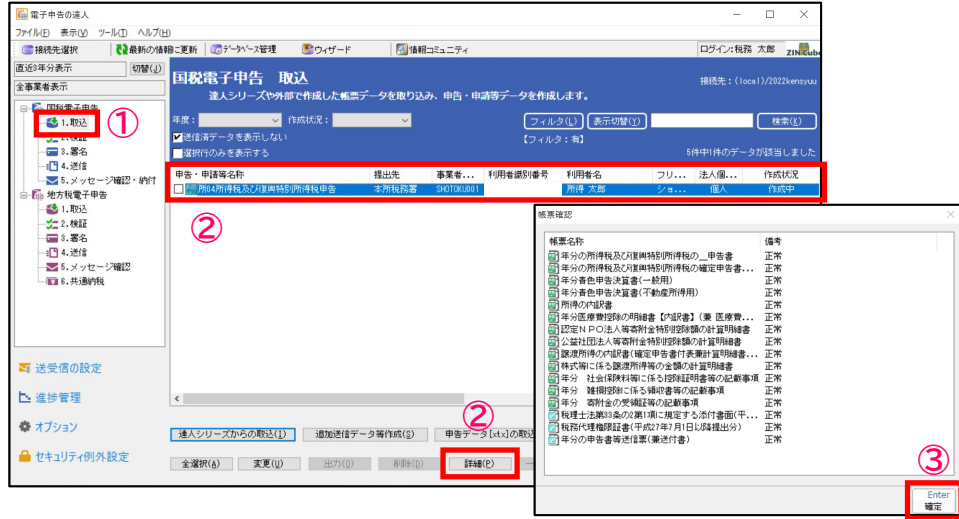
- ⑦「参照」をクリック
- ⑧取り込むデータにチェックを入れ、「確定」をクリック
※「F11/全選択」で、データを一括で取り込むこともできます。
- ⑨「次へ」をクリック
- ⑩「完了」をクリック



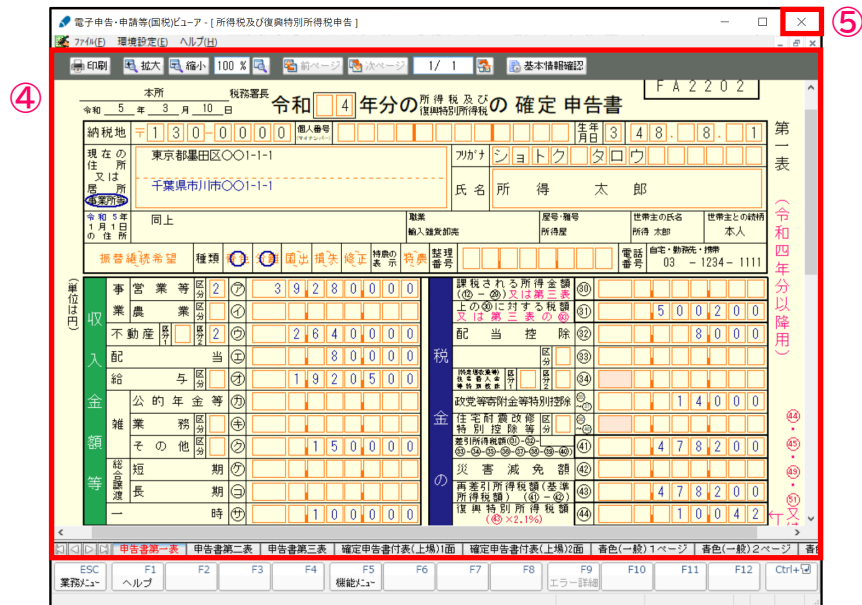
- ⑪「取込帳票選択」画面で、「確定」をクリック
※取込不要な帳票がある場合には、該当帳票のチェックを外します。
- ⑫「閉じる」をクリック
※ステータスの変更やコメントを入力したい場合には、それぞれにチェックを入れ、選択・入力をしてください。
- ⑬申告・申請等表示画面に申告書が取り込まれます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(申告データの参照)



- ①「1.取込」を選択
- ②参照する申告データを選択し、「詳細」をクリック
- ③「帳票確認」画面で、「確定」をクリック

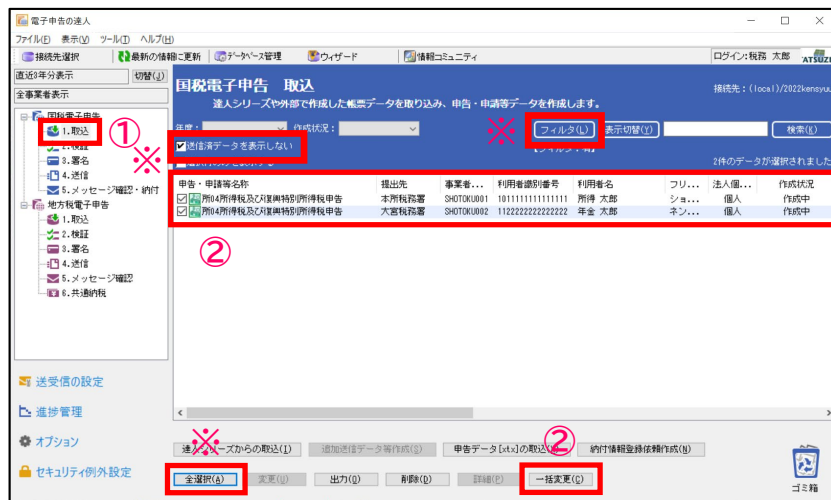


- ④プレビュー画面が表示されます。
- ⑤確認終了後、「×」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

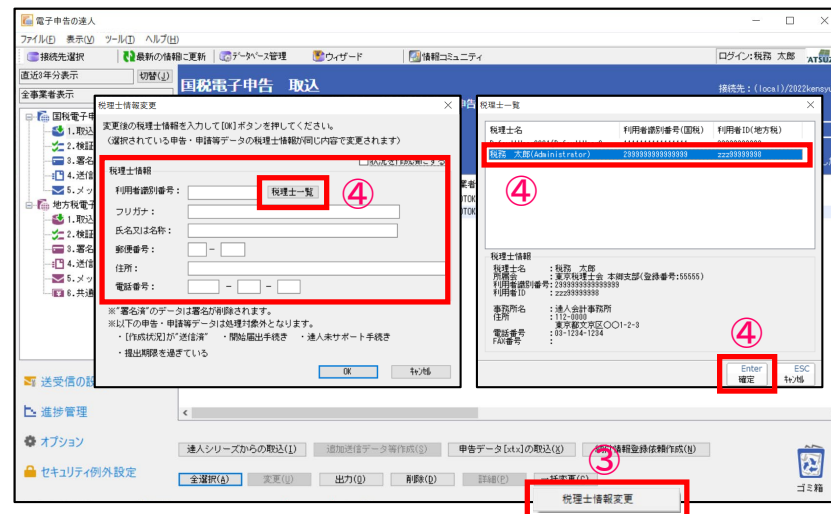
【参考】税理士情報一括変更機能

■「電子申告の達人」に取り込んだ複数の電子申告等データの「代理人(税理士等)情報」をまとめて変更したい場合に利用します。



①「1.取込」を選択
※「送信済データを表示しない」や「フィルタ」を利用して対象のデータを表示します。

②税理士情報を変更するデータにチェックを入れ、「一括変更」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。



③「税理士情報変更」をクリック

④「税理士情報変更」画面で、税理士情報を手入力または「税理士一覧」から登録済みの税理士情報を選択し「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

【参考】税理士情報一括変更機能

税理士情報変更

変更後の税理士情報を入力して[OK]ボタンを押してください。
(選択されている申告・申請等データの税理士情報が同じ内容で変更されます)

税理士情報

利用者識別番号: 2888888888888888 [税理士情報]

フリガナ: タツジカイケイジムシヨ セイリシ セイム タロウ

氏名又は名称: 達人会計事務所 税理士 税務 太郎

郵便番号: 112 - 0000

住所: 東京都文京区〇〇1-2-3

電話番号: 03 - 1234 - 1234

※「署名簿」のデータは署名が削除されます。
※以下の申告・申請等データは処理対象外となります。
・「作成状況」が「送信済」・開始届出手続き・達人未申告 手続き
・提出期限を過ぎている

OK キャンセル

電子申告の達人

税理士情報の変更が完了しました。

OK

- ⑤税理士情報を確認し、「OK」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

電子申告の達人

国税電子申告 取込

達人シリーズや外部で作成した帳票データを取り込み、申告・申請等データを作成します。

年度: 2024/01/19 17:26:12 作成状況: 作成中

送信済データを表示しない

選択済のみを表示する

国...	作成状況	送信日時	更新日時	利用者識別番号(代理人)	代理人氏名	事前検証結果	申告書追加
人	作成中	2024/01/19 17:26:10	2024/01/19 17:26:10	2888888888888888	達人会計事務所 税理士 税務 太郎		
人	作成中	2024/01/19 17:26:12	2024/01/19 17:26:12	2888888888888888	達人会計事務所 税理士 税務 太郎		

⑦

- ⑦変更情報が反映されます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(エラー内容の修正)

達人から取込むデータにエラーがある場合には、取込終了時に申告データにエラーがある旨のダイアログが表示されます。

修正は、以下の①又は②の方法で行います。

①エラー内容を確認後、「所得税の達人」でデータを修正し、再度、電子申告の達人に取込

②「電子申告の達人」上で、基本情報及び帳票上の文字項目を直接修正

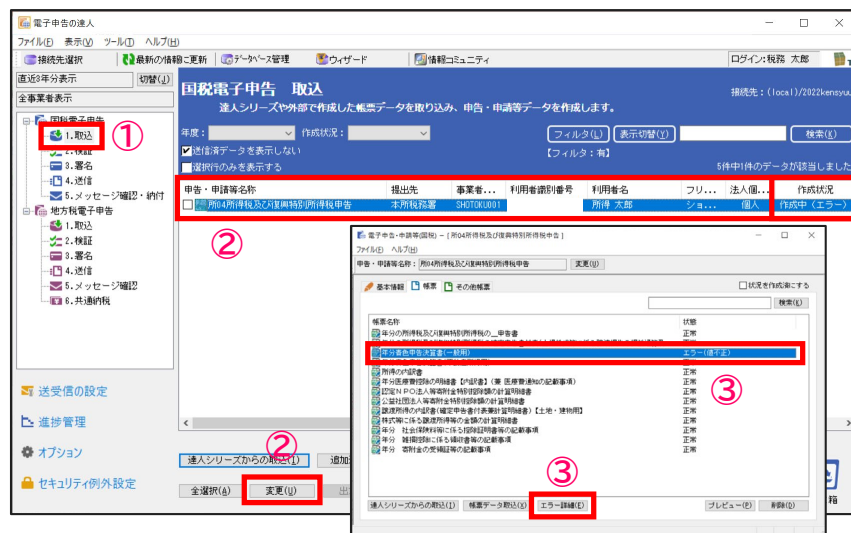
※②の場合、修正は変換された電子申告データに対してのみであり、「所得税の達人」のデータには反映しません。

金額、日付は修正できません。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(エラー内容の修正)

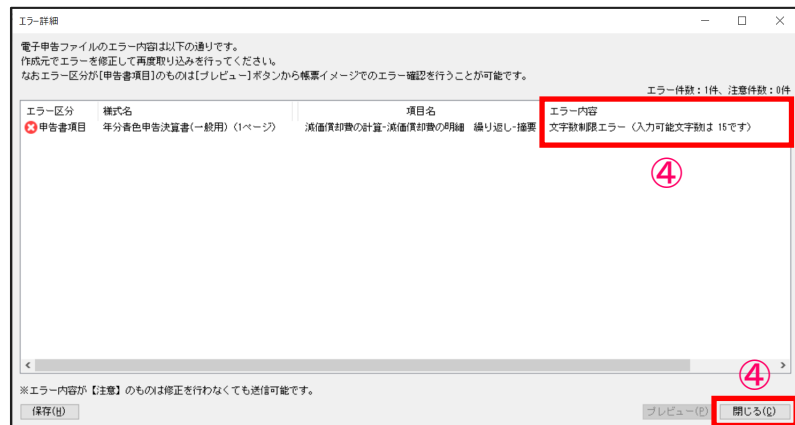
・「所得税の達人」で修正する場合(エラー内容の確認)



①「1.取込」を選択

②赤字で作成状況が「作成中(エラー)」となっている申告データを選択し、「変更」をクリック

③修正する帳票(赤字で状態が「エラー(値不正)」)を選択し、「エラー詳細」をクリック

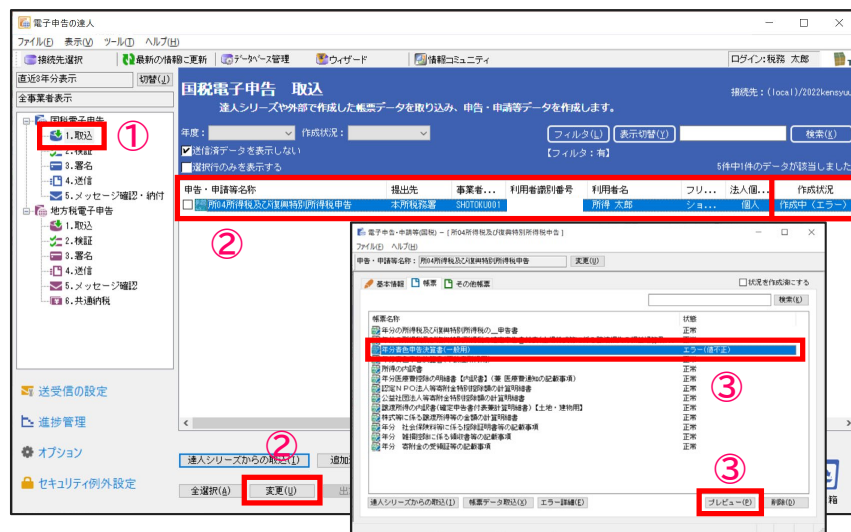


④「エラー詳細」画面でエラー内容を確認し、「閉じる」をクリック
※修正は、所得税の達人で行ってください。

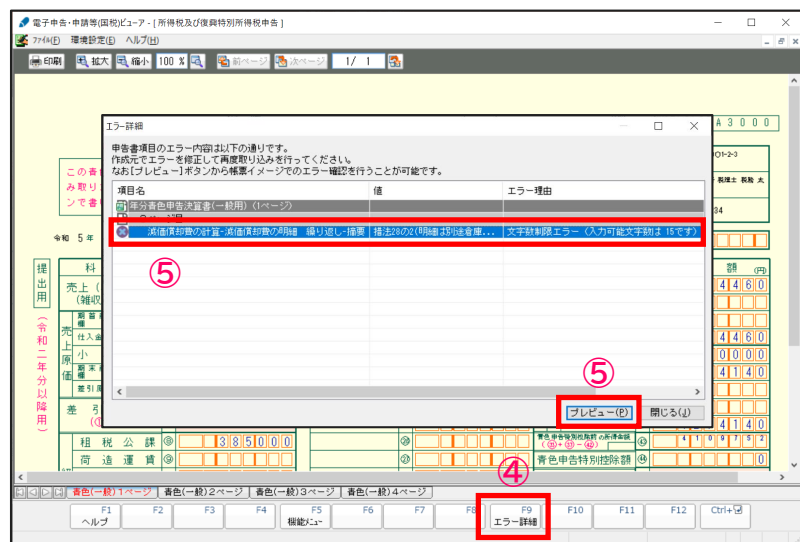
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(エラー内容の修正)

・「電子申告の達人」で修正する場合



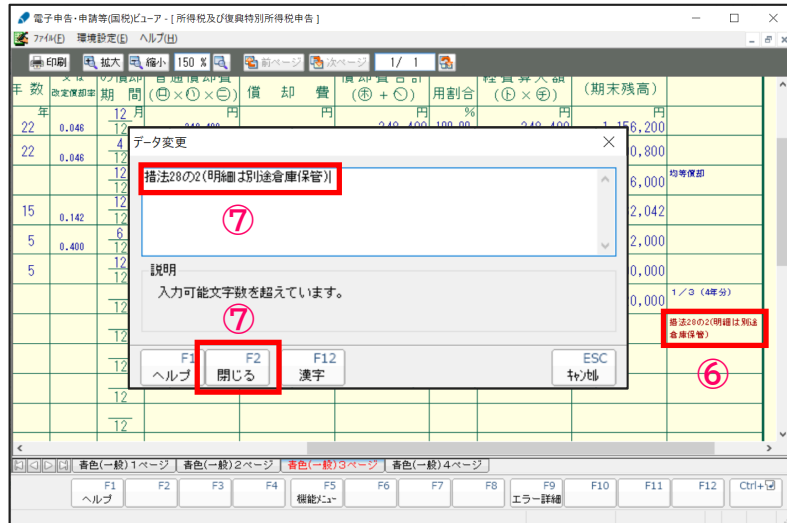
- ①「1.取込」を選択
- ②赤字で作成状況が「作成中(エラー)」となっている申告データを選択し、「変更」をクリック
- ③修正する帳票(赤字で状態が「エラー(値不正)」)を選択し、「プレビュー」をクリック



- ④「F9/エラー詳細」をクリック
- ⑤「エラー詳細」画面でエラー表示の行を選択し、「プレビュー」をクリック

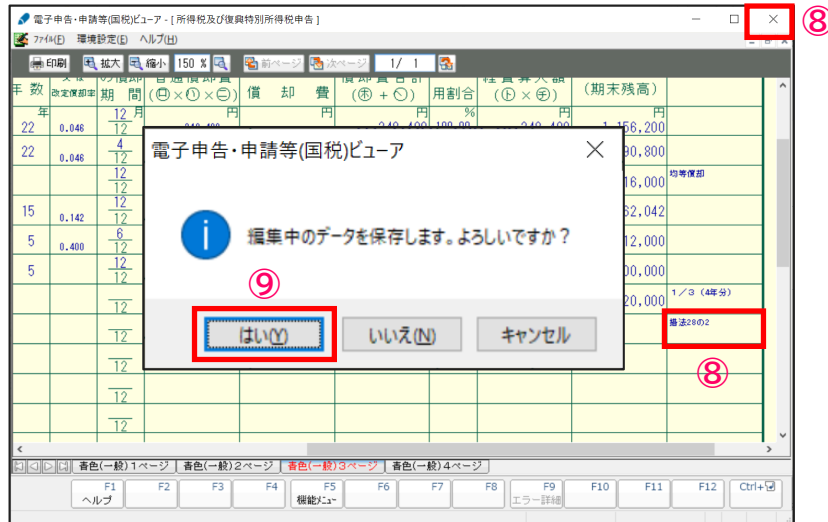
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(エラー内容の修正)



⑥エラー箇所(赤字で表示)をダブルクリック

⑦「データ変更」画面で修正(今回は入力可能文字数まで文字を削除)を行い、「閉じる」をクリック

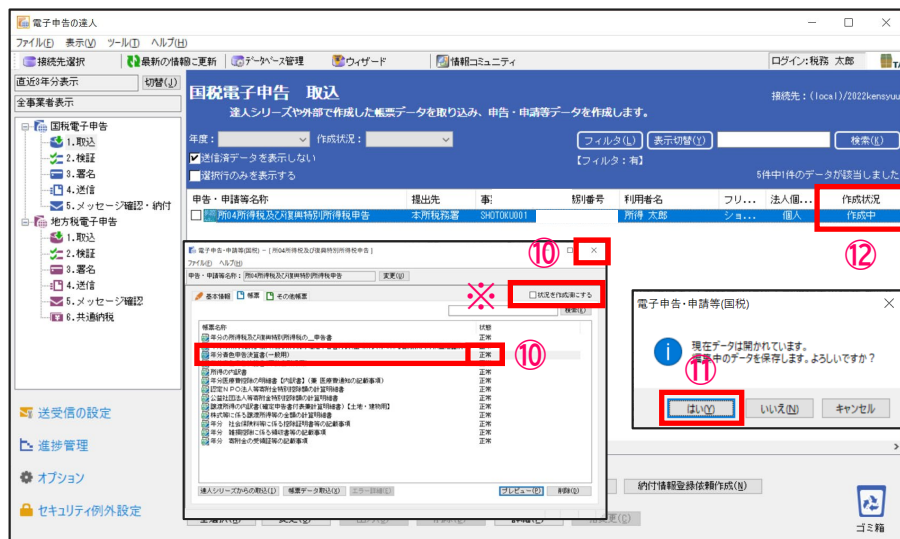


⑧修正した箇所が青字になっていることを確認し、「X」をクリック

⑨「はい」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(エラー内容の修正)



⑩修正した帳票の状態が「正常」になっていることを確認し、「×」をクリック

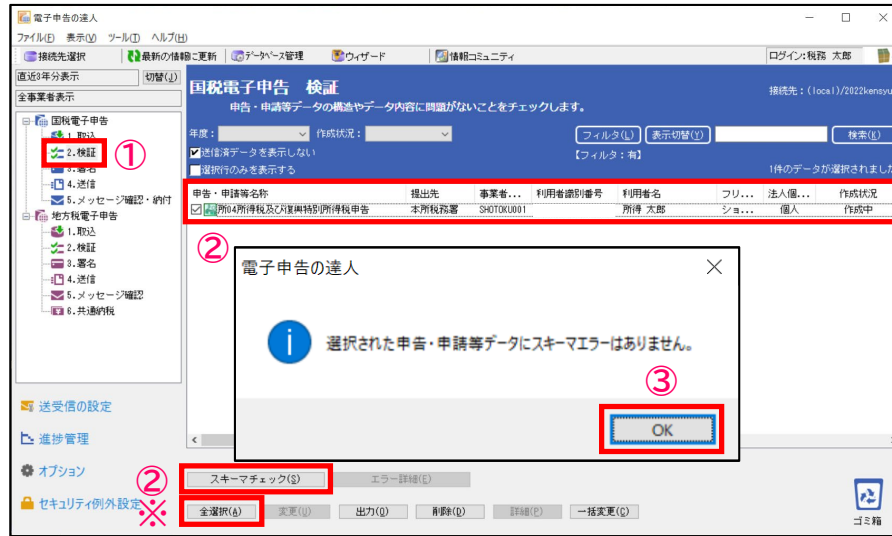
⑪「はい」をクリック

⑫作成状況が「作成中」になっていることを確認

※データ変換後に即送信せず一定数のデータをためておく場合など、作成中のデータと作成済みのデータを明確にしたい場合には、画面右上の「状況を作成済にする」にチェックを入れることで、作成状況の表示を「作成済」にすることができます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(検証)



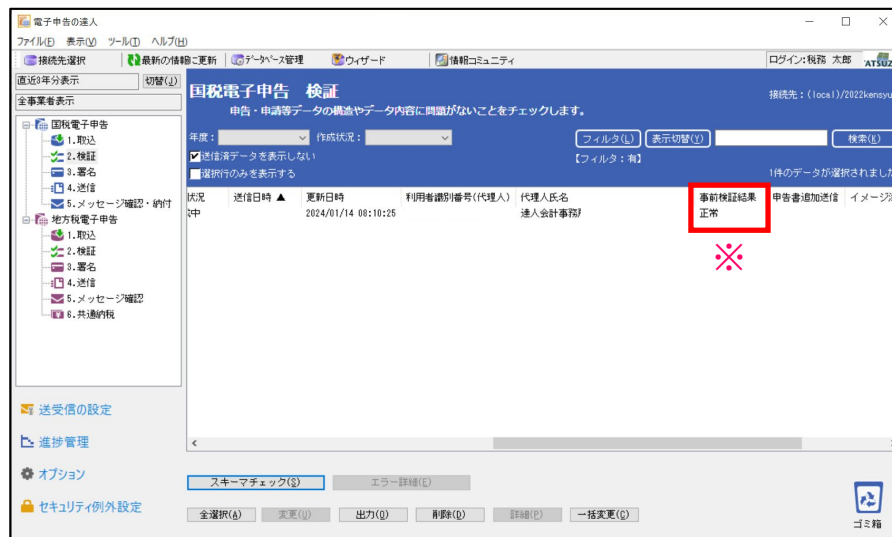
※検証(スキーマチェック)は電子申告データのファイル構造に問題がないかをチェックする機能であり、本来は送信時に自動で実施されますが、件数が多い時には非常に時間がかかります。
この操作を事前に行うことで送信時には省略され、送信時間が短縮されます。

①「2.検証」を選択

②検証する申告・申請データにチェックを入れ、「スキーマチェック」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

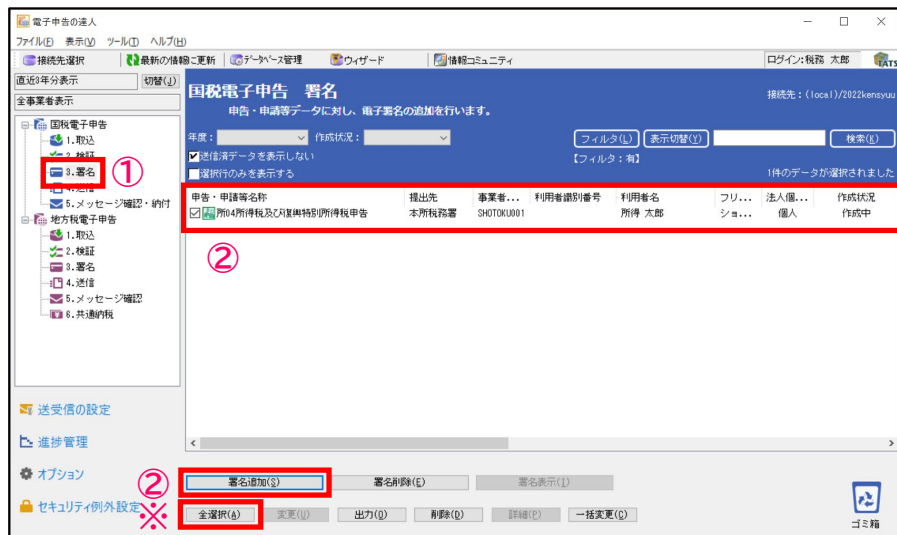
③「OK」をクリック

※事前検証結果の欄が「正常」になっていることを確認



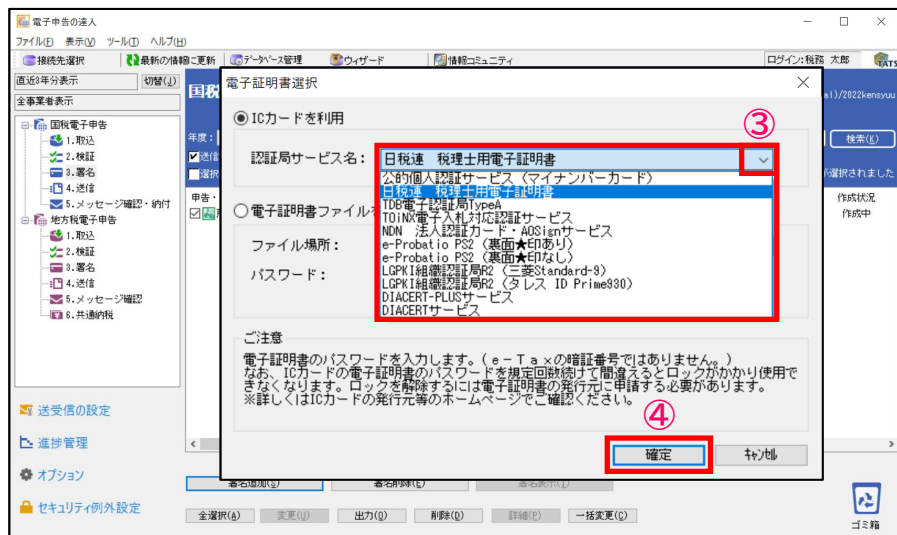
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(署名)



①「3.署名」を選択

②署名する申告・申請データにチェックを入れ、「署名追加」をクリック
※「全選択」をクリックすれば、全てのデータにチェックが入ります。

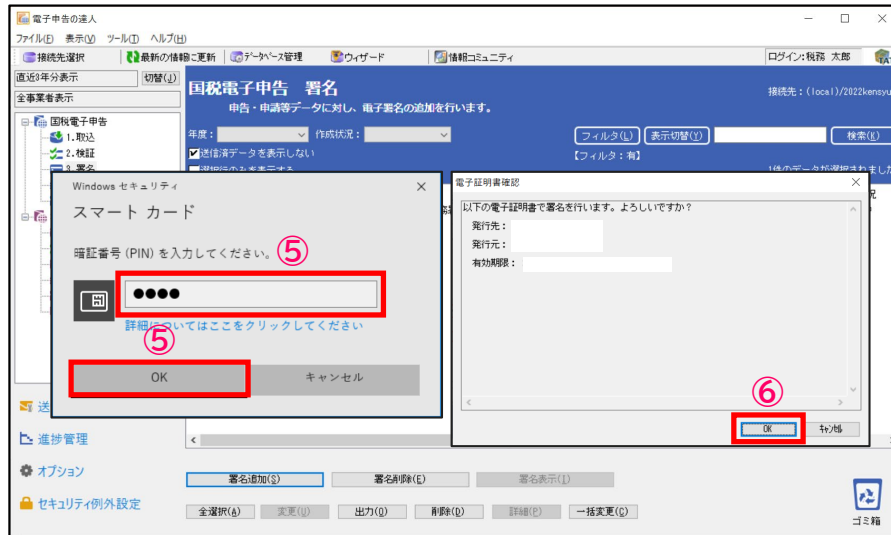


③「電子証明書選択」画面で「▼」をクリックし、該当の認証局サービス名(今回は「日税連 税理士用電子証明書」)を選択

④「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(署名)



⑤暗証番号(PINコード)を入力し、「OK」をクリック

⑥「OK」をクリック



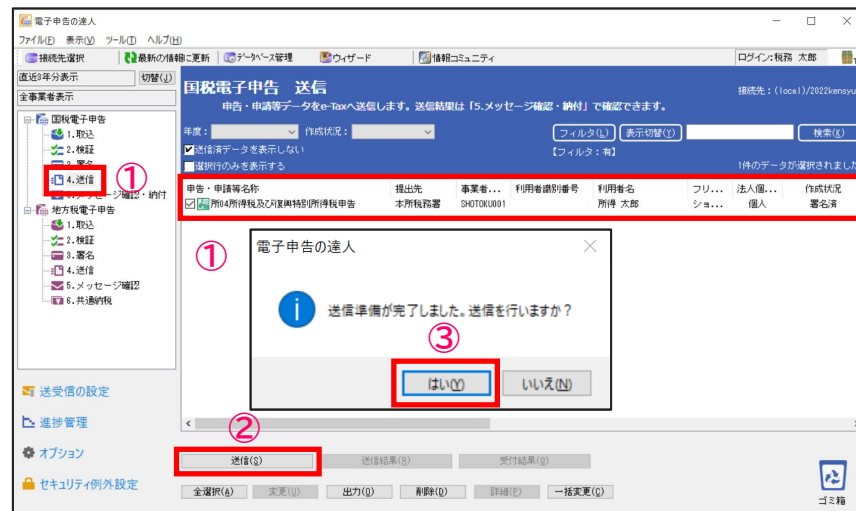
⑦「OK」をクリック

⑧作成状況が「署名済」になっていることを確認

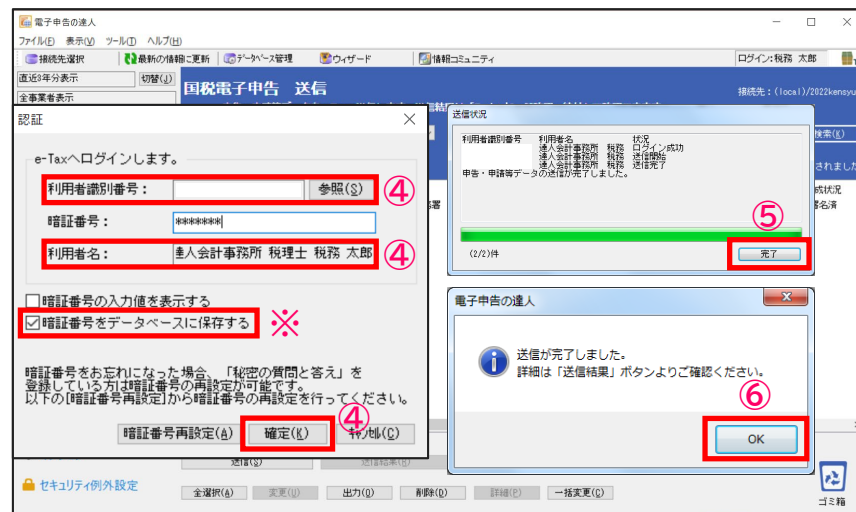
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(送信)

署名済の電子申告データをe-Taxに送信します。



- ①「4.送信」を選択し、送信対象の申告データにチェックが入っていることを確認
- ②「送信」をクリック
- ③「はい」をクリック



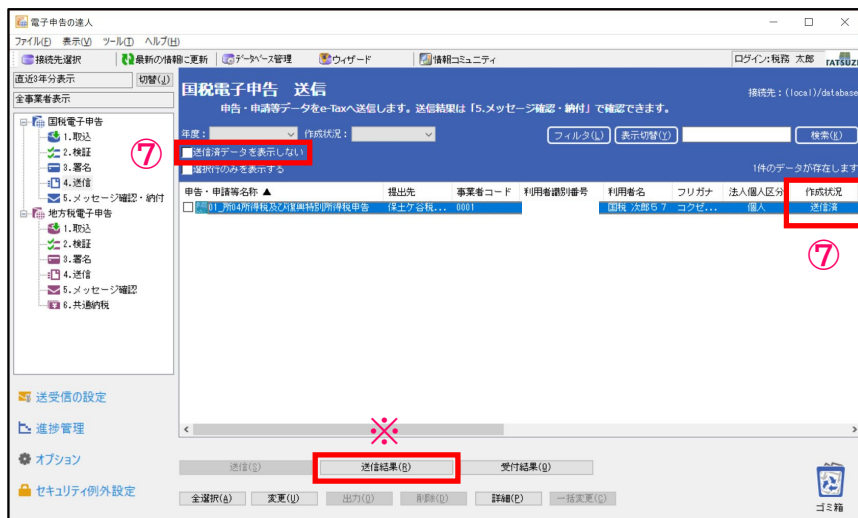
- ④「認証」画面で、「利用者識別番号」と「利用者名」が代理送信する税理士のものであることを確認後、暗証番号を入力して、「確定」をクリック
- ※「暗証番号をデータベースに保存する」にチェックを入れることで、次回
の送信から暗証番号の入力が不要になります。

※メッセージボックスに共通フォルダ以外のフォルダを作成している場合、
「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されます。

- ⑤「完了」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

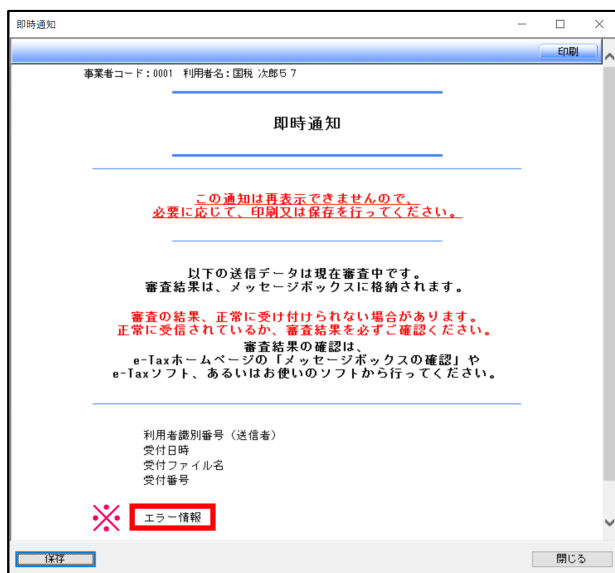
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1)基本操作(送信)



⑦「送信済データを表示しない」のチェックを外し、送信したデータにエラーがない場合には、作成状況が「送信済」となり、エラーがあった場合には「送信済(エラー)」と表示されます。

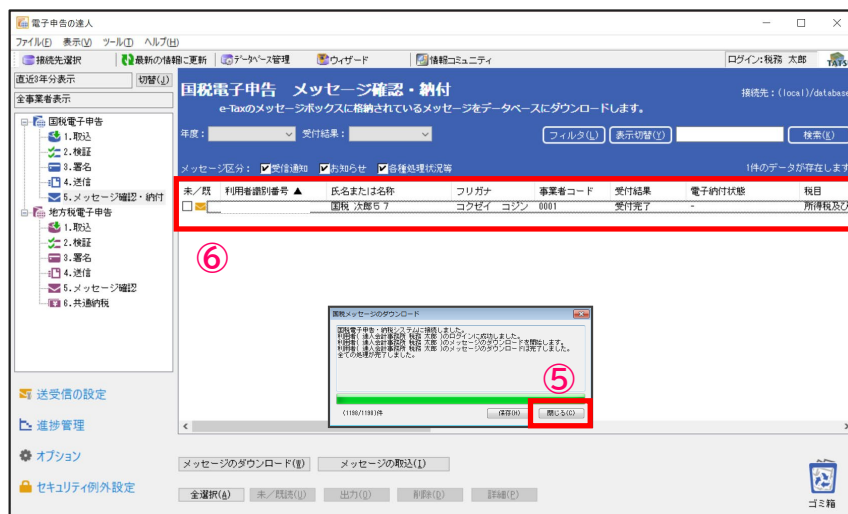
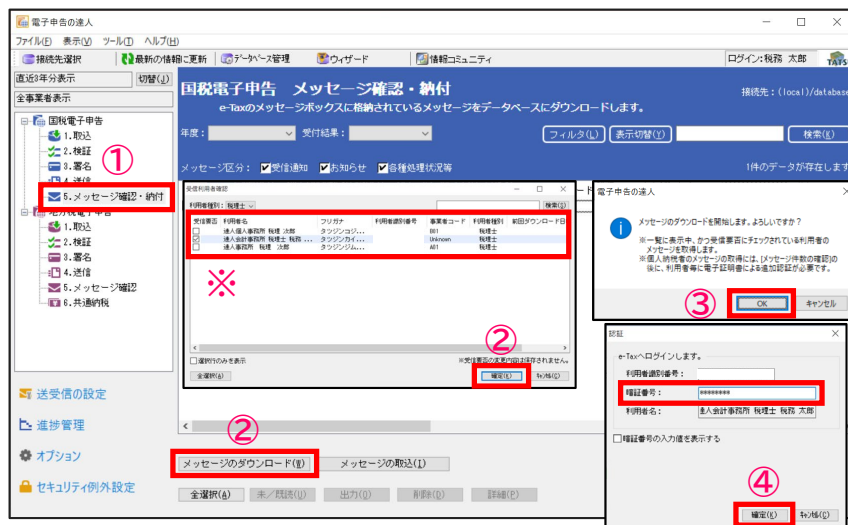
※作成状況が「送信済(エラー)」の場合には、「送信結果」をクリックし、「即時通知」のエラー情報にて、エラー内容を確認します。



4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(メッセージ確認)

・メッセージのダウンロード



※申告データを送信後、メッセージボックスに格納された受付結果(受信通知)は自動的に「電子申告の達人」にダウンロードされます。

※パスワード付きのフォルダを作成してる場合は、パスワード入力後にダウンロードします。

①「5.メッセージ確認・納付」を選択し、「受付結果(メール詳細)」を確認

※受付サーバの混雑などにより、自動的にダウンロードできなかった場合には、以下の操作を行ってください。

②「メッセージのダウンロード」をクリックすると、「受信利用者確認」画面が表示されるので、「確定」をクリック

※必要に応じて、ダウンロードしたい利用者を選択することもできます。

③「OK」をクリック

④暗証番号を入力し、「確定」をクリック

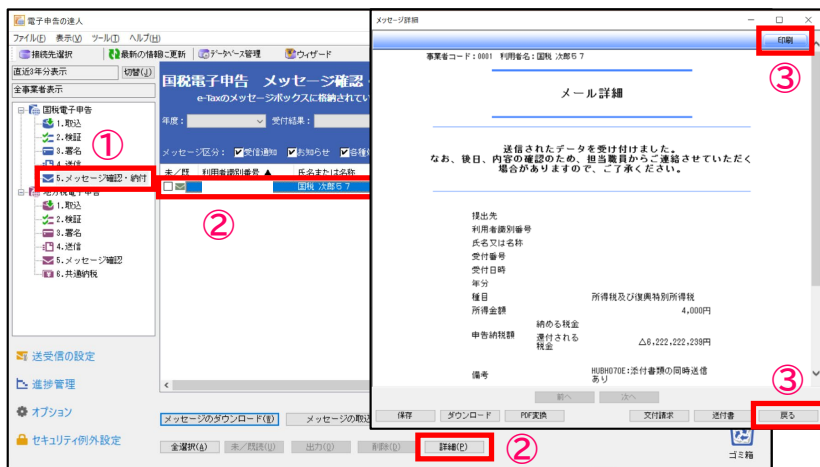
⑤メッセージのダウンロードが完了したら、「閉じる」をクリック

⑥受付結果がダウンロードされます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(メッセージ確認)

・受付結果(メール詳細)の表示、印刷



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②メール詳細を表示するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③メール詳細が表示されます。
メール詳細を印刷する場合には、右上の「印刷」をクリック
確認終了後、「戻る」をクリック

※受付結果(メール詳細)は、「4.送信」の画面でも表示することができます。

・受付結果(メール詳細)の一括印刷



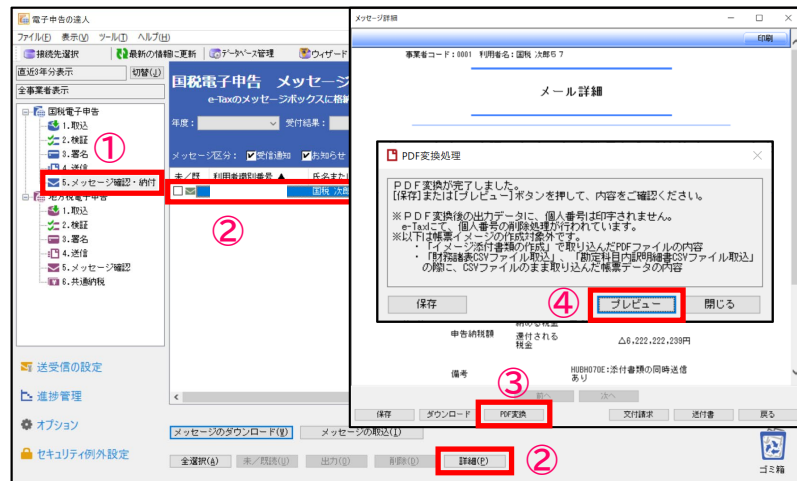
- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②対象のデータにチェックを入れ、「出力」をクリック
- ③出力対象のメッセージ詳細と必要なものを選択
出力方法は「印刷」を選択し、「OK」をクリック
- ④「印刷実行」をクリック
- ⑤「印刷」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(メッセージ確認)

受付結果に添付された実際の送信データを申告書の形式でPDFに出力することができます。
 また、「受付日時」や「受付番号」が付与されているので、顧問先に提出する申告書(控)として利用することもできます。

・申告データのプレビュー(PDF形式)



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②PDF変換するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「プレビュー」をクリック

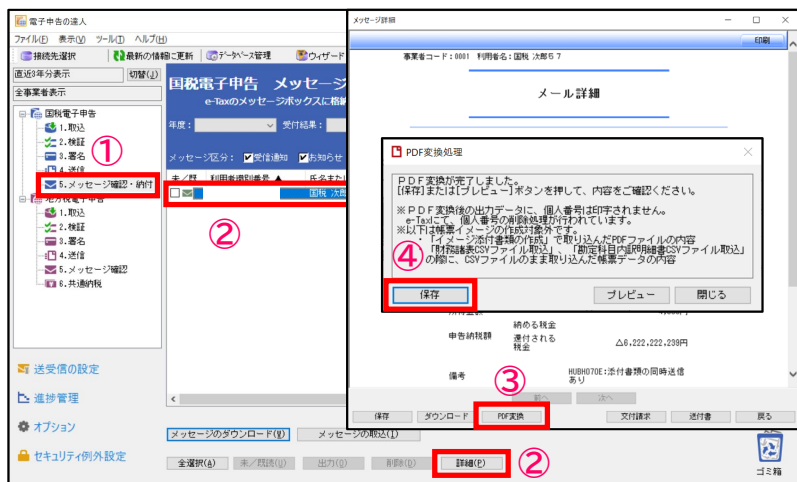


- ⑤申告データが表示されます。
 ※全ての帳票に、「電子申告完了済」「受付日時」「受付番号」が付与されます。

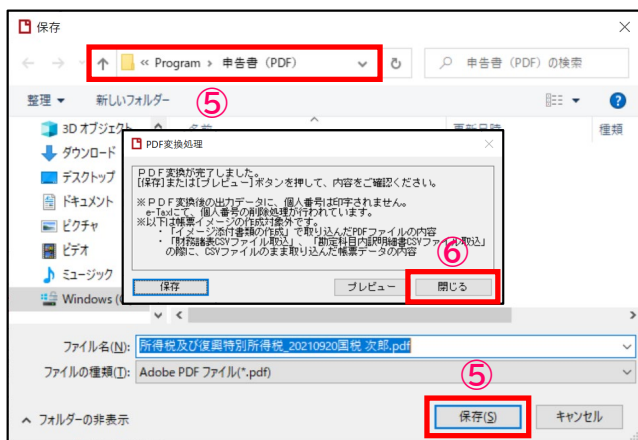
4. 「電子申告の達人」基本操作

(1) 基本操作(メッセージ確認)

・申告データの保存(PDF形式)



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②PDF形式で保存するデータを選択し、「詳細」をクリック
- ③「メッセージ詳細」画面で、「PDF変換」をクリック
- ④「保存」をクリック



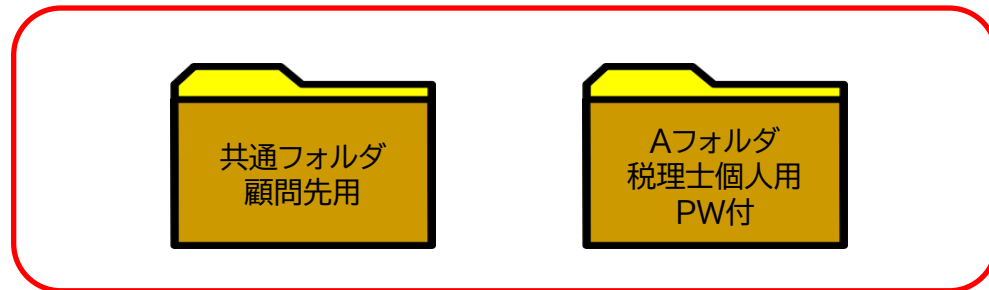
- ⑤保存先を指定して、「保存」をクリック
 - ⑥「閉じる」をクリック
- ※印刷をする場合には、保存したPDFを開いて印刷してください。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2)e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

e-Taxのメッセージボックスにパスワード付フォルダを作成し、送信時に「受信通知」を格納するフォルダを指定することで、送信結果とその内容の確認ができる人を特定の人だけに限定することができます。

・運用例: 税理士事務所向け



- ・税理士個人用にパスワード付のフォルダを作成
- ・税理士個人の申告を電子申告で送信する際、「受信通知」の格納先を「税理士個人用フォルダ」に指定することで、パスワードを知っている税理士以外は閲覧不可
- ・顧問先の「受信通知」は、「共通フォルダ」に格納

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2)e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

「電子申告の達人」では、以下の機能を用意しています。

- ①メッセージ格納先フォルダ指定機能(e-Taxのフォルダ作成状況を判定して自動表示)
- ②「受信通知格納フォルダ選択」画面の非表示設定機能
- ③ダウンロード対象のフォルダ指定機能

※フォルダの作成は、e-Taxで行ってください。

【参考】電子申告の達人でのフォルダ作成方法



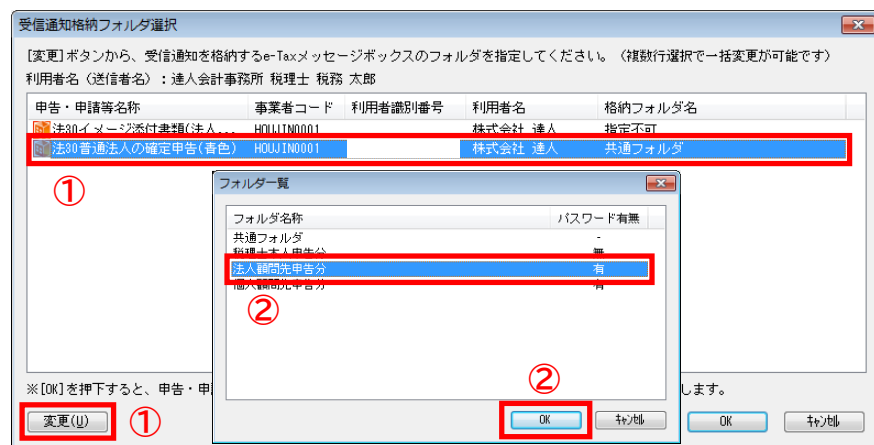
- ①「送受信の設定」を選択
- ②「メッセージボックス」タブを選択し、「設定」をクリック
- ③「はい」をクリック
- ④「利用者識別番号」「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリック
- ⑤「メッセージボックスのフォルダ作成・変更」をクリック
- ⑥「フォルダを新規作成する」をクリックし、作成

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2)e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

①メッセージ格納先フォルダ指定機能(e-Taxのフォルダ作成状況を判定して自動表示)

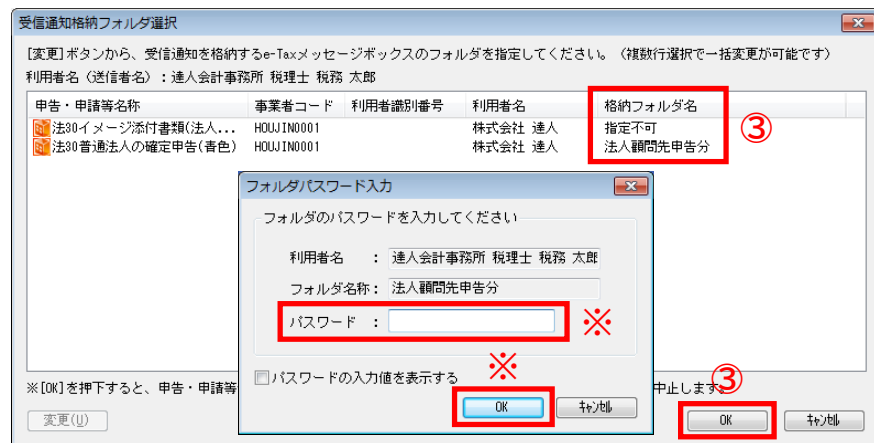
電子申告等データを送信する際、送信後に届く「受信通知」を格納するフォルダの指定ができます。



・「4.送信」を選択後、「送信」をクリック

①「受信通知格納フォルダ選択」画面で「受信通知」の格納先を変更するデータを選択し、「変更」をクリック

②「フォルダ一覧」画面で格納するフォルダを選択し、「OK」をクリック



③格納フォルダ名が指定したフォルダ名に変更されていることを確認後、「OK」をクリック

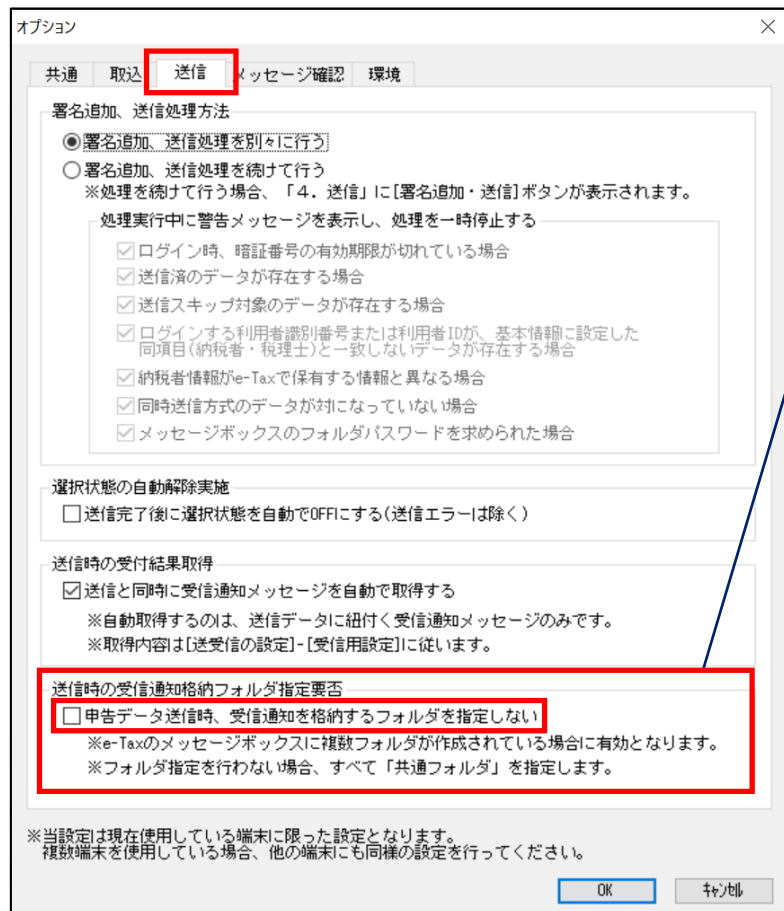
※フォルダにパスワードを設定している場合には、「フォルダパスワード入力」画面が表示されるので、パスワードを入力して、「OK」をクリックします。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2)e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

②「受信通知格納フォルダ選択」画面の非表示設定機能

メッセージ格納先フォルダを指定する必要がない場合に「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されないよう設定することができます。



・「電子申告の達人」画面左下の「オプション」を選択し、「送信」タブをクリック

「送信時の受信通知格納フォルダ指定要否」の「申告データ送信時、受信通知を格納するフォルダを指定しない」にチェックを入れることで、送信時に「受信通知格納フォルダ選択」画面が表示されないよう設定できます。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(2)e-Taxのメッセージボックス閲覧制限機能について

③ ダウンロード対象のフォルダ指定機能

e-Taxメッセージボックスに複数のフォルダを作成している場合、メッセージダウンロード対象のフォルダ指定をすることで、全てのフォルダのメッセージをダウンロードすることなく、共通フォルダに格納されているメッセージのみをダウンロードすることができます。

オプション

共通 取込 送信 **メッセージ確認** 環境

即時通知、メッセージ詳細の欄外の表示方法

即時通知に以下情報を表示する

事業者コード 利用者名

メッセージ詳細に以下情報を表示する

事業者コード 利用者名

保存済の暗証番号でのログイン失敗時、および有効期限切れ時の処理方法

警告メッセージを出力
※ログイン失敗時：該当利用者を除いて処理続行、処理停止を選択
※有効期限切れ時：該当利用者は、有効期限の延長要否を選択する

自動的に該当利用者を除いて処理続行

メッセージダウンロード対象のフォルダ指定

ダウンロード対象を、メッセージボックス内の「全てのフォルダ」としない
※メッセージボックスに複数フォルダが作成されている場合に有効となります。
※「全てのフォルダ」を対象としない場合、「共通フォルダ」のみを対象とします。

国税分
 地方税分

印刷設定

メッセージ詳細を印刷する場合の設定が行えます。
※余白、ヘッダーとフッターの変更ができます。
※用紙サイズ、用紙の向きは変更できません。

設定

※当設定は現在使用している端末に限った設定となります。
複数端末を使用している場合、他の端末にも同様の設定を行ってください。

OK キャンセル

・「電子申告の達人」画面左下の「オプション」を選択

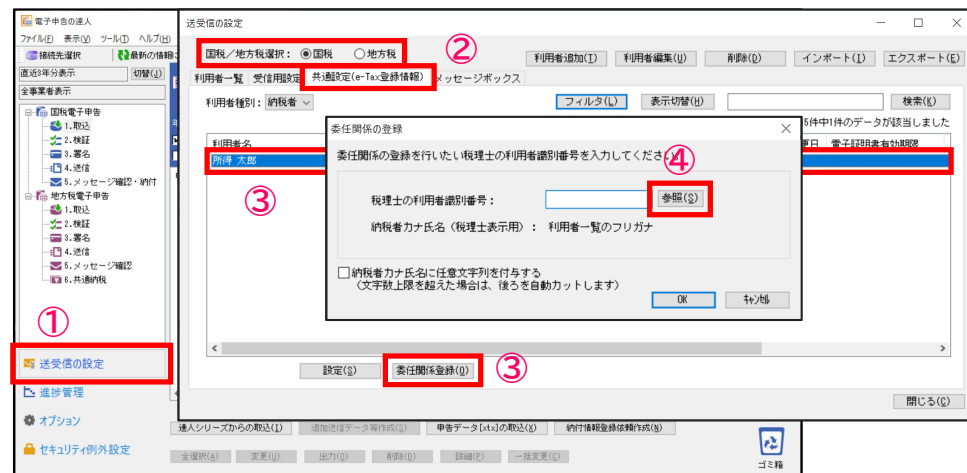
「メッセージダウンロード対象のフォルダ指定」の「国税分」にチェックを入れることで、複数のフォルダを作成している場合でも、メッセージ確認時に「共通フォルダ」に格納されているメッセージのみをダウンロードします。

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

委任関係の登録について、これまでe-Taxホームページで行っていた操作を「電子申告の達人」で行えるよう機能追加しています。

① 委任関係の登録(納税者)

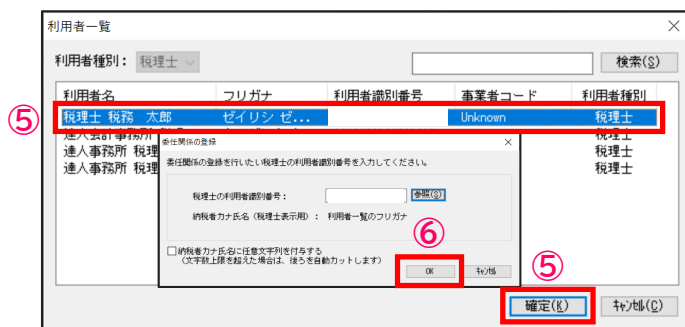


①「送信の設定」をクリック

②「送信の設定」画面で「国税/地方税選択」を選択(今回は国税)し、「共通設定(e-Tax登録情報)」タブをクリック

③委任関係の登録依頼を行う利用者名を選択し、「委任関係登録」をクリック

④「委任関係の登録」画面で、「参照」を選択



⑤「利用者一覧画面」で委任関係の承認依頼を行う利用者名を選択し、「確定」をクリック

⑥「OK」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

電子申告の達人

指定した(税理士の利用者識別番号)に対して、委任関係の登録依頼を行います。よろしいですか?

OK キャンセル

委任関係の登録依頼完了

委任関係の登録依頼が完了しました。
結果欄が「失敗」の場合は、内容を確認の上、必要に応じて再登録依頼を実施してください。

処理件数： 1件 (成功： 1件、失敗： 0件、中止： 0件)

利用者識別番号(税理士)	税理士力才氏名(納税者表示用)	納税者力才氏名(税理士表示用)	結果	詳細情報
シケンゼイリシカイ	コクゼイ 67		成功	

保存(S) 閉じる(C)

認証

e-Taxへログインします。

利用者識別番号: []

暗証番号: [*****]

利用者名: 所得 太郎

暗証番号の入力値を表示する

暗証番号をデータベースに保存する

確定(E) キャンセル(C)

⑦「OK」をクリック

⑧暗証番号を入力し、「確定」をクリック

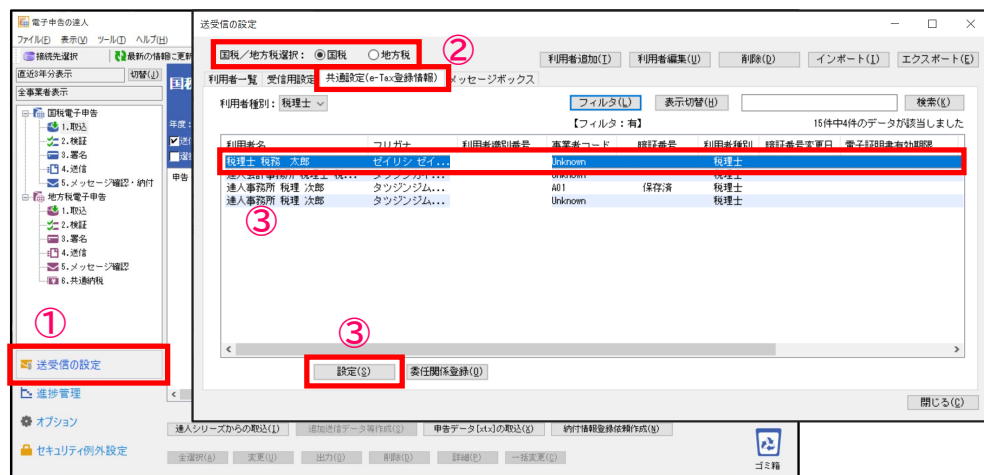
⑨「委任関係の登録依頼完了」画面が表示されます。
※結果が「成功」になっていることを確認して下さい。

⑩「閉じる」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

(3) 委任関係の登録機能について

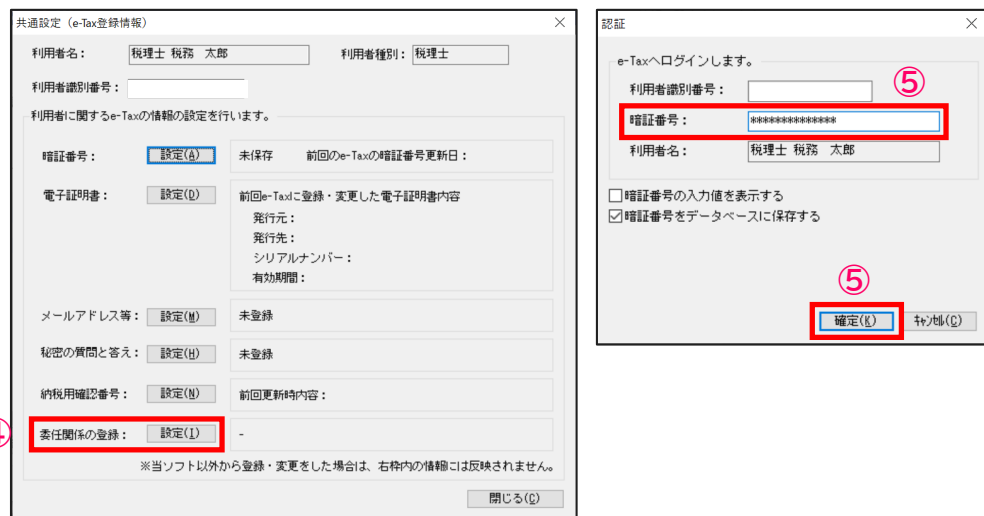
② 委任関係の承認



① 「送信受信の設定」をクリック

② 「送信受信の設定」画面で「国税/地方税選択」を選択(今回は国税)し、「共通設定(e-Tax登録情報)」タブをクリック

③ 委任関係の承認を行う利用者名を選択し、「設定」をクリック



④ 委任関係の登録の「設定」をクリック

⑤ 暗証番号を入力し、「確定」をクリック

4. 「電子申告の達人」基本操作

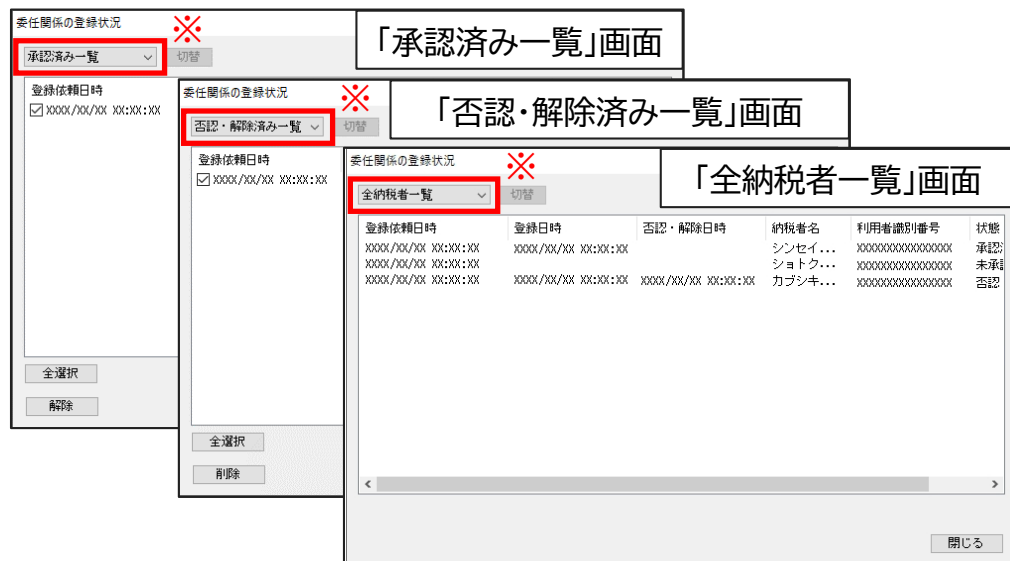
(3) 委任関係の登録機能について

② 委任関係の承認



⑥未承認一覧が表示されるので、承認を行う納税者にチェックを入れ、「承認」をクリック
※纏めて複数の納税者の承認を行うこともできます。

⑦「閉じる」をクリック



別の画面を表示するには該当の画面種別をプルダウンで選択し、[切替]ボタンをクリックして画面を切り替えます。
※初期値で表示される画面は[未承認一覧]です。

- ・承認済み一覧
- ・否認・解約済み一覧
- ・全納税者一覧

05.

「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

(1) 国税の電子納税

「電子申告の達人」では、2023年12月31日現在、以下の税目(納付)に対応しています。

法人税、消費税、所得税については、「申告なしの予定申告納付、見込納付」にも対応しています。

納付方式	対応税目	送信データ
ダイレクト納付※1	源泉所得税、法人税、地方法人税、消費税及地方消費税、申告所得税、相続税、贈与税、源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税 ※「電子申告の達人」以外の電子申告ソフトで申告を行った以下の税目については、「電子申告の達人」でメッセージをダウンロードし、電子納付のみ行うことができます。 酒税、揮発油税及地方揮発油税、印紙税、国際観光旅客税、石油ガス税	申告等データ(電子申告等)
インターネットバンキング※2 (登録方式)	源泉所得税、法人税、地方法人税、消費税及地方消費税、申告所得税、相続税、贈与税、源泉所得税及復興特別所得税、申告所得税及復興特別所得税、復興特別法人税 ※「電子申告の達人」以外の電子申告ソフトで申告を行ったその他税目(延滞税、加算税などの附帯税を含む)については、「電子申告の達人」でメッセージをダウンロードし、電子納付のみ行うことができます。	申告等データ(電子申告等)

※1. 届け出をした金融機関口座を指定して、直接納付する方式

※2. インターネットバンキング経由の納税方式

※ダイレクト納付対応金融機関については、以下のURLにてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/kinyu.htm>

※インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関については、以下のURLにてご確認ください。

<https://www.pay-easy.jp/where/index.html>

5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

(1) 国税の電子納税

「国税の電子納税(ダイレクト納付)」利用の手順

①「利用者識別番号」の取得

e-Taxホームページから「e-Taxの開始届出書」を提出し、利用者識別番号を取得します。

★②税務署へ「ダイレクト納付届出書」を書面(銀行印押印)で提出

※詳細は右記URL <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>

※メッセージボックスに登録完了のメッセージが格納されるとダイレクト納付が利用可能になります。(書面提出から1か月程度)

※個人納税者のみオンラインによる提出も可能(金融機関サイトでの認証作業が必要)

③申告書等を電子送信

④納付

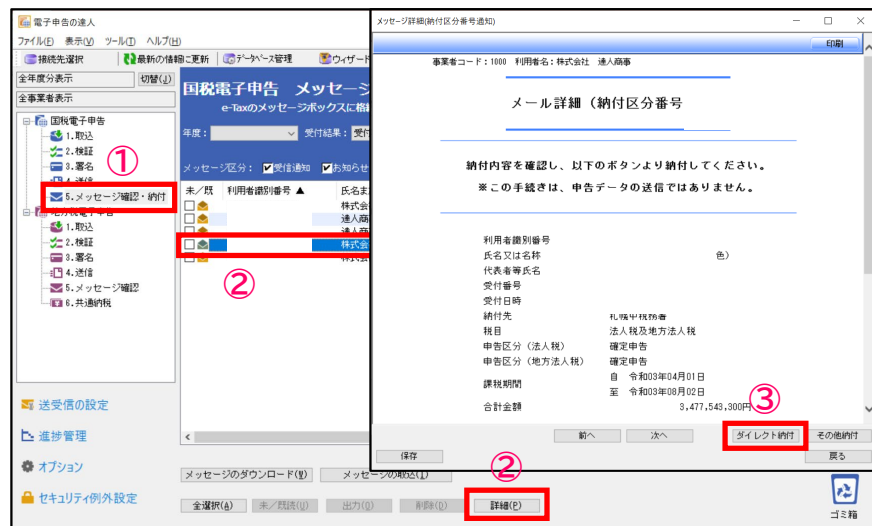
電子送信後、「5. メッセージ確認・納付」にダウンロードされた「納付区分番号通知」から納付が可能です。

税理士による代理送信で顧問先が納付する場合には、e-Taxホームページからログインし、メッセージボックスに格納されている「納付区分番号通知」から納付が可能です。

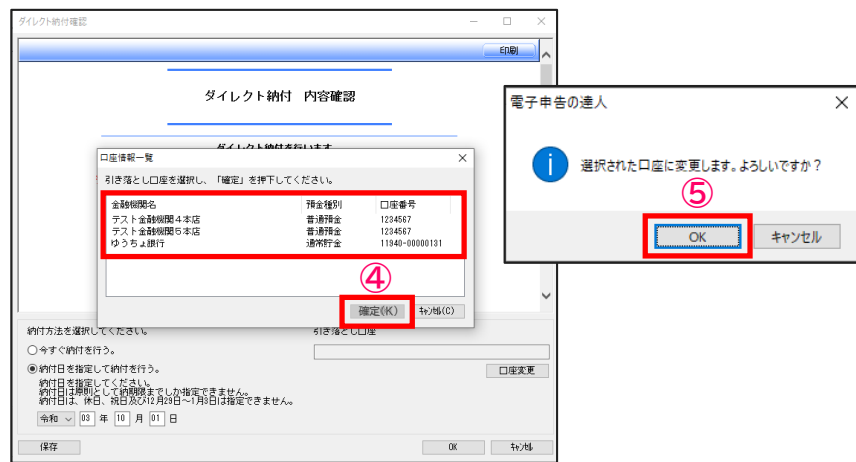
5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

(1) 国税の電子納税

・ダイレクト納付の流れ



- ①「5.メッセージ確認・納付」を選択
- ②納付を行う「納付区分番号通知」メッセージを選択し、「詳細」をクリック
- ③「ダイレクト納付」をクリック

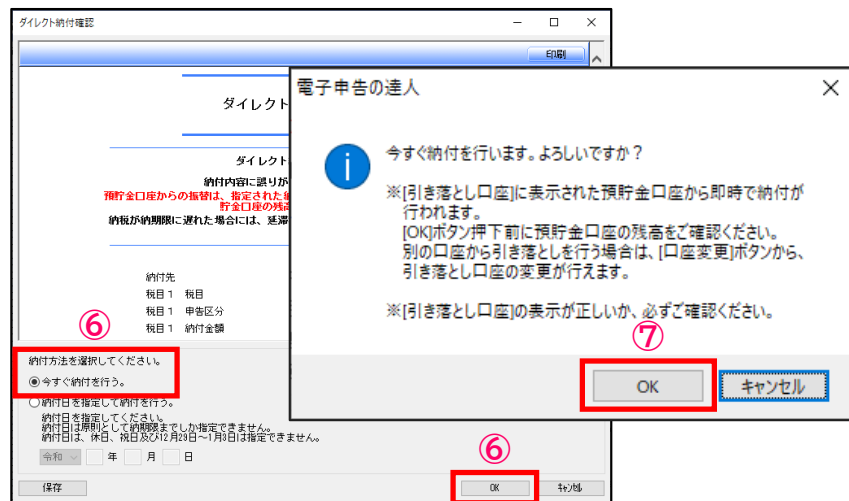


- ④「口座情報一覧」から引き落とし先の口座を選択し、「確定」をクリック
- ⑤「OK」をクリック

5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

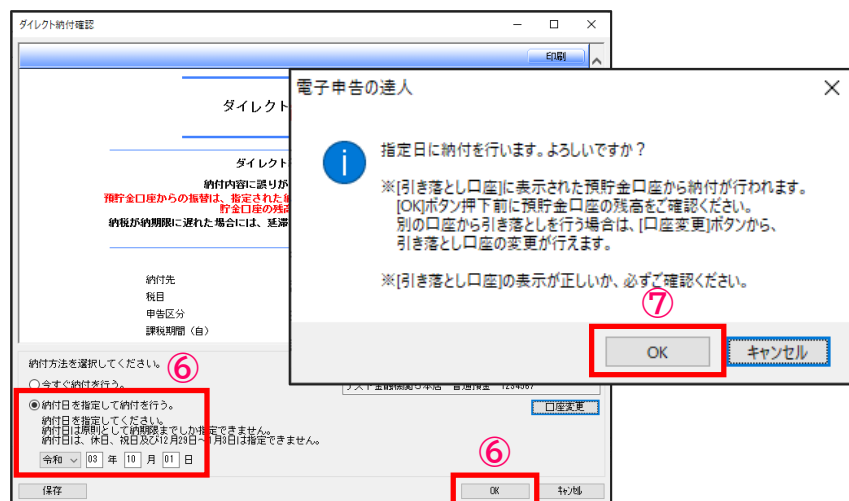
(1) 国税の電子納税

・ダイレクト納付の流れ



【今すぐ納付を行う場合】

- ⑥「今すぐ納付を行う。」を選択し、「OK」をクリック
- ⑦「OK」をクリック



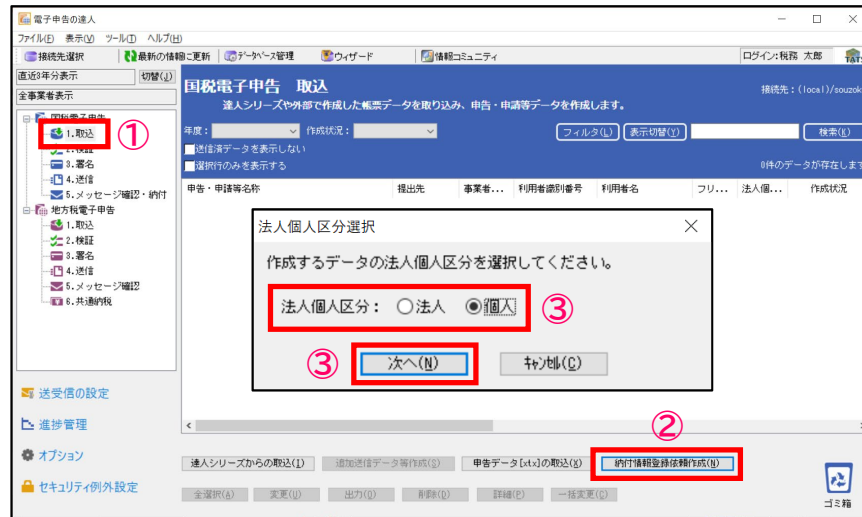
【期日指定して納付を行う場合】

- ⑥「納付日を指定して納付を行う。」を選択し、納付日を入力後、「OK」をクリック
- ⑦「OK」をクリック

5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

(1) 国税の電子納税(納付情報登録依頼)

申告のない予定申告納付や見込納付などを行うための納付情報登録依頼が作成できます。



- ①「1.取込」を選択
- ②「納付情報登録依頼」をクリック
- ③「法人個人区分」を選択し、「次へ」をクリック

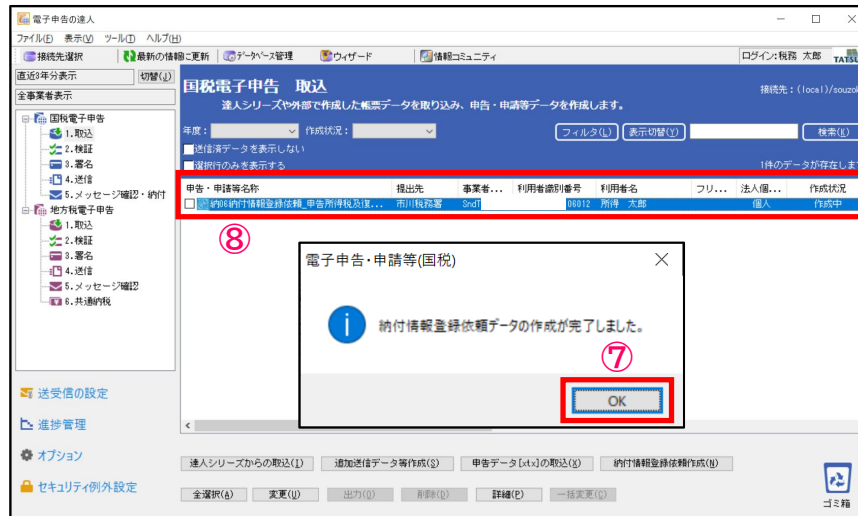


- ④「税目」を選択し、必要情報を入力
※利用者識別番号、提出先税務署は「参照」ボタンから選択できます。
※税理士情報は、「税理士一覧」ボタンから選択できます。
- ⑤「確定」をクリック
- ⑥「OK」をクリック

5. 「電子申告の達人」基本操作(電子納税)

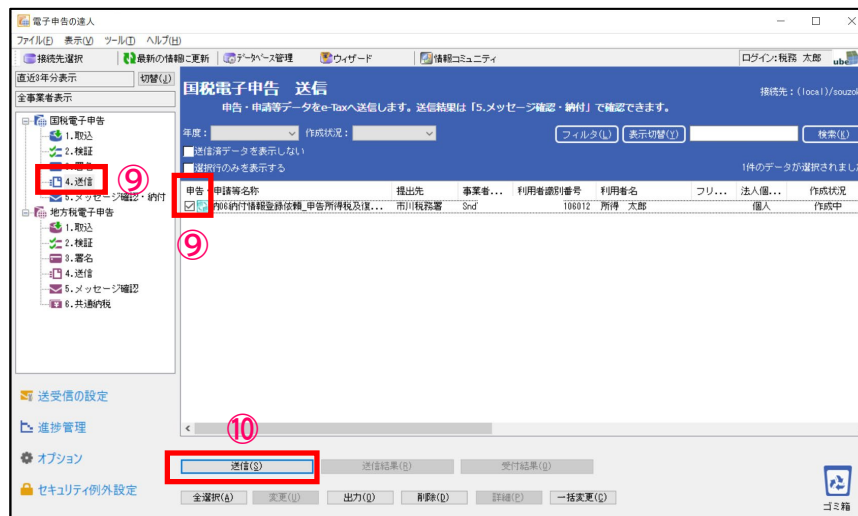
(1) 国税の電子納税(納付情報登録依頼)

・納付情報登録依頼の作成



⑦「OK」をクリック

⑧「納付情報登録依頼」が作成されます。



⑨「5.送信」を選択し、作成した「納付情報登録依頼」データにチェック

⑩「送信」をクリック

※ダウンロードされたメール詳細から納付を行ってください。

06.

達人Cube「データ収集・配信」 電帳法オプションのご紹介

6. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションのご紹介

1. 電子帳簿保存制度の概要

・制度の3つの区分

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

1. 電子帳簿等保存

自らが最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、一定の要件を満たすことで電子データのまま保存することができる。

※一定の要件を満たし、事前に申請がある場合に「過少申告加算税」の軽減措置あり

2. スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができる。

※電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合に、重加算税が10%加重される措置あり

3. 電子取引データ保存

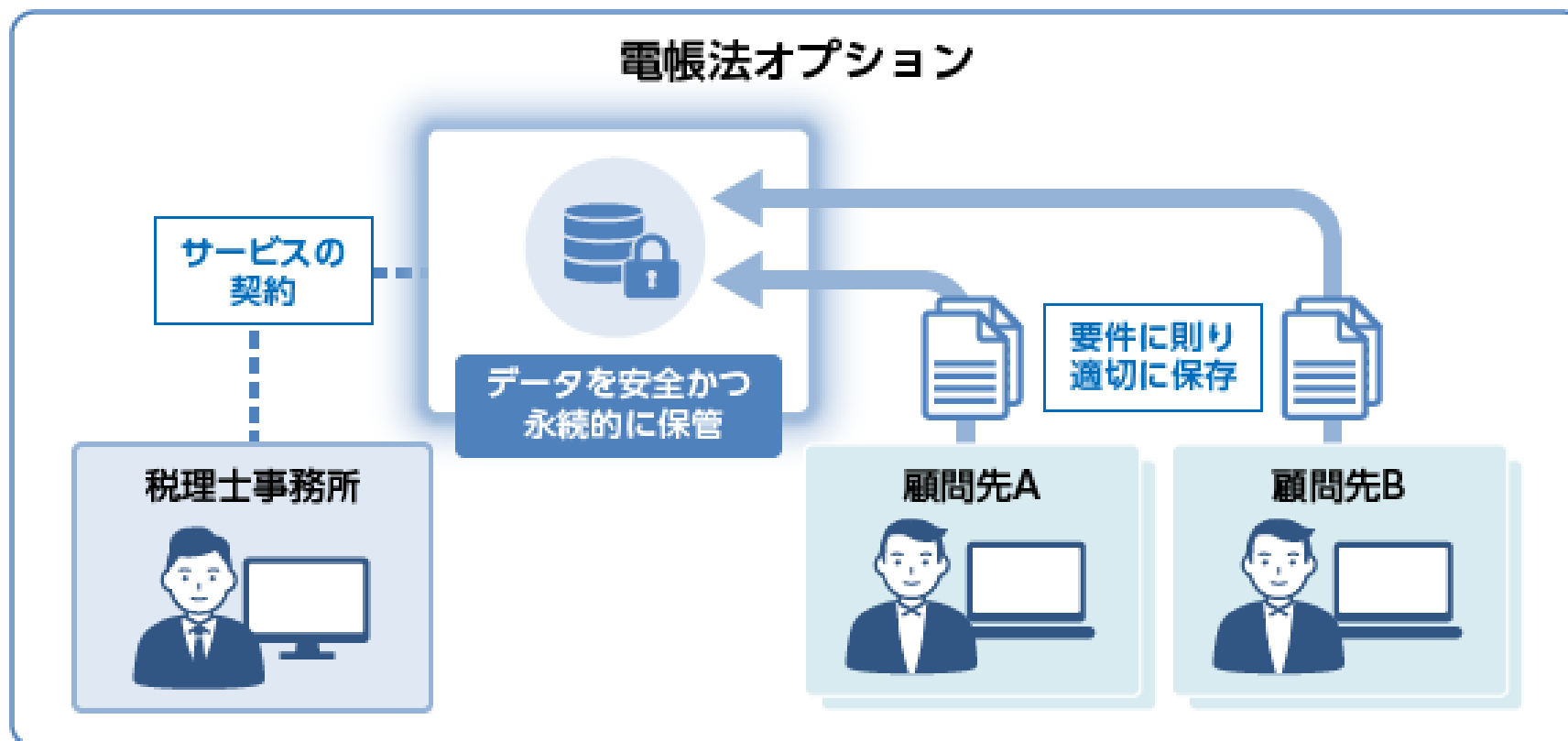
申告所得税及び法人税の保存義務者が注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければならない。

※電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合に、重加算税が10%加重される措置あり

6. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションのご紹介

2. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションとは

税法上、電子的な保存が義務付けられている「電子取引データ」について、その保存要件に従って顧問先が簡単な操作でかつ、少ない経済的負担で利用できることを狙ったクラウドサービスです。



6. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションのご紹介

2. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションとは

【特長】

- 税理士事務所が契約することで、顧問先が利用できるクラウドサービス
顧問先が利用するためのアカウントは税理士事務所が払い出し、利用できる顧問先数に制限はありません。
- 電子取引データを「電子帳簿保存法」の要件に則って保存可能
データの修正履歴の保存・削除の制限や検索要件となる情報を付加して保存でき、電帳法の要件に則った保存ができます。
- 達人Cube「AI-OCR」の併用でさらに業務効率をアップ
検索要件となる取引先や取引日、取引金額の情報をデータから自動で読み取り、入力の手間を大幅に省くことができます。
- 電子取引データ以外の任意のファイルも自由に保存
税理士事務所と顧問先のファイル共有領域としてもご活用いただくことができます。
- 信頼のデータセンターによる万全なセキュリティ
NTTデータが運営するデータセンターでお預かり。堅牢なセキュリティを確保したうえで安全かつ永続的に保管します。

6. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプションのご紹介

3. 達人Cube「データ収集・配信」電帳法オプション価格体系

【基本サービス】 ※「電帳法オプション」のご利用には本サービスのご契約が必須となります。

データ収集・配信 5,000円/月(25GBあたり)

25GBを超える容量のご契約については、25GB ごとに5,000円/月が加算されます。
なお、容量に上限はありません。

【オプション】

電帳法オプション 3,000円/月

利用できる顧問先数に制限はありません。(顧問先様に対する弊社からの課金はありません。)

【検索要件読み取りオプション】

AI-OCR 7,500円/月(月7,500項目あたり)

「電帳法オプション」の他、「年調・法定調書の達人」をご契約の場合には扶養控除等申告書の読み取りにもご利用いただけます。

※価格はすべて(税抜き)です。

07.

一括処理「所得税の達人」カスタマイズオプション

7. 一括処理(「所得税の達人」カスタマイズオプション)

■一括処理(「所得税の達人」カスタマイズオプション)のご紹介

「所得税の達人」カスタマイズオプションは、所得税の達人のオプション機能として、複数の顧問先データを横断的に処理(新規作成、取込み、出力など)することができます。

特に大量の所得税申告の業務を行う場合などの業務効率化機能としてご利用いただけます。

【主な機能】

- ① 顧問先データの一括新規作成
- ② 申告書の作成に必要な各種データの一括取込
- ③ 複数の申告データで作成した帳票の一括印刷
- ④ 税額等の申告情報の一括出力
- ⑤ 特定項目の一括置換
- ⑥ 顧問先一覧の出力

【年間利用料】

100,000円(税抜き)

※処理件数1,000件まで。それ以上の件数のご利用を希望される場合はお問い合わせ下さい。

08.

その他

8. その他

■テレワーク商材のご紹介

(1)達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

- ✓ 達人シリーズをクラウド化
- ✓ 達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減
- ✓ ローカルPCにインストールした場合と変わらない操作感

(2)達人Cube「クラウドデスクトップ」

- ✓ デスクトップ環境をまるごとクラウド化
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ クラウド上で会計・税務データを管理・運用できるため安心

(3)遠隔制御ソフト「RemoteView」

- ✓ 安価なコスト・簡単なセットアップでお手軽に利用可能
- ✓ 高度なセキュリティ機能と利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理可能

(4)達人Cube「クラウドストレージ」

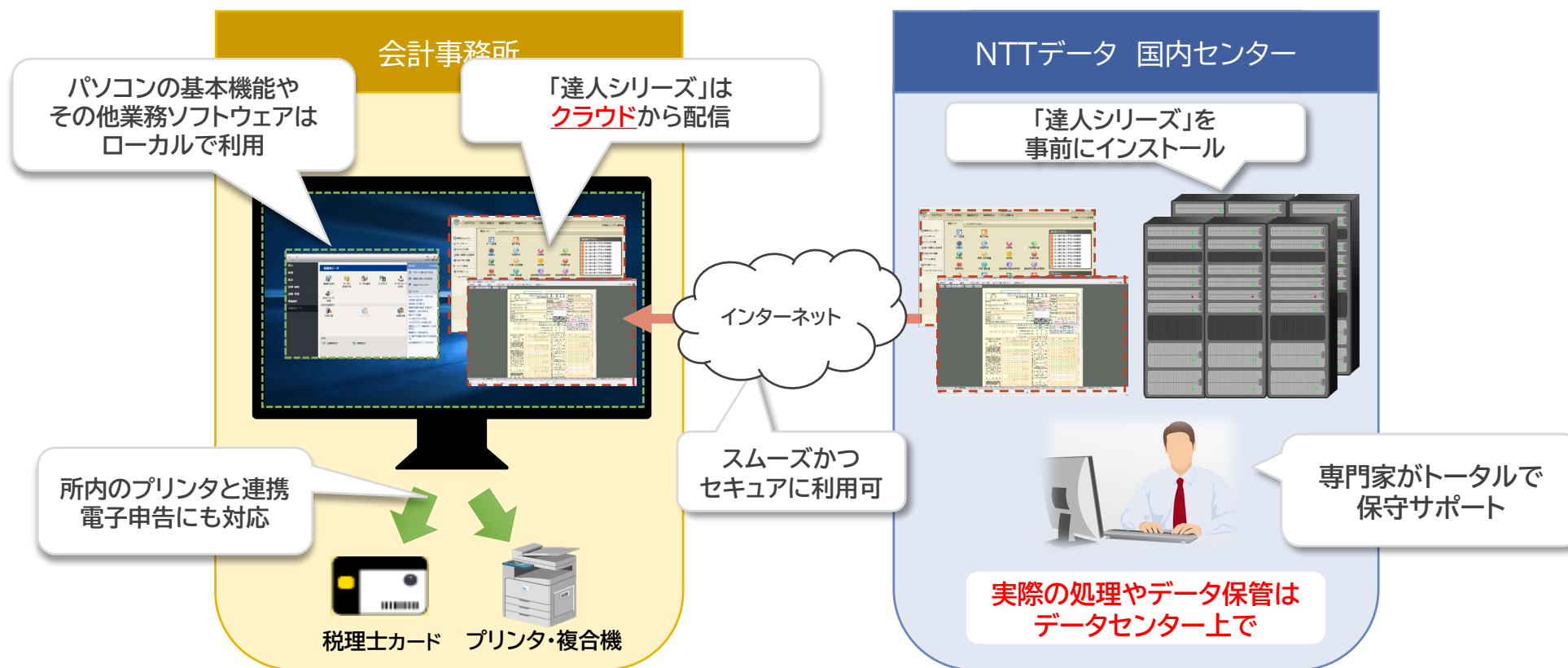
- ✓ インターネット経由で業務データをお手軽に保管
- ✓ 高度なセキュリティ機能により、大切な情報資産をセキュアに保全
- ✓ 万が一の災害時も、保管されたデータから即座に復旧できるため安心

8. その他

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」とは、NTTデータのデータセンターで運用される仮想サーバーにインストールされた達人シリーズを、インターネットを介して事務所内のクライアント端末で利用できるサービスです。

達人シリーズのアップデートや端末の入れ替えにかかる手間を大幅に軽減するだけでなく、業務データをセキュアに保全できます。



8. その他

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

【導入メリット】

① 達人シリーズをまるごとクラウド化でき、管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズのアップデート作業は、クラウド上のサーバー1台だけでOK
- ✓ 事務所内のコンピュータにアプリやデータが残らないため、パソコンの入れ替えもラクラク
- ✓ ご契約中の達人シリーズを事前にインストール

② 万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③ クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 事務所規模に合わせた4プランをご用意
- ✓ Webブラウザからサクサク起動、セットアップも簡単

8. その他

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

① VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ)容量	標準販売価格	推奨利用人数
プラン1	4vCPU	8GB	100GB	16,000円	10名
プラン2	8vCPU	16GB	200GB	20,000円	25名
プラン3	12vCPU	24GB	300GB	24,000円	40名
プラン4	16vCPU	32GB	400GB	30,000円	60名

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

② クライアントアクセスライセンス

ライセンス数	標準販売価格
5CAL	13,500円
8CAL	21,600円
10CAL	27,000円

※**利用する人数分**のライセンス契約が必須です。

※10ライセンス以上は、5ライセンス追加ごとに13,500円/月が加算されます。

③ 共有ファイル領域(Sドライブ)

契約単位	標準販売価格
50GB	3,600円

※最低契約容量は50GB、上限は2TBです。

※容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

④ 業務ソフト(オプション)

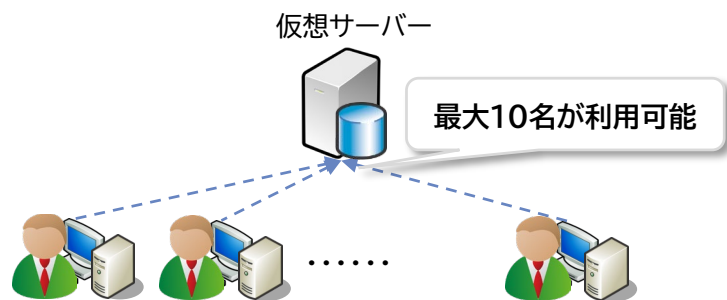
名称	標準販売価格
MS Office Standard 2019	1,200円

8. その他

(1) 達人Cube「クラウドAP仮想化サーバー」

■利用人数:10名

10名規模向けの仮想サーバー1台で運用



<構成>

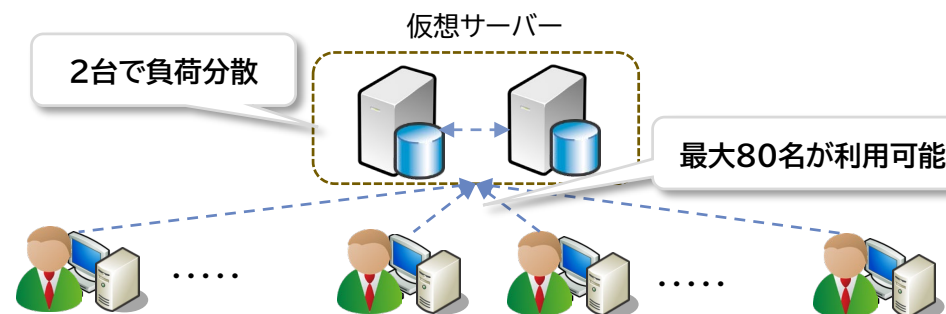
メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン1)	1	16,000円
クライアントアクセスライセンス	10	27,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB	3,600円

合計コスト(月額) **46,600円**

合計コスト(年額) **559,200円**

■利用人数:80名

40名規模向けの仮想サーバー2台で運用



<構成>

メニュー名	数量	金額
サーバ本体(プラン3)	2	48,000円
クライアントアクセスライセンス	80	216,000円
共有ファイル領域(Sドライブ)	200GB	14,400円

合計コスト(月額) **278,400円**

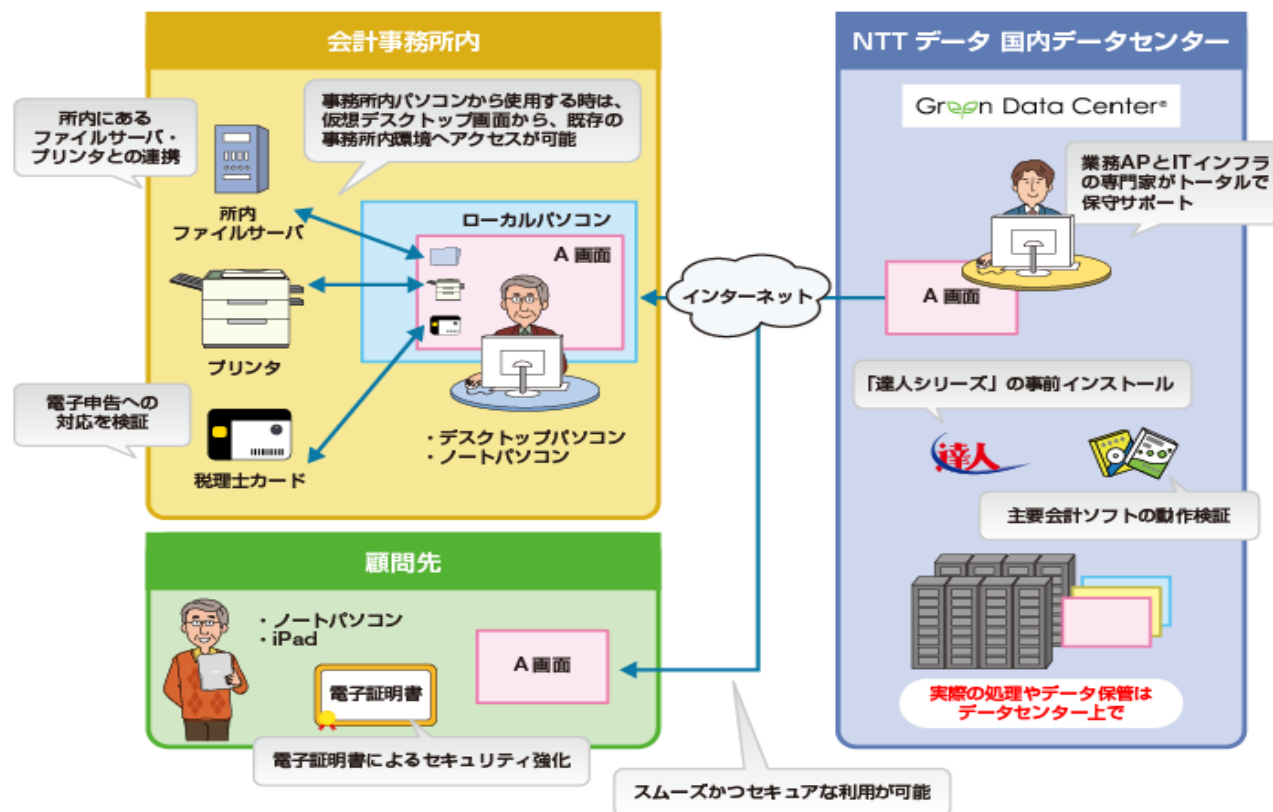
合計コスト(年額) **3,340,800円**

8. その他

(2)達人Cube「クラウドデスクトップ」

達人Cube「クラウドデスクトップ」は、税理士事務所の業務をセキュアかつ便利に推進するために開発されたデスクトップサービスです。NTTデータのデータセンターで運用される仮想コンピュータ(VM:Virtual Machine)に対し、事務所内はもちろん、外出先からもアクセス可能で、いつものデスクトップ環境で業務を行う事が出来ます。

達人シリーズだけでなく主要会計ソフトや電子証明書についても動作確認済みのため、**税理士事務所の業務環境をまるごとクラウド化**できます。



8. その他

(2)達人Cube「クラウドデスクトップ」

【導入メリット】

①業務をまるごとクラウド化でき、システム管理の手間から開放されます。

- ✓ 達人シリーズや第五世代電子証明書を事前にインストール
- ✓ 主要連動会計ソフト動作検証済み、お手持ちのインストーラ等からインストール可能
- ✓ 全ての処理はクラウド側で実行されるため、事務所内PCは低スペックでOK

②万全のセキュリティでお客様の情報資産をお守りします。

- ✓ NTTデータの国内最大級のデータセンターで、専門エンジニアが24時間365日システム監視
- ✓ VMとローカルコンピュータの間の通信経路は暗号化
- ✓ ID&PW認証とクライアント証明書でアクセス制御

③総クラウド環境での業務を、お手軽にはじめられます。

- ✓ 達人Cubeだから最短三ヶ月からご利用可能
- ✓ 用途に合わせた2グレード(SSD採用により、サクサク作業)
- ✓ ローカルPCからのデータ移行も、エクスプローラーでラクラク

8. その他

(2)達人Cube「クラウドデスクトップ」

①VM本体

【価格は全て月額、消費税別】

グレード	CPU数	メモリ	システム領域 (Cドライブ)容量	標準販売価格
スタンダード	4vCPU	8GB	100GB	12,500円
プロフェッショナル	8vCPU	16GB	200GB	15,000円

※OSとインストール済みアプリが30GB程度を専有します。

②VM単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
個人ファイル領域(Hドライブ)	20GB ※上限2TB	1,400円
MS Office Standard 2019	—	1,200円

③事務所単位オプション

名称	契約単位	標準販売価格
共有ファイル領域(Sドライブ)	50GB ※上限2TB	3,600円
共有ファイル領域 アクセスライセンス	VM数 ※共有ファイル領域をご契約頂く場合、全VM台数分必要	300円

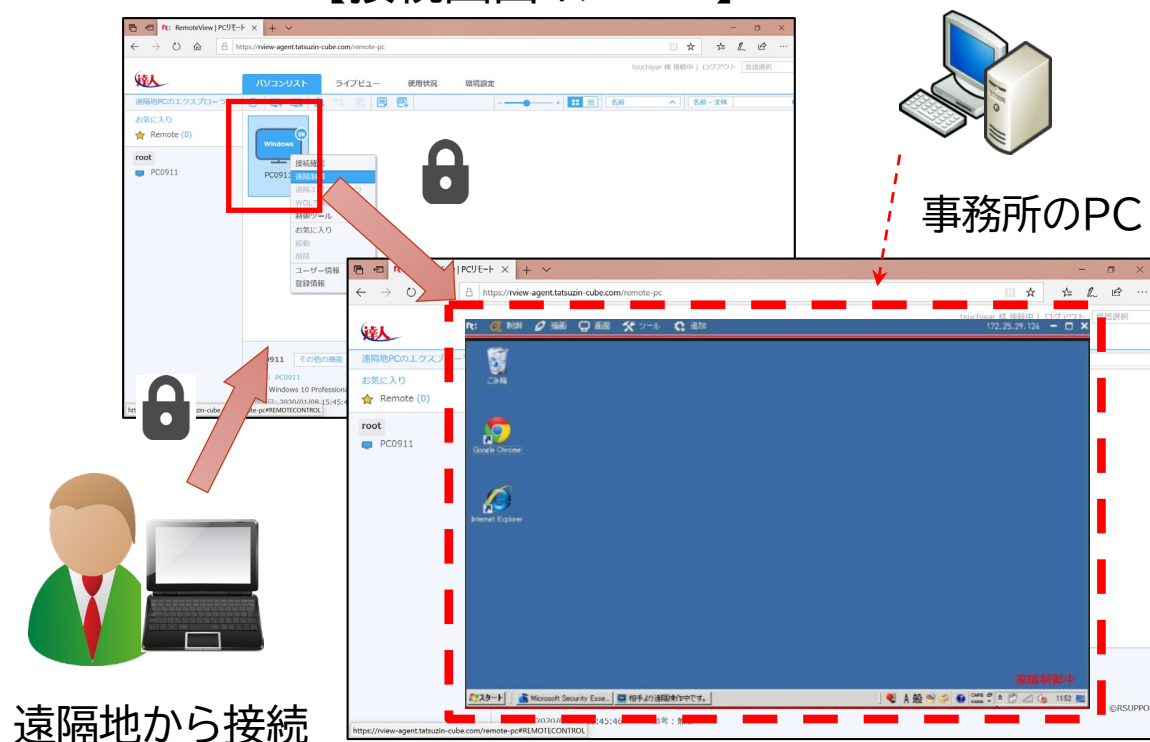
※Hドライブ、Sドライブの容量を削減する場合、8,500円の作業手数料が必要です。

8. その他

(3)遠隔制御ソフト「RemoteView」

「RemoteView」は、自宅や移動先からオフィスのPCに接続できるサービスであり、テレワークにもご活用いただけます。暗号化によってセキュアに接続できるだけでなく、利用履歴も管理できるため、管理者の方も安心して導入いただけます。

【接続画面イメージ】



【RemoteViewの特徴】

①快適な操作性

あたかもオフィスにいるかのように、PCを操作できます。

②万全の安全性

暗号化通信だけでなく、利用履歴の確認、ファイル移動の制限など大切な情報を安全な状態で管理することができます。

③簡単なセットアップ

インターネット環境があれば、ブラウザから簡単に接続できます。

④安価なコスト

1ライセンスあたり11,800円/年でご利用いただけます。

8. その他

(4)達人Cube「クラウドストレージ」

達人Cube「クラウドストレージ」は、ログインIDやパスワードによる認証に加えて、インターネット回線による認証や端末認証など、より高度なセキュリティを実現したストレージサービスです。

【特徴】

- ・NTTグループが運営する国内最大級のデータセンター(お客様の保管領域)に、インターネット経由でお手軽に保管
- ・万が一大規模な災害が起きた場合でも、大切な情報資産をデータセンターに保管したデータを使って復旧。スムーズに業務を再開
- ・達人シリーズのデータだけでなく、ExcelやWordなどの業務データにも対応

【利用料】

- ・10GB:500円/月～(消費税別)※最大5TBまで

◆「クラウドストレージ」はここが違います！

POINT1:信頼のデータセンターによる安心バックアップ

データセンターへのアップロード・ダウンロードを行う際は、TSL通信により暗号化されています。アップロード時には、ウイルスチェックを行うので、常にセキュアな環境でご利用いただけます。

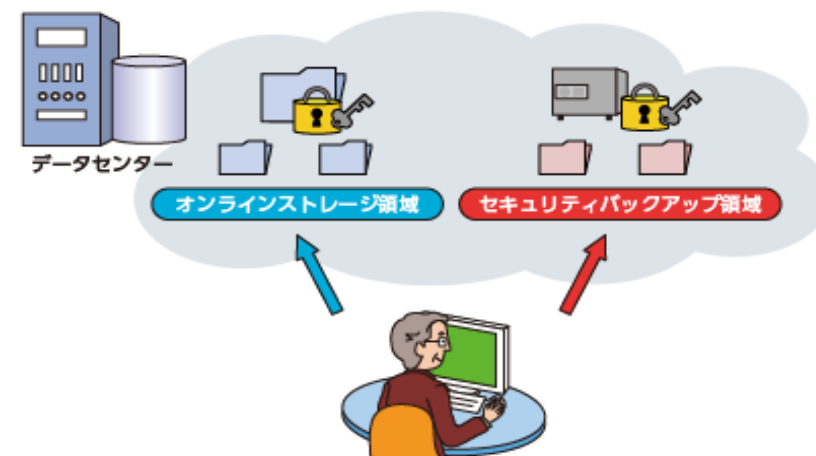
POINT2:容量プランの充実ラインナップ

お手頃な10GBから大容量の5TBまで、充実のラインナップを安価でご提供します。

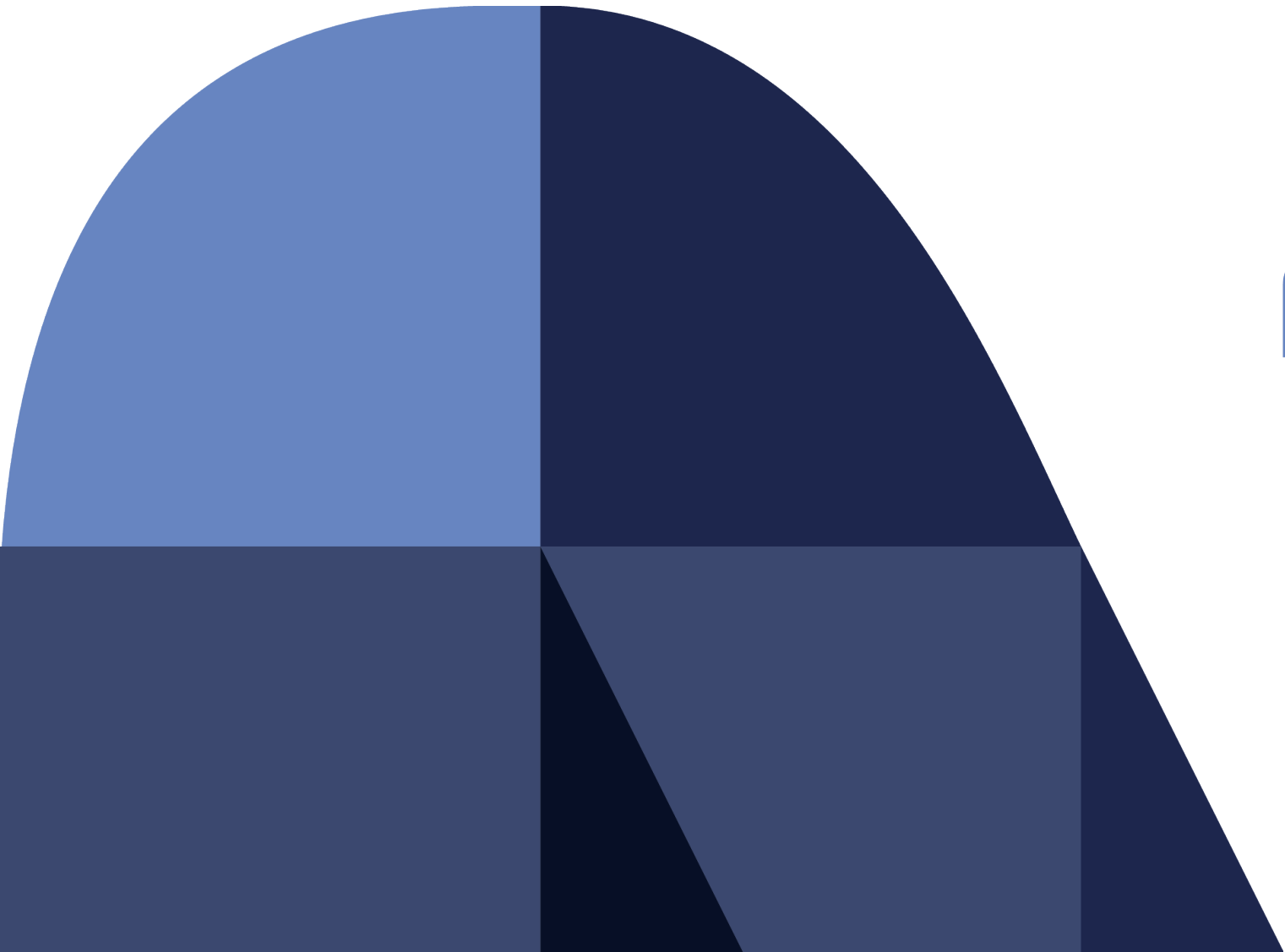
POINT3:簡単操作で安心アップロード・ダウンロード

POINT4:端末認証と回線認証による高セキュリティを実現

【システムイメージ図】



簡単操作でファイルやフォルダをアップロード・ダウンロードできます。



NTT DATA

Trusted Global Innovator